

令和6年度 第1回 静岡市健康福祉審議会地域福祉専門分科会

日時：令和6年6月3日（月）午後6時30分から

場所：静岡市地域福祉共生センターみなくる 会議室1

次 第

1 開 会

2 福祉総務課長挨拶

3 審議事項

第4次地域福祉計画の実績報告について

4 報告事項

個別避難計画の作成について

5 開 会

第4次静岡市地域福祉計画（前期実施計画）の評価について
（令和5年度 総合評価シート）

令和6年5月
静岡市福祉総務課

目 次

1	計画の評価方法について	1
2	施策体系について	2
3	令和5年度分の評価について	
(1)	事業評価の基準について	3
(2)	基本目標ごとの基準について	3
(3)	評価の概要	4
(4)	令和5年度の実施と評価	
基本目標 1	育む～意識づくり～	5
基本目標 2	寄り添う～しくみづくり～	7
基本目標 3	参加する～場づくり～	10
基本目標 4	活かす～人づくり～	13
基本目標 5	続ける～つながりづくり～	16

1 計画の評価方法等

(1) 評価の趣旨について

地域福祉計画は、静岡市総合計画及び各分野の各個別計画との整合性を図りながら、地域福祉を推進するための基本目標や基本施策を定める計画である。

進捗管理に当たっては、計画に定める基本目標や基本施策を実現するため、各課で実施する関連事業の進捗状況を調査し、評価を行う。

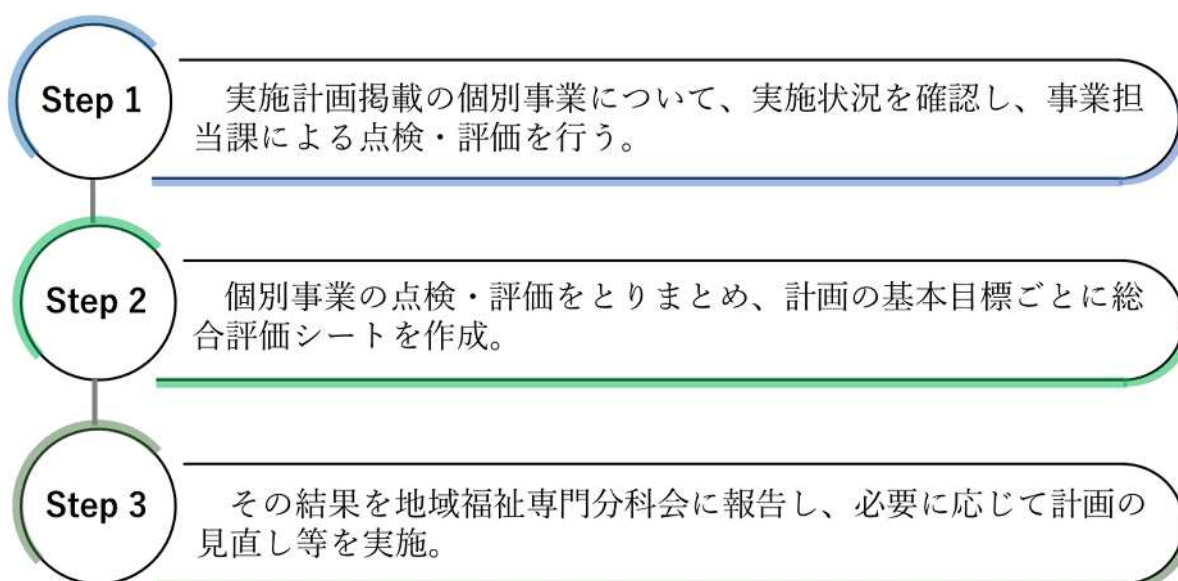
(2) 評価対象について

本計画では、5つの基本目標と14の取組の視点から事業を展開し、誰もが住み慣れた地域で助け合いながら、安心して自分らしく暮らし続けることができる地域共生社会の実現を目指すこととしている。

よって、本計画に関連する個別事業の実施状況を踏まえて、5つの基本目標の項目を評価対象とする。

(3) 評価手順について

本計画の推進に際しては、以下のとおり進捗管理(点検・評価)を行う。



2 施策体系について

基本理念

だれもが
こころで暮らし続けたいと思う
地域をめざして

みんなできるとともに支え合うまち
しずおか



成果指標：

静岡市は互いに助け合う暮らしやすいまちだと思う市民の割合 65.0%

(3) 評価の概要
188 事業について

基本目標	取組視点	事業数	R 5 評価				
			5	4	3	2	1
1 育む～意識づくり～	多様性を認め合うことの大切さを多世代で共有します	23	4	15	4	0	0
	支え合いの心を持ち、自分自身にもできることを探して行動します	4	0	3	1	0	0
2 寄り添う ～しくみづくり～	一人ひとりの思いを尊重し、誰もが安心して生活できるように支援します	49	4	38	6	0	0
	悩み困りごとを一人で抱え込まず、適切な支援先へ相談できるしくみをつくります	28	2	21	5	0	0
	複合的な問題に対する分野を越えた支援を構築します	7	2	3	2	0	0
3 参加する ～場づくり～	地域住民が世代を超えてつながり、交流します	15	2	11	2	0	0
	住民自身が地域の課題に向き合い、解決していく「地域力」を培います	4	2	2	0	0	0
	社会参加の場を増やし、誰もが生涯をとおして活動できる地域をつくります	10	0	6	4	0	0
4 活かす ～人づくり～	世代を問わず個々の地域住民ができることを活かします	15	0	15	0	0	0
	地域活動の担い手が活動しやすい環境を整えます	11	1	7	3	0	0
	地域にある様々な社会資源を発掘し、活用します	4	1	1	1	1	0
5 続ける ～つながりづくり～	地域住民が主体となって支え合い活動を持続させます	8	0	6	2	0	0
	地区社協や、地域を基盤として活動する団体、企業などがつながり、お互いの特性を活かして活動一体的に行います	5	0	5	0	0	0
	地域活動と専門的支援が連携し、災害時にも機能する地域ネットワークをつくります	5	0	1	4	0	0
合 計		188	18	134	34	1	0

(4) 令和 5 年度の取組と評価

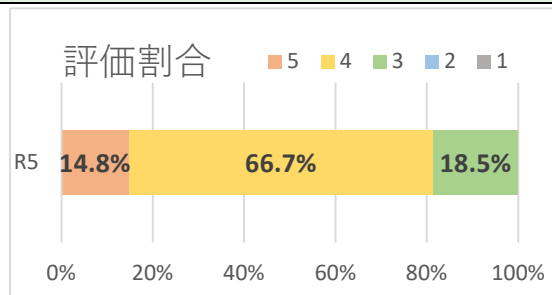
基本目標 1 : 育む ～意識づくり～ 多様性を認め合う心を育てます【福祉教育】

1 取組視点			
1-1	多様性を認め合うことの大切さを多世代で共有します		
1-2	支え合いの心を持ち、自分自身にもできることを探して行動していきます		
2 重点施策			
事業名	静岡型地域包括ケアシステム情報発信事業（No. 1）	評価	4
取組状況 （実績や効果）	・市民や専門職に情報を積極的に発信するため、専用ウェブサイトを設け、周知啓発を図る。 ・ウェブサイトの平均アクセス数 2,600 件／月を目標として設定し、平均 3,382 件／月のアクセスがあった。 ・情報発信の効果として、「健康長寿・誰もが活躍のまちづくり」や「静岡型地域包括ケアシステム」の関心を高め、関連する各種講座やイベントの参加者数が増加した。 ・今後も平均アクセス数を継続して増加させるため、情報発信を継続し、適宜、掲載内容を見直す必要がある。		
3 取組状況（事業実績調査票より一部を掲載）			
◆事業実績			
・（No. 7）視覚障がいのある人等に、音訳資料を 63 件作成、資料の貸出や対面朗読を実施した。 ・（No. 12）障がいの理解促進、地域リハビリテーション推進に関する啓発として、研修会を 14 回実施した。 ・（No. 14）心のバリアフリーイベントとして、12 月の障がい者週間にパネル展示を実施したほか、エスパルスの試合で啓発動画の放映を実施した。3 月にイベントを開催予定であったが、雨天により中止となった。 ・（No. 18）年 2 回、小中学校の道徳教育推進教師研修会を実施。学力学習状況調査で、「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思う」と回答した児童 97.4%、生徒 95.6%であり、目標値（95%以上）を達成した。 ・（No. 19）福祉のまちづくりの推進として、ホームページ「U/B ぷら（ゆびぷら）」掲載の施設に 17 件の追加掲載を実施した。 ・（No. 24）福祉教育の実施と推進のため、年 20 回の講座開催を目標とし、学校や自治会等に対して、31 回開催することができた。			
◆効果や成果			
・（No. 7）当市で所蔵していない図書は、相互貸借制度を利用し、他施設から取り寄せ、貸し出しを行った。 ・（No. 12）理解度や支援力の向上、関係機関の連携強化に繋がった。 ・（No. 14）障がい者週間では、当事者を交えた啓発活動を実施し、障がいや障がいのある人への理解や認識を深めることができた。 ・（No. 18）「生命の尊さと自他の生命尊重」「いじめ予防にかかる内容項目」の授業実践を全学級で行った学校が 94%であった。 ・（No. 19）事業目標以上の施設について、追加掲載することができた。 ・（No. 24）健康福祉や障がいの理解を深める場を提供し、90%以上の高い満足度とすることができた。			

4 評価

◆個別事業評価（全 27 事業）

評価区分	5	4	3	2	1	合計
R5 年度	4	18	5	0	0	27



◆総合評価 **A** (平均点: 3.96)

5 課題（事業実績調査票より一部を掲載）

- ・ (No. 7) 利用者が少なく、広報の必要がある。
- ・ (No. 12) より多くの人々が研修会に参加できるような方法、手段の検討が必要である。
- ・ (No. 14) 心のバリアフリーイベントは、年に一度、屋外での開催であるため、荒天等により中止となった場合、その年度は実施することができない。
- ・ (No. 18) 命の尊さやいじめ予防等に係る事業実施が前年度より微減した。
- ・ (No. 19) 民間からの投稿制であるため、更新頻度が少ない。啓発活動において他課との連携不足が考えられる。

6 今後の取組方針（事業実績調査票より一部を掲載）

- ・ (No. 7) ボランティアをサポート、音訳資料制作を継続するとともに、ウェブサイトで情報発信を行う。
- ・ (No. 12) 多くの人に参加してもらえるよう事業の周知を図り、地域リハビリテーションやノーマライゼーションの普及、啓発を継続する。
- ・ (No. 14) 2年連続で中止となっているため、雨天でも実施できる場所、実施方法を検討する。
- ・ (No. 18) 充実した指導がさらに行われるよう、年間指導計画の点検と改善について、研修会で周知徹底する。
- ・ (No. 19) 市民や民間事業者に対して、ホームページの周知を行い、掲載事業の増加を目指す。
- ・ (No. 24) 学校の事情により講座回数が増減するため、目標値の指標を変更する。令和6年度は、講座開催数20回を継続し、そのうち学校への福祉教育を10校以上とする。

7 専門分科会の意見等

基本目標2：寄り添う ～しくみづくり～ 一人ひとりが望む支援を届けます【包括的支援】
--

1 取組視点			
2-1	一人ひとりの思いを尊重し、誰もが安心して生活できるように支援します		
2-2	悩み困りごとを一人で抱え込まず、適切な支援先へ相談できるしくみをつくります		
2-3	複合的な問題に対する分野を越えた支援を構築します		
2 重点施策			
事業名	成年後見制度利用促進事業（No. 28）	評価	4
取組状況 （実績や効果）	・判断能力が十分でない市民を法的に支援するために、成年後見制度の利用促進を行う。 ・①成年後見人等への報酬助成の実施、②専門職による相談会の実施を目標とし、①②ともに計画通りに事業を実施した。 報酬助成の受付件数：140 件（総額約 2260 万円の助成を実施） 専門職による相談会：36 回（3 区×1 回×12 か月）実施 ・課題として、制度利用に係る関係機関の情報共有や連携促進があるため、関係機関の連携に係る課題の棚卸を行い、解決を進める。		
事業名	ヤングケアラー支援事業（No. 29）	評価	4
取組状況 （実績や効果）	・ヤングケアラーの負担軽減を目的とし、コーディネーターの配置や家事代行ヘルパーの派遣等を行う。 ・①支援前と比較し、「負担が軽減した」と感じる子どもの割合 100%、②関係機関職員研修の開催（2 回）を目標として実施。 25 世帯 39 人の相談を受け付け、①継続相談者の負担軽減率は 100%であった。 ②研修会は、15 回実施（主催：3 回、依頼：12 回）し、目標を達成した。 ・事業の周知啓発の実施、市内の中学校への訪問、民生・児童委員や包括支援センター等の会議への出席、出前講座や研修会の実施により、地域を巻き込んだヤングケアラー支援体制構築の一助となった。 ・子ども若者相談センターにつながっている相談件数が少ないという課題があり、研修会の実施方法等を見直ししながら、啓発を継続していく。 ・ヤングケアラー支援ヘルパー派遣の利用がないという課題に対しては、支援ヘルパーの対象者の見直しが必要である。		
事業名	重層的支援体制整備事業への移行準備事業（No. 105）	評価	4
取組状況 （実績や効果）	・地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の整備を目的とした「重層的支援体制整備事業」の実施に向け、移行準備及び試行的取組みを実施。 ・駿河区をモデル地区として、事業を実施、重層的支援会議を 13 回開催したほか、令和 6 年度からの市内全域での展開に向け、庁内連携会議（2 回）、研修会（2 回）を開催した。 ・重層的支援会議を通じて、これまで支援が届いていなかった事例等に、多機関が関わり、チーム支援を構築することで、適切な支援につなぐことができている。 ・研修会のアンケートにて、「重層的支援体制整備を進めるにあたり、研修会が有効だと感じた」と回答した人の割合が 97.8%であった。研修等を継続して開催し、事業の周知と関係機関の理解を図る。 ・令和 6 年度からは、市内全域に展開し、本格実施する。		

3 取組状況（事業実績調査票より一部を掲載）

◆事業実績

- ・（No. 43）65 歳以上で介護認定を受けた在宅高齢者を対象に、7 人の利用者に、バリアフリー化工事費用の一部を補助した。
- ・（No. 46）高齢者やその家族の終活を支援するため、「エンディングノート」の作成と、終活支援優良事業者の認証を行った。
- ・（No. 61）障害者虐待の未然防止、早期発見、迅速な対応とその後の支援のため、虐待防止センターを 11 か所、虐待一時保護協定施設を 5 か所設置し、研修会を実施した。
- ・（No. 62）高齢者虐待防止策の推進のため、一般市民や介護事業者等への啓発パンフレットの配布と研修会を実施した。
- ・（No. 66）不登校児童等が学校生活に適應するための指導を実施。年間 181 日開級し、35 名の通級者（のべ通級者数 2,922 名）への支援を実施した。
- ・（No. 80）障害者相談員設置事業として、身体障害 171 件、知的障害 737 件、聴覚障害 3 件の相談に対応した。
- ・（No. 98）セクシュアリティや性別違和などの悩みについて、15 件の相談を受け付け、面談を実施した。
- ・（No. 102）地域の支援機関の職員の技術向上を目的に、地域の支援機関への技術援助を年間 60 回実施した。

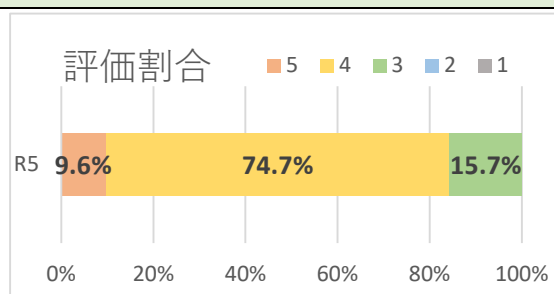
◆効果や成果

- ・（No. 43）住宅改修の経済的負担を軽減し、住み慣れた住宅で生活を送るための支援ができた。
- ・（No. 46）終活の必要性等を記載した「エンディングノート」を 10,000 部作成し、市民への周知を実施した。終活支援優良事業者を認証することで、事業者を活用した終活を行えるようにした。
- ・（No. 61）虐待に関する未然防止や早期発見に関する研修を 2 回実施し、29 名の参加があった。虐待に関する法制度の周知を行うことができた。
- ・（No. 62）パンフレット配布と市の広報紙への掲載を行うとともに、虐待防止研修会・講習会を 5 回実施し、虐待防止の普及啓発を推進することができた。
- ・（No. 66）年間を通して開級し、多くの通級性を受け入れることができた。不登校改善率 70%という目標に対し、通級者の不登校状況改善率は 80.6%であった。
- ・（No. 80）身体・知的の相談件数は前年度と比較し、件数が増加しており、それぞれ目標件数（身体 160 件、知的 600 件）を達成した。聴覚障害については、目標件数 12 件を下回った。
- ・（No. 98）性の多様性について、身近な場で相談できる場があることで、相談者のセクシュアリティに関する悩みや困りごとに対応することができた。
- ・（No. 102）参加者アンケートで「大変役に立った」「役に立った」との回答が 100%であり、精神保健福祉に関する理解や知識を深めた。

4 評価

◆個別事業評価（全 84 事業）

評価区分	5	4	3	2	1	合計
R5 年度	8	62	13	0	0	83



◆総合評価

A（平均点：3.94）

※全 84 事業のうち、実績集計中のため評価できない 1 事業（No. 48）を除き、83 事業の合計及び平均を記載。

5 課題（事業実績調査票より一部を掲載）

- ・（No. 43）補助上限に対して予算額が小さいため、年度前半で予算額を使いきってしまい、ごく限られた対象者にしか活用されていない。
- ・（No. 46）より多くの市民が終活の必要性等を理解し、取り組めるよう周知や支援する必要がある。
- ・（No. 61）支援に当たっている関係機関の役割等の整備が不十分な点があるほか、対応手順について、国のマニュアルとの齟齬が生じている。
- ・（No. 62）高齢者虐待の内容が複雑化しており、対応の困難性が高い。虐待防止と早期発見・対応のため、虐待防止の啓発と支援者の対応力向上が必要である。
- ・（No. 66）中学生に比べ、小学生の利用者数が少ない。
- ・（No. 80）相談員の高齢化とそれに伴う体調不良等により、人数が減少している。聴覚障害の相談が減少しているため、聴覚障害者相談員の設置について、事業の実施を見直す必要がある。
- ・（No. 98）問題や困難さの背景には家族等の関係性など、性の多様性以外の問題もあり、それぞれの専門家との連携も必要となってきた。
- ・（No. 102）複雑で困難な問題を抱える人が増加し、支援機関が多くの課題に直面している中で、アウトリーチ支援は限られた人的資源の中でチームを編成して実施するため、対応できる件数には限りがある。

6 今後の取組方針（事業実績調査票より一部を掲載）

- ・（No. 43）事業の継続を検討する。
- ・（No. 46）終活に詳しいコンサル、元認証基準策定委員会委員及び認証事業者による終活支援施策に関する情報交換、課題及びその対応策を検討する研究会を開催する。
- ・（No. 61）静岡市障害者虐待防止マニュアルの改訂を実施する。
- ・（No. 62）啓発について検討し、虐待防止事業を継続実施する。
- ・（No. 66）小学生を対象としたグループ活動を取り入れ、利用者数の改善率を高める。令和6年度から、「教育支援センターの運営」に改称し、将来の社会的自立に向けた支援を実施する。
- ・（No. 80）相談員の新規増員、世代交代にも注力する必要がある、その検討について、推薦団体へ働きかける。
- ・（No. 98）事業を継続実施する。
- ・（No. 102）相談の内容によっては、各支援機関が集合して行う形式だけでなく、個別の電話相談の中で必要な助言を行うことや研修会として、アウトリーチ支援を公開で実施するなど柔軟に対応していく。

7 専門分科会の意見等

基本目標 3：参加する ～場づくり～**誰もが地域活動に参加し、自分たちの地域をつくります【活発な地域活動】****1 取組視点**

- | | |
|-----|------------------------------------|
| 3-1 | 地域住民が世代を超えてつながり、交流します |
| 3-2 | 住民自身が地域の課題に向き合い、解決していく「地域力」を培います |
| 3-3 | 社会参加の場を増やし、誰もが生涯をとおして活動できる地域をつくります |

2 重点施策

事業名	生涯活躍のまち静岡（CCRC）の推進（No.112）	評価	4												
取組状況 （実績や効果）	・地域の誰もが、生涯活躍できる環境づくりに取り組み、誰もが住み慣れた地域でできる限り健康で自分らしく暮らすことができるまちを推進する。 ・地域交流拠点連携事業数 75 件を目標とし、83 件の事業を実施した。 ・集客数もこれまでより増加し、リピーターも一定数獲得しており、地域の共生拠点としての効果が伺えた。 ・「みなくる」を認知している人が少ないため、現在の事業の継続に加え、市の LINE の活用、広報紙への掲載等、情報発信の方法を検討する。														
事業名	生活支援体制整備事業（No.127）	評価	4												
取組状況 （実績や効果）	・地域資源の開発やネットワーク化などを行う「生活支援コーディネーター」の配置、定期的な情報共有と連携強化を行う「協議会」の設置等を通じて、支え合い活動の創出を図る。 ・新たに 6 箇所の支え合い活動の創出を目標として実施し、13 箇所の活動を実施した。 ・「協議会」等の場を通じ、目指す地域の姿や方針を共有することで、地域づくりにおける意識を統一することができた。 ・生活支援コーディネーターの入れ替わりが多く、活動が積み重ねられない圏域が生じているという課題があるため、受託者への指導に継続して取り組み、事業を実施する。														
事業名	高齢者就労促進事業（No.131）	評価	4												
取組状況 （実績や効果）	・多くの元気な高齢者が、生涯現役で企業や地域で働き活躍することができる環境を整備し、健康長寿のまちの実現を目指す。 ・目標を、①雇用・就業数、②シルバー人材センター新規会員数、③利用満足度の 3 点について目標を定め、シニア活用ニーズの高い分野において積極的なマッチングを行い、目標値を大きく上回る雇用・就業者数につなげた。シルバー人材センター新規会員数についても、窓口で積極的な入会案内を実施し、多くの登録につなげた。 <table><tr><td></td><td>目標</td><td>実績</td></tr><tr><td>① 雇用・就業数</td><td>280 人</td><td>592 人</td></tr><tr><td>② シルバー人材センター新規会員数</td><td>60 人</td><td>111 人</td></tr><tr><td>③ 利用満足度</td><td>90%</td><td>100%</td></tr></table> ・一部イベントやセミナーにおいて参加者数が目標値に届かなかったため、開催時期や地域、内容や周知方法などを慎重に検討していく必要がある。 ・引き続き窓口での積極的な案内や LINE やパンフレット、HP 等を活用して情報発信を行う。				目標	実績	① 雇用・就業数	280 人	592 人	② シルバー人材センター新規会員数	60 人	111 人	③ 利用満足度	90%	100%
	目標	実績													
① 雇用・就業数	280 人	592 人													
② シルバー人材センター新規会員数	60 人	111 人													
③ 利用満足度	90%	100%													

3 取組状況（事業実績調査票より一部を掲載）

◆事業実績

- ・(No.114) 障害のある人も気軽に参加できる「ボッチャ」、「フライングディスク」等の体験として 15 回講座を開催し、467 人の参加があった。
- ・(No.115) S型デイサービスについて、271 会場で実施し、4,772 名の参加があった。新規立ち上げ会場 5 か所を目標としたが、令和 5 年度の新規立ち上げは 0 か所であった。
- ・(No.120) 「しぞ〜かでん伝体操」の普及事業として、新たに 19 団体の活動実施につながった。
- ・(No.129) 市民活動センターでの活動について、新規登録団体数が年間 52 件あった。
- ・(No.133) 保育士の人材確保のため、求職者と求人者のマッチングを実施し、年間 46 件のマッチングにつながった。就職説明会と潜在保育士への現場復帰研修を、それぞれ年間 3 回実施した。

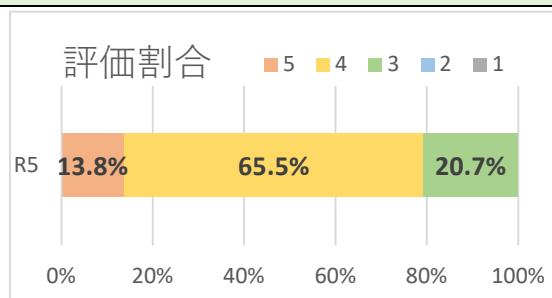
◆効果や成果

- ・(No.114) 令和 4 年度には計画を上回る参加応募があったため、令和 5 年度は開催回数を増やし、定員に応じた対応を実施した。
- ・(No.115) 地域主体による高齢者の外出機会及び交流の場の提供に寄与した。未実施地区への事業周知を行ったが、新規立ち上げには至らなかった。コロナ禍により休止していた会場の再開はあったが、参加者数の減少や廃止する会場も見受けられた。
- ・(No.120) 企業への普及や参画により、新たな地域や会場での活動拠点が立ち上がり、会場数の増加につながった。
- ・(No.129) 市民活動を始めた団体や継続的に活動している団体の運営基盤の支援を実施し、前年度比で新規登録団体が 10 団体増加した。
- ・(No.133) マッチング件数は目標の 60 回に到達しなかったが、就職説明会の参加人数が 3 倍近く増加し、現場復帰研修でも 2 倍を超える参加があり、保育士確保に対して支援を行うことができています。

4 評価

◆個別事業評価（全 29 事業）

評価区分	5	4	3	2	1	合計
R5 年度	4	19	6	0	0	29



◆総合評価 A (平均点 : 3.93)

5 課題（事業実績調査票より一部を掲載）

- ・(No.114) 夏季は、暑さにより参加者が大きく減少した。
- ・(No.115) 新規参加者が少なく、ボランティアも高齢化しており、現在の内容や方法での実施継続が困難な会場が増えている。
- ・(No.120) 活動拠点立ち上げに向けた動機づけと地域殿における拠点数のバランスを整えていく。
- ・(No.129) コロナ禍による利用者減少が持ち直してはいるが、オンライン会議の普及等を背景に、利用者数はコロナ禍以前の水準には達していない。
- ・(No.133) 説明会や研修での支援は行えているが、就職に結びつくまでには支援が不足している。

6 今後の取組方針（事業実績調査票より一部を掲載）

- ・（No.114）特に気温の上昇が予想される8月を避けて開催する。
- ・（No.115）市社会福祉協議会とともにS型デイサービスの見直しについて検討を進める。
- ・（No.120）積極的なイベントの開催など、介護予防情報を発信し、新規立ち上げを目指していく。しぞ〜かでん伝体操サポーターに立ち上げ支援の役割も担ってもらい、さらなる普及を図る。
- ・（No.129）市民活動団体に対する調査の実施や市民活動促進協議会での議論を行い、センターに求められる役割を検討する。
- ・（No.133）潜在保育士だけでなく、学生に対しても就職支援を実施することで、事業を拡大していく。

7 専門分科会の意見等

基本目標4：活かす ～人のづくり～ 一人ひとりのできることを活かします【包括的支援】
--

1 取組視点			
4-1	世代を問わず個々の地域住民ができることを活かします		
4-2	地域活動の担い手が活動しやすい環境を整えます		
4-3	地域にある様々な社会資源を発掘し、活用します		
2 重点施策			
事業名	民生委員・児童委員研修（No. 156）	評価	3
取組状況 （実績や効果）	・ 民生委員・児童委員が要支援者に対して行う見守り、相談、専門機関との連携等の活動を支援するため、必要な知識及び技術を修得できる研修を実施する。 ・ 研修内容が理解できた人の割合：90%以上を目標とし、民生委員に対して、その属性に応じた研修を業務委託（受託者：静岡市社会福祉協議会）により実施した。 ・ 研修内容が理解できた人の割合は、74.36%であったが、活動を推進する上で必要不可欠な要援護者への訪問や見守り、相談、専門機関との連携等の知識・技術の習得へつながった。 ・ 働きながら活動を行う委員に対して、平日に行われる研修会への参加が負担となるため、オンラインでの研修等の実施を検討する。		
事業名	民生委員児童委員協議会活動負担金（No. 157）	評価	3
取組状況 （実績や効果）	・ 地区民生委員児童員協議会の活動が円滑にできるよう支援するために、活動負担金の交付を行う。 ・ 市全体の民生委員・児童委員の訪問活動日数（実績）は、145,672 日/年であった。 （民生委員・児童委員一人当たり 約 120 日/年の訪問活動） ・ 必要な定例会及び研修会等が開催され、所属する民生委員・児童委員及び地区民協会長の活動が行われた他、地域団体その他団体等との連携等が実施された。 ・ 活動負担金の交付額は、民生委員・児童委員の実数により算定されているため、充足率が低くなるほど交付額が減少し、地区民児協の活動に影響する可能性が課題として挙げられる。		
事業名	民生委員児童委員協議会補助金（No. 158）	評価	4
取組状況 （実績や効果）	・ 地区民生委員児童委員協議会の相互の連携や、行政・関係機関等と協力し、地域福祉の推進を図るため、静岡市民生委員児童委員協議会に対し補助金の交付を行う。 ・ 研修による幹部民生委員・児童委員等の指導力の習得及び資質の向上や、民生委員・児童委員が職務を行う上での課題解決のため活動事例集の編さん、機関紙の発行及び街頭キャンペーンによる民生委員・児童委員活動の周知を実施した。 （各種事業会議の開催数：58 回/年） ・ 実績報告書に基づく請求及び交付が4月に行われることから、ミスや遅滞のないよう事務を行う必要がある。 ・ 補助事業実施にあたり資金に不足が生ずる場合は、円滑な事業実施のために概算払いを検討する。		
事業名	地域生活支援ネットワークコーディネーター配置業務（No. 110）	評価	3
取組状況 （実績や効果）	・ 障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築するために、関係者間の連携強化を図るコーディネーターを配置する。 ・ 地域生活支援部会を年2回開催し、静岡市障害者自立支援協議会へ事業報告を実施した。 ・ 専門的な支援を行える人材養成や事業所間での情報共有ツールの運用等により、地域全体で障がい者を支える体制構築を推進した。 ・ 令和5年度末に、国から地域生活支援拠点等コーディネーターの役割が新たに示されたため、新たな役割と比較しながら、現在配置しているコーディネーターの役割の整理が必要である。		

3 取組状況（事業実績調査票より一部を掲載）

◆事業実績

- ・(No.144) 認知症サポーターの養成として、地域住民や企業、学校などの団体にキャラバン・メイト（講師）を派遣し、養成講座を実施した。
- ・(No.147) 「学生スクールボランティア」が、教科指導等にアシスタントとして参加できるよう、ホームページの充実や大学への訪問により、広報活動を展開した。市立小中学校のうち、4割以上の学校に、スクールボランティア 194 名を派遣することができた。
- ・(No.163) 市職員、関係機関・団体で各種相談業務の従事者に対して、ゲートキーパー養成研修を実施した。一般市民向けに、動画配信による啓発も継続して実施した。
- ・(No.169) 地域と学校との協働活動推進として、中学校区に統括的な地域学校共同活推進員を 34 名、小学校区に推進員を 83 名配置し、全小中学校で学校応援団活動を実施した。放課後子ども教室を 81 校で実施し、放課後に子どもたちが活動できる場を提供した。

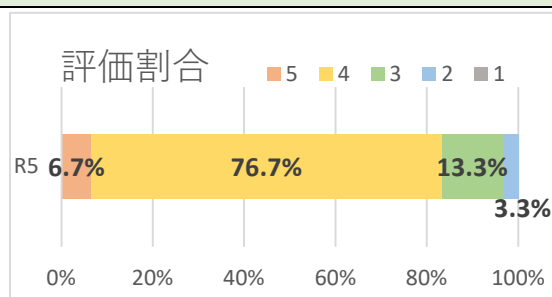
◆効果や成果

- ・(No.144) 事業実施により、地域で暮らす認知症当事者への理解を深まり、認知症サポーター数が 2,744 名増加した。
- ・(No.147) 教科指導の補助に加え、部活動の指導補助や個別支援が必要な児童生徒への指導等、様々な場面で学生スクールボランティアが必要とされる状況が増え、教員志望者の開拓と資質能力の向上につながった。
- ・(No.163) 受講重点対象を、介護保険分野と学校関係分野の職員とし、受講した 369 名のうち 9 割以上から、ゲートキーパーの役割について「理解ができた」と回答があった。支援者向け研修（講師養成研修）について、令和 5 年度から体制を変更し、基礎研修 4 回を含む、全 5 回の研修として実施した。
- ・(No.169) 学校と地域の横のつながりを強化するため、有効な活動事例等の情報を必要としている学校に対して、リーフレットや推進員等による情報提供を実施した。

4 評価

◆個別事業評価（全 30 事業）

評価区分	5	4	3	2	1	合計
R5 年度	2	23	4	1	0	30



◆総合評価

A (平均点 : 3.87)

5 課題（事業実績調査票より一部を掲載）

- ・(No.144) サポーター数の増加が伸び悩んでおり、これまでにないターゲットへの働きかけが求められる。
- ・(No.147) 交通手段や移動時間の関係から、大学近辺の学校に集中しており、大学から離れた学校への希望に十分に対応することができていない。
- ・(No.163) 研修修了者が、ゲートキーパーとしての役割を発揮できているか等、中長期的な評価が必要。ゲートキーパーの裾野を広げる工夫が必要。
- ・(No.167) 「こどもみらいプロジェクト」イベントでの子育てに関する情報発信やネットワークづくりを目的とした事業を実施予定だったが、イベントの実施が少なく、令和 5 年度は実施ができなかった。
- ・(No.169) 地域学校協働活動推進員やボランティアの人材不足が課題であるため、人材発掘育成のため、研修会や“学校地域ひとつなぎ”コーディネーター養成講座を継続実施していく。

6 今後の取組方針（事業実績調査票より一部を掲載）

- ・（No.144）より広範囲での普及啓発を実施する。
- ・（No.147）ホームページの充実と各大学への周知を継続し、ボランティアに参加する学生の人数を増やすことで、より多くの学校に支援が広がるよう事業を継続する。
- ・（No.163）前年度研修賞両者のゲートキーパーとしての活動状況を把握する。支援者向け研修の重点対象分野について、前年度の基礎研修の実施状況や社会情勢を見極め決定する。
- ・（No.167）イベントでの情報発信を図るため、事業は継続して実施する。
- ・（No.169）新たに中藁科地区で児童クラブと一体型の教室を実施。異なる学区に住んでいる子どもや大人がつながる場を提供する。

7 専門分科会の意見等

基本目標 5：続ける ～つながりづくり～**支え合えるしくみを持続させます【多様な主体の連携と継続】****1 取組視点**

5-1	地域住民が主体となって支え合い活動を持続させます
5-2	地区社協や、地域を基盤として活動する団体、企業などがつながり、お互いの特性を活かして活動一体的に行います
5-3	地域活動と専門的支援が連携し、災害時にも機能する地域ネットワークをつくります

2 重点施策

事業名	認知症高齢者見守りシステム（しずメール）（No. 171）	評価	4
取組状況 （実績や効果）	- 認知症高齢者を普段から見守るネットワークを構築し、ネットワークの拡大を図る。 - 徘徊により行方不明となった際、行方不明高齢者の情報を協力者にメール配信して、早期の発見と保護に努め、高齢者の命を守る。 - しずメール新規登録者数：250 人を目標に設定し、6,825 人の登録があった。 - 登録者は目標値を上回っており、高齢者を見守るネットワークの協力体制が維持できている。今後もネットワーク維持に向けて、各種講座等においてチラシを配布し、周知啓発を継続実施する。		
事業名	高齢者見守りネットワーク推進事業の協力に関する協定（No. 171）	評価	4
取組状況 （実績や効果）	- 企業と見守り協定を締結し、ひとり暮らし高齢者やその住宅について、異変に気付いたときは、意見の内容をしに通報する体制整備を行っている。 - 協定締結数（累計）64 協定の目標に対し、68 協定を締結し、目標値を達成した。企業活動の支障のない範囲で高齢者等の異変に対応している。 - 異変があった際、スムーズに対応するため、締結事業者と地域包括支援センターとの連携体制強化のため、両者が参加する連絡会の実施等を行い、連携の促進を図る。		
事業名	避難行動要支援者避難支援制度の推進（No. 184）	評価	3
取組状況 （実績や効果）	- 災害時の要支援者の迅速・的確な避難支援を行うため、避難行動要支援者名簿・台帳の作成及び地域への配布を行い、地域における支援体制の強化を図る。 - 名簿及び台帳を作成し、自主防災組織、民生委員児童委員協議会に情報提供を実施した。名簿提供を行っている要支援者は、約 48,000 人であり、名簿を共有することで、日ごろの見守り活動の充実を図った。 - 名簿への掲載者の中には、避難時の支援を必要としないと思われる人や、登録時の情報のまま、現状と身体状況等が異なる人もおり、名簿の整理や更新が必要。 - 今後、更新方法等について、検討していく。		

3 取組状況（事業実績調査票より一部を掲載）**◆事業実績**

- ・（No.173）地域包括支援センター等の福祉関係機関と連携し、高齢者の消費者トラブルの未然防止や早期発見を図るため、高齢者と関わる機会の多い見守り者への情報提供を実施した。
- ・（No.177）民生委員による高齢者実態調査として、75 歳以上の高齢者世帯等 53,065 件の調査を実施した。
- ・（No.185）地域防災訓練への参加促進、支援が必要な人の訓練への参加について、住民組織及び福祉団体に協力を依頼し、90,130 名が訓練に参加した。

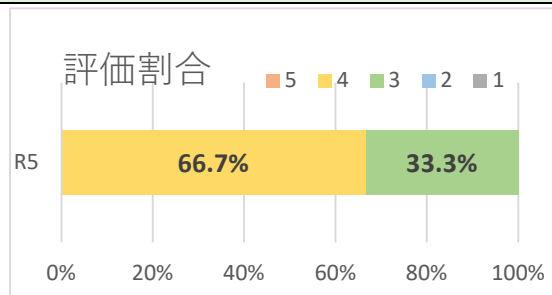
◆効果や成果

- ・（No.173）消費者トラブルの未然防止や早期発見のため、必要性を判断し、迅速に見守り者への情報提供を実施することができた。年間 22 回の情報提供を実施した。
- ・（No.177）対象となっている高齢者の状況を把握し、必要に応じた情報提供や支援に活用することができた。
- ・（No.185）令和 5 年度は訓練前日に津波注意報が発表されたため、一部地域の訓練が中止となったが、他地域では、消火活動や防災資機材の点検、AED の動作確認等の訓練を実施した。

4 評価

◆個別事業評価（全 18 事業）

評価区分	5	4	3	2	1	合計
R5 年度	0	12	6	0	0	18



◆総合評価 A (平均点 : 3.67)

5 課題（事業実績調査票より一部を掲載）

- ・ (No.173) 主な情報提供先がメーリングリストに登録のある福祉関係機関等に限られるため、登録を促すとともに、別手段での周知・啓発を図る必要がある。
- ・ (No.177) 民生員が不在等のために調査ができていない地区について、どのように実施するか課題がある。
- ・ (No.185) 訓練内容の形骸化や訓練参加者の固定化が課題として挙げられる。

6 今後の取組方針（事業実績調査票より一部を掲載）

- ・ (No.173) 見守り者への迅速な情報提供を継続実施する。SNSを活用した情報発信を積極的に実施する。
- ・ (No.177) 民生委員不在等による未調査地区のフォロー方法を検討する。
- ・ (No.185) 自主防災組織と連携・協働し、より多くの人に訓練に参加してもらえるよう継続して実施する。

7 専門分科会の意見等

第 4 次静岡市地域福祉計画（前期実施計画）事業実績調査票

基本目標	1：育む　～意識づくり～　多様性を認め合う心を育てます　【福祉教育】
取組の視点 1－1：多様性を認め合うことの大切さを多世代で共有します	

No.	(1) 事業名	(2) 事業内容	(3) 直営／委託	令和5年度実績								所管課
				(4) 事業目標	(5) 事業実績	(6) 事業実施による効果や成果	(7) 課題	(8) 今後の取組方針等	(9) 評価	(10) 事業費（千円）		
										予算額	実績額	
1	【重点】静岡型地域包括ケアシステム情報発信事業	市民が、できる限り健康で人生を楽しむことができ、住み慣れた「自宅ですつと」、自分らしく暮らすことができる「健康長寿・誰もが活躍のまち」を実現できるよう、「健康長寿・誰もが活躍のまちづくり」や「静岡型地域包括ケアシステム」について、市民や専門職に情報を積極的に発信するため、専用のわかりやすいホームページを設けて、周知啓発を図る。	一部委託	専用ウェブサイトの月平均訪問者数2,600人	月平均訪問者数：3,382人	情報発信を行うことにより、「健康長寿・誰もが活躍のまちづくり」や「静岡型地域包括ケアシステム」の関心を高め、関連する各種講座やイベントの参加者数が増加した。	発信した情報を受け止める月平均訪問者数を今後も継続して増加させる必要がある。	情報発信を継続し、適宜、掲載内容を見直す必要がある。	4	1,230	990	地域包括ケア・誰もが活躍推進本部
2	市民活動支援システム活用事業	自らの意思により地域で活動する市民を増やし、シチズンシップが発揮される市民主体のまちづくりの実現するため、市民活動ポータルサイト「ここからネット」の運用等を行います。スマートフォンにも対応し、地域や活動分野で検索できるほか、身近な市民活動団体を地図からも探すことができます。	一部委託	アクセス件数183,000/年	総アクセス数197,111/年	総アクセス数増加に向けて、使い方講座の開催や、広報カードの配布等の利用促進策を行うことにより、令和4年度よりアクセス数が18%増加した。	情報の掲載頻度が高い団体は、情報を公開している団体のうち3割程度であることから、より多くの団体に対して、利用を促す必要がある。	使い方紹介動画の作成等によって、情報を掲載する団体の増加を図る。また、社会的関心の高い情報を積極的に掲載することでアクセス数増加の増加を図る。	4	2,985	2,929	市民自治推進課
3	児童福祉週間啓発事業	児童福祉の理念の周知を図るとともに、市民の児童に対する理解と認識を深め、児童愛護の責任を自覚するよう強調することを目的として、毎年5月5日から1週間を「児童福祉週間」と定められており、啓発活動を実施します。	直営	懸垂幕・SNS等を用いた周知・啓発活動を実施	児童福祉週間（5/5～5/11）において、児童福祉週間の理念や制度について広く市民周知を図るため、SNSや広報紙、懸垂幕で児童福祉週間のPRを行った。	児童福祉についての周知・啓発に資することができた。	認知度・普及度の調査を実施しておらず普及啓発活動の効果が測定できていない	継続実施	4	0	0	子ども未来課
4	静岡市子育て応援総合サイト「ちゃむ」の運営	子育てに関する行政情報や制度案内をはじめ、サークル紹介、イベント情報などを総合的に掲載したウェブサイトを管理運営します。携帯やスマートフォンにも対応するほか、SNSを活用した情報発信を行います。	全部委託	全ページアクセス数合計：月平均46,000ページ	全ページアクセス数合計：月平均45,229ページ	目標値には及ばなかったものの、サイトリニューアルによるアクセシビリティの向上や、更新頻度の増、SNSからの誘導等の工夫により、前年度よりアクセス数は大幅に増加した。	更なるアクセス数の向上	引き続きイベント情報等需要の高いコンテンツの更新を充実させ、SNSからの誘導等の工夫により、アクセス数の増加を図る。	4	2,376	6,945	子ども未来課
5	「しずおかし子育てハンドブック」の作成・配布	子育てに関する様々な情報を掲載したハンドブックを作成し、主に保健福祉センターで母子健康手帳交付時に配布します。	一部委託	20,000部作成・配布	改訂を行い、20,000部作成・配布を行った。	市の子育て支援制度やサービスの情報が一冊で伝わるツールとして、妊娠・子育て世代に対する情報発信に活用できた。	なし	継続実施	4	1,628	1,628	子ども未来課
6	青少年対象事業に関する情報提供	内閣府主催青年国際交流事業等、青少年を対象とする各種事業について市webサイトや市facebook等を活用し、市民向けの広報を実施します。	直営	継続実施	関係団体が実施するイベントの周知や、会員増に向け、会員募集などの広報を、市HP等で実施。 また、国立青少年教育振興機構からの通知等を、関係団体に情報提供。	関係団体が実施するイベントの周知や、会員増に向け、会員募集などの広報を、市HP等で実施した。 また、国立青少年教育振興機構からの通知等を、関係団体に情報提供した。	各団体からの依頼が遅れ、短期間の周知となる	周知したい内容がないか団体に確認	5	0	0	青少年育成課
7	視覚障がいのある人等への音訳資料の提供の推進	視覚障がいのある人等のために、音訳資料の製作・貸出し等を実施します。	直営	継続	音訳資料の製作63件 音訳資料の貸出 対面朗読の実施	・音訳ボランティアの協力により、録音図書の製作をし、貸出を行った。当市で所蔵していない図書については、相互貸借の制度を利用し、他施設から取り寄せ、貸出しを行った。 ・音訳資料の製作63件 音訳資料の貸出 対面朗読の実施	・利用者が少ないので、広報の必要がある。 ・ウェブサイトで情報発信をする。	・引き続き、ボランティアをサポートし、音訳図書の製作を行う。 ・ウェブサイトで情報発信をする。	4	521	488	中央図書館
8	点字・声の広報等発行事業	視覚障がいのある人を対象に、広報しずおかの点字文書や録音テープ及びデジターCDを作成し、情報提供を実施します。（声の広報、点字広報（全文版・縮訳版）各年12回）	一部委託	継続実施	声の広報、点字広報（全文版・縮訳版）を年各12回発行した。	声の広報、点字広報（全文版・縮訳版）を年各12回発行し、必要な人に届けることができた。	年々、利用者が減少している。	利用者拡大のための記事を広報紙に掲載し、情報周知をする	4	5,480	4,019	広報課
9	障がい者スポーツへの理解促進	スポーツイベントの場に障がい者スポーツのデモンストレーションや体験の場を設け、障がいのある人のスポーツ活動に関する理解の促進を図ります。	直営	・障がいのある人との交流イベントを年2回実施	障がい者スポーツを含むニュースポーツ体験会の実施回数：4回 障がいのある人との交流イベント実施回数：1回	スポーツ推進委員との協働により、ニュースポーツ体験会において障がい者スポーツであるポッチャを実施した。また、（社福）静岡市しみず社会福祉事業団静岡市清水みなとふれあいセンターに協力いただき、カローリング、スカットポッチャを実施した。スポーツ推進委員がポッチャのルールを覚え、市民に体験させることで、障がい者スポーツへの理解を深めた。 NPOしずおか障がい者フライングディスク協会が主催する第18回静岡県身体障害者フライングディスク大会に、審判員としてスポーツ推進委員を派遣し、スポーツ推進委員と障がいのある方との交流を深めた。	ニュースポーツ体験会において、障がいのある方の参加が少ない。	特別支援学校、障がい福祉施設等にチラシを配布するなど、広く情報発信を行う。	3	—	—	スポーツ振興課
10	ねんりんピック選手派遣	毎年開催される全国健康福祉祭（ねんりんピック）に本市の代表選手団を派遣し、全国の選手と交流することにより、元気と生きがいを持ち、生き生きと過ごす長寿社会を目指します。	補助金	140人	派遣選手人数：134人	代表選手団を派遣することで、全国の選手や地元ボランティアの方々と交流することができた。	大会（予選会）への新規参加選手が少ない。	予選会を開催する競技団体へ大会周知を促すとともに当課としても広報紙などで情報発信する。	4	14,247	13,116	高齢者福祉課
11	介護保険制度趣旨普及	一般市民向けパンフレットの作成等を通じ、介護保険制度の周知を図ります。	直営	・印刷部数45,000部 ・パンフレットを希望者に配付できた割合100%	・印刷部数 45,000部 ・パンフレットを希望者に配付できた割合100%	印刷部数の目標を達成し、希望者へ滞りなく配布できた。	例年、同内容であるため魅力あるわかりやすい冊子制作の工夫が必要。	引き続き、本市の介護保険制度を広く周知できるよう、わかりやすい冊子作りを行う。	4	1,865	1,364	介護保険課

No.	(1) 事業名	(2) 事業内容	(3) 直営／委託	令和5年度実績								所管課
				(4) 事業目標	(5) 事業実績	(6) 事業実施による効果や成果	(7) 課題	(8) 今後の取組方針等	(9) 評価	(10) 事業費（千円）		
										予算額	実績額	
12	障がいの理解促進や地域リハビリテーション推進に関する普及啓発事業	身体障がいや知的障がいに対する特性を理解したり、地域リハビリテーションやノーマライゼーションの理念を推進するため、専門研修等を実施します。	直営	研修会等8回 情報誌配布 ホームページの更新	研修会等14回(175%) 情報誌配布 ホームページの更新	積極的に研修会を実施したことにより障がいに対する理解度や支援力向上、関連機関間の連携強化が図れた。また、ホームページの更新や情報誌の配布より支援に必要な情報の周知を行うことにより、適切な支援への情報提供に繋がった。	研修会等の実施は目標を達成しているが、研修会により多くの方が参加できるような方法や手段の検討が必要である。	障がいに対する理解と支援力向上のためにより多くの方に参加していただけるように周知を図り、引き続き地域リハビリテーションの推進やノーマライゼーションの普及・啓発に取り組んでいく方針である。	5	148	71	地域リハビリテーション推進セクター
13	心の輪を広げる障害者理解促進事業	障がいのある人となない人との心のふれあい体験を綴った「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」を公募し、障がいに対する理解促進を図ります。	直営	応募作品数：25点	令和5年度応募作品数 32作品 (作文21作品、ポスター11作品) 作文において、静岡県代表作品が内閣府優秀賞を受賞	予定どおり事業を実施し、前年度より応募数は増加し目標値を上回った。また静岡市代表作品が優秀賞を受賞するなど内容は充実したものであった。	ポスターの応募数が作文の応募数の半数近くに留まり、大きな差がある。	応募作品数の増加に向けて、引き続き周知方法について検討すると共にポスターの応募増加に繋がる周知方法を検討する。	3	16	13	障害福祉企画課
14	心のバリアフリーイベント	障がいのある人との交流イベントを実施します。また、障害者週間（12月3日～9日）に市庁舎内で障がい者団体等を紹介するパネル展示と市街での啓発品の配布等の啓発活動を実施します。	その他	来場者アンケートで「障がいや障がいのある人について理解が深まった」と回答する割合：90％以上	12月の障害者週間ではパネル展示を実施し、啓発品として「障がいのある人×静岡デザイン専門学校コラボクリアファイル」等を配布した。またエスパルスの試合で心のバリアフリー啓発動画の放映を行った。	3月に実施予定だった心のバリアフリーイベントは雨天により当日中止となったが、12月の障害者週間では当事者を交えた啓発活動を行ったことにより、市民の障がいや障がいのある人についての理解や認識を深めることができた。	心のバリアフリーイベントは、年に一度、屋外で開催のため、荒天などにより中止となるとその年度は実施できなくなる。	2年連続で雨天により中止となっているため、雨天でも実施できる場所もしくは実施方法を検討する。	3	1,900	1,900	障害福祉企画課
15	公共施設を活用した授産製品の普及支援	葵区・駿河区・清水区庁舎等の公共施設に自主製品の展示販売所を設置し、障がいのある人の能力、就労意欲の向上及び工賃向上を図ります。	その他	継続実施 (各区1箇所設置)	継続実施 (各区1箇所設置)	通常販売に加え、庁内職員向けにギフト販売を行うことで、購買機会の拡大に努め、授産製品の普及を図ることができた。	新規事業所をさらに増やし、自主製品の展示販売の活性化をしたい。	新規事業所を募集しつつ、今後も継続して、毎月各区1か所の自主製品展示販売所を設置し、購買機会の拡大に努めることで授産製品の普及を図る。	4	—	—	障害福祉企画課
16	地域における障がいの理解促進事業	市政出前講座の実施等を通じ、地域における障がいへの理解を促進します。	直営	継続実施	市政出前講座の実施を12件行い、理解促進を図った。 また、障がい関係団体等と連携し、障害者週間（12月3日～9日）中に、障がいに関する理解促進啓発活動を実施した。	市政出前講座に対するアンケートにおいて、「理解できた」との回答が得られており、地域における障がいへの理解が促進されている。	出前講座の件数増加を図る等、一層の理解促進を目指していく必要がある。	講座の内容を随時見直すなど、需要を高めていく。	3	—	—	障害福祉企画課
17	人権啓発事業	人権の大切さ、人権尊重の理念を地域社会に広く浸透させるため、各種啓発事業を行う。	一部委託	啓発事業におけるアンケートで「人権についての関心が深まった」と回答した人の割合：90％	「人権についての関心が深まった」と回答した人の割合：94.3％	こども園の児童から大人まで、様々な啓発活動を通じて多様性や人権の大切さを啓発することができた。	多様性を認める社会の意識を維持、向上させるためには啓発活動を継続させていくとともに、社会の感覚にあわせて啓発活動の内容を検討する必要がある。	今後も継続的に実施	4	3,905	3,089	男女共同参画・人権政策課
18	道徳・人権教育担当者会	年2回、各小・中学校の道徳及び人権教育担当者を集めて、研修会を実施します。	直営	「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思う」と回答する児童生徒95％以上	【教育センター】 第1回研修会では、文部科学省から教科調査官を招き、主担当としての役割について理解を深めた。 第2回研修会では、道徳教育と人権教育を両輪を図る講義・演習を取り入れて、実践意欲を高めた。 【学校教育課】 年2回、全小中学校の道徳教育推進教師研修会を開催した。文部科学省の道徳科調査官による講義、人権教育の推進についての演習を取り入れて研修を行った。 令和5年度全国学力学習状況調査では、「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思う」と回答した児童97.4%、生徒95.6%であった。	【教育センター】 全国学力学習状況調査の児童生徒質問紙調査において、「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思う」と回答した児童97.4%、生徒95.6%であった。 道徳教育推進状況調査において、「生命の尊さ」と自他の生命尊重」と「いじめ予防に係る内容項目」の授業実践を全学級で行った学校が94%であった。 【学校教育課】 道徳教育推進教師研修会の開催を通して、各校で道徳及び人権教育を推進する教員の意識を高め、校内での役割等に関する理解を深めることができた。 令和5年度道徳教育推進状況調査では、「生命の尊さや自他の生命尊重する授業実践、いじめを予防する授業実践の両方を行った」と回答した学校が94%であった。	【教育センター】 小中一貫教育を通じ、系統的・計画的に充実した指導がさらに行われるように、年間指導計画の点検と改善について研修会で周知徹底する。 【学校教育課】 研修会等で人権に関する授業実践を計画的に取り組むことを周知徹底し、「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思う」と回答する児童生徒が95%以上となるようにする。	5	0	0	学校教育課 教育センター	
19	福祉のまちづくりの推進（ゆびぶら関係）	施設のバリアフリー化を推進するとともに、ホームページ「U／Bぶら（ゆびぶら）」により市民に向けてユニバーサルデザイン・バリアフリー等への意識の啓発を図り、思いやりの心をもってお互いを尊重しあえるよう、誰もが自由に行動し、あらゆる施設を安全かつ円滑に利用することができる住みよい福祉のまちづくりの推進に取り組みます。	全部委託	掲載施設数の追加 10件	掲載施設数 17件追加	ホームページを円滑に運用し、事業目標以上の施設について追加掲載できた。	・民間からの投稿制であるため、マップの更新頻度が少ない。 ・啓発活動における他課との連携不足。	市民や民間事業者に、ホームページ「U／Bぶら（ゆびぶら）」の周知を行い、掲載施設を増やす。	5	462	462	福祉総務課
20	児童虐待防止月間(11月)、オレンジリボンキャンペーン	児童虐待防止啓発活動を実施し、児童虐待防止の早期発見・未然防止への機運を高めます。	一部委託	啓発活動実施	清水エスパルスと協働でオレンジリボンキャンペーンを実施。	啓発動画の作成とYoutube配信、啓発物作成と配布（5,000部）、ホームゲームで入場者約18,400人に対し啓発実施。	より効果的な事業のあり方について検討が必要	より効果的な事業のあり方について検討しながら事業継続	4	1,152	1,151	子ども家庭課
21	ヘルプマーク・ヘルプカード普及啓発事業	障がいのある人などで、周囲からの配慮を必要としている人が身につける「ヘルプマーク」や、災害時や日常生活の中で困ったときのために必要な情報を記載しておく「ヘルプカード」の配布・普及啓発を行います。	直営	ヘルプマーク・ヘルプカード普及啓発の実施	令和5年度ヘルプマーク配布実績数1,628枚（静岡庁舎等窓口配布1,589枚、静岡病院39枚） 令和5年度ヘルプカード静岡市版ヘルプカード配布実績数1,566枚	ヘルプマーク及びヘルプカードを順調に配布したことにより、目標としていた普及啓発の実施を行うことができたと評価できるため。	ヘルプマーク及びヘルプカードを必要とする方に配布すること。	静岡庁舎等窓口と静岡病院の協力を基に、引き続き、ヘルプマーク及びヘルプカード普及啓発を行う。	4	—	—	障害福祉企画課

No.	(1) 事業名	(2) 事業内容	(3) 直営／委託	令和5年度実績								所管課
				(4) 事業目標	(5) 事業実績	(6) 事業実施による効果や成果	(7) 課題	(8) 今後の取組方針等	(9) 評価	(10) 事業費(千円)		
										予算額	実績額	
新22	「性の多様性」に関する啓発の実施	啓発パンフレット「にじいろBOOKしずおか」や「性の多様性に関する企業ガイドライン」を活用し、市民・企業向け出前講座の実施等を行います。	直営	市政出前講座実施回数：5回	市政出前講座実施回数：8回	様々な団体から講座の申込みがあり、受講した方の反応もおおむね好評であった。 性の多様性を自分ごととして捉える機会ができたことで、多様性を認めることの重要性について御理解いただけた。	性の多様性に関する用語理解が難しかったとの意見もあった。 用語等の理解にこだわりすぎることなく、性の多様性を認め合うことの重要性を理解していただけるよう、講座内容をブラッシュアップしていく必要がある。	今後も継続的に実施	4	0	0	男女共同参画・人権政策課
新23	生涯学習施設での多様性の尊重など社会的包摂の実現に資する講座等の開催	幅広い世代に対して、人権、多様性の尊重、障がい者理解、介護やこころの健康など社会的包摂の実現に資する講座等を開催します。	一部委託	全ての生涯学習施設(中山間地6施設を除く32施設)で社会的包摂の実現に資する講座等を年1回以上実施	全ての生涯学習施設(中山間地6施設を除く32施設)で社会的包摂の実現に資する講座等を年1回以上実施	・社会的包摂の実現に資する講座を各館で実施することで、広く市民に普及・啓発することができた。 ・社会的包摂に関する様々な講座を実施し、一部分野だけでなく各分野の普及・啓発活動ができた。	生涯学習施設の利用者層が比較的高いため、若年層が参加しやすい講座・施設にしていける必要がある。	引き続き仕様書にて講座実施を指示するとともに、より広い年代に講座を受けてもらえる方法を検討していく。	4	指定管理料の一部	指定管理料の一部	生涯学習推進課

基本目標	1：育む ～意識づくり～ 多様性を認め合う心を育てます 【福祉教育】
取組の視点1－2：支え合いの心を持ち、自分自身にもできることを探して行動します	

No.	(1) 事業名	(2) 事業内容	(3) 直営／委託	令和5年度実績							所管課	
				(4) 事業目標	(5) 事業実績	(6) 事業実施による効果や成果	(7) 課題	(8) 今後の取組方針等	(9) 評価	(10) 事業費（千円）		
										予算額		実績額
24	福祉教育の実施・推進	学童から高齢者を対象に福祉用具の見学・体験や講座等を通じて、健康福祉や障がい の理解を深め地域リハビリテーションの理念を推進します。	直営	講座開催数：20	小学校や高校、自治会等に対し、見学・体験 や講座の実施 講座開催数：31(155%)	健康福祉や障がいの理解を深める場を提供 し、90%以上の高い満足度とすることができ た。また、事業実施に当たっては学校ごと事 情を考慮して実施した。	引き続き事業目標が達成できるように事業周 知を行っていく。	学校の事情により講座回数変動するため、 目標値の指標を変更する。	4	562	471	地域リハビ リテーション推進セ ンター
25	学校における福祉教育の実施	社会福祉協議会と連携しながら、地域のお年寄りや障がいのある方と交流したり理 解を深めたりする教育活動を実施し、共生社会の実現に向けた福祉教育の促進を図 ります。	直営	「人の役に立つ人間になりたい」と回答する 子ども（小中平均）の割合：96%を維持	お年寄りや障がいのある方との交流や理解を 深める授業を行った。令和5年度全国学力学 習状況調査では、「人の役に立つ人間になり たい」と回答した児童は96.2%、生徒は 95.0%であった。	お年寄りや障がいのある方との交流や理解を 深める授業を行ったことにより、体験活動 を通して、児童生徒の福祉や共生社会の実現 に対する意識を高めることができた。	継続的にお年寄りや障害のある方との交流機 会をもつために、各学校の年間の教育計画に 位置付けていく必要がある。	各学校において、福祉について扱う授業やお 年寄り等との交流等を位置づけ、児童生徒の 共生社会に対する意識を高める。	3	0	0	学校教育課
26	地域リハビリテーション推進に 関する各種講座・研修等の開催	市民及び事業者等を対象に地域リハビリテーション推進に関する各種講座の開催や 職員の派遣を行います。	直営	実施回数：25回	市民や市内で医療・介護業務に従事する専門 職等に講座を実施 実施回数：41回（164%）	専門講座について県との役割を整理し、講話 と実技からリハビリテーションの視点を生か した介護技術を学ぶ機会を提供し、90%以上 の高い満足度とすることができた。	引き続き事業目標が達成できるように事業周 知を行っていく。	受講者アンケート等を活用し、受講者ニーズ に基づく講座の内容を実施していく。	4	548	108	地域リハビ リテーション推進セ ンター
27	ユニバーサルデザインの普及	ユニバーサルデザインの基本理念に基づいた、年齢や障がいの有無、体格、性別、 国籍などにかかわらず、すべての人が暮らしやすいまちづくりの推進に取り組みま す。	直営	・ユニバーサルデザイン推進会議の実施 ・ユニバーサルデザイン出前講座の受講者 数：1000名以上	ユニバーサルデザイン推進会議の実施（書面 開催）。 小学生向けUD出前講座23校、受講者1,763 人。（令和5年6月から令和6年2月実施） 中学生向けUD出前講座1校、受講者24人（令 和5年4月）	ユニバーサルデザイン推進会議（書面開催） 実施により、ユニバーサルデザイン推進委員 に対し、市職員としてのユニバーサルデザイ ンの考え方について知識を深めてもらうこと ができた。 また、ユニバーサルデザイン出前講座実施に より、小学生を中心に目標値を上回る人数に 対してユニバーサルデザインの普及啓発を 行った。	ユニバーサルデザインの考え方が一般的にな りつつあり、事業の目的（ユニバーサルデザ インの定着）はおおむね達成したと考えられ るため、今後の取組について検討が必要と考 えられる	今後は主管課が、各事業においてユニバーサ ルデザインを考慮して主体的に実施する状態 にシフトする。	4	230	44	景観まちづくり課

基本目標	2：寄り添う ～しくみづくり～ 一人ひとりが望む支援を届けます 【包括的支援】
取組の視点2－1：一人ひとりの思いを尊重し、誰もが安心して生活できるように支援します	

No.	(1) 事業名	(2) 事業内容	(3) 直営／委託	令和5年度実績							所管課	
				(4) 事業目標	(5) 事業実績	(6) 事業実施による効果や成果	(7) 課題	(8) 今後の取組方針等	(9) 評価	(10) 事業費（千円）		
										予算額		実績額
28	【重点】成年後見制度利用促進事業	判断能力が十分でない市民を法律的に支援する成年後見制度の利用促進を図ります。	一部委託	・報酬助成の実施 ・専門職による相談会 36回（3区×1回×12か月）	・報酬助成の実施 ・専門職による相談会 36回（3区×1回×12か月）	計画通り事業を実施し、概ね目標どおり達成することができた。	制度利用に係る関係機関の情報共有・連携促進に課題がある。	関係機関の連携に係る課題の棚卸・解決を進める。	4	59,426	46,345	福祉総務課 障害福祉企画課 高齢者福祉課 精神保健福祉課

No.	(1) 事業名	(2) 事業内容	(3) 直営／委託	令和5年度実績								所管課
				(4) 事業目標	(5) 事業実績	(6) 事業実施による効果や成果	(7) 課題	(8) 今後の取組方針等	(9) 評価	(10) 事業費（千円）		
										予算額	実績額	
新29	【重点】ヤングケアラー支援事業	本来大人が担うと想定されている家族の世話を日常的に行っているヤングケアラーの負担軽減を目的とし、コーディネーターの配置や家事代行ヘルパーの派遣等を行う。	一部委託	支援前に比較し、「負担であったことが軽減した」と感じる子どもの割合100％ 関係機関職員研修2回	・相談受付件数：25世帯39人 ・研修会：（主催）3回（依頼）10箇所12回 ・ヘルパー派遣：利用者なし ・（継続相談者の）負担軽減率：100％	・周知啓発に力を入れ、市内国公立中学及び私立中学校への訪問、地域でヤングケアラーに接する可能性がある民生・児童委員、包括支援センター等の会議へ参加し、出前講座や研修会講師の依頼をいただき、地域を巻き込んだヤングケアラー支援体制構築の一助となった。 ・（継続相談者の）負担軽減率：100％	・当センターへつながっている相談件数が少ない。 ・ヤングケアラー支援ヘルパー派遣の利用者がない。	・ヤングケアラー支援に係る研修会の実施方法等を見直し。 →庁内、学校、福祉と対象者を分けての実施。大学生等の若者に向けた研修を含めた啓発の実施。 ・ヤングケアラー支援ヘルパーの対象者の見直し	4	3,029	229	青少年育成課
30	福祉有償運送の登録支援	通院、通所等における高齢者や障がい者など、移動制約者の輸送を確保することを目的として行われる福祉有償運送の登録について、その必要性や課題、福祉有償運送の実施に伴う安全の確保などのアドバイスにより、参入団体への登録支援を行います。	直営	継続実施	・運営協議会の開催（R5.7） （登録事業者1者更新） ・事業者報告のとりまとめ ・事業者からの相談対応	福祉有償運送が円滑に実施に貢献し、高齢者や障がい者などの移動制約者の輸送の確保に寄与した。	近年、福祉有償運送登録から撤退する事業者がみられる。	原因等を把握し、引き続き事業者の登録や運営を支援していく。	4	127	92	福祉総務課 障害者支援推進課 介護保険課 精神保健福祉課 交通政策課
31	社会福祉法人及び社会福祉施設などに対する監査指導	社会福祉法人の適正な運営と社会福祉事業の経営を確保するため、所轄庁として法人に対する指導等を行います。また、社会福祉法人が経営する社会福祉施設が福祉に係る法令等に基づき適正に運営されているかどうかを確認し、指導等を行います。このほか、福祉事務所等の事務が各法令に基づき適正に行われていることを施行事務監査により確認します。	直営	継続実施	①社会福祉法人に対する指導監査：31法人 ②社会福祉施設に対する指導監査：61施設 ③福祉事務所等に対する施行事務監査：4課	年間計画に沿って監査を実施し、法人運営、会計処理及び各施設運営事務等において改善が必要な事項については是正するよう求め、改善報告や計画を受けることによって、各法人や施設における適正な運営に資することができた。	指導監査の実施にあたり専門的な知識が必要となるが、人事異動により早ければ2、3年で職員が異動となってしまうため、担当者が習得した知識や、経験に基づく専門性が蓄積されにくい。	新任者に対するOJT指導や、定期的な係内検討会のほか、各種研修の受講を継続的に実施していく。	4	764	463	福祉総務課
32	ライフサポート事業	在宅で生活する重症心身障がい児（者）の地域生活を支え、介護する家族の介護負担の軽減及び介護力の回復を図るため、通所施設でショートステイを提供する事業を実施する団体に対して補助を交付します。	補助金	継続実施	事業所数：4事業所 （参考：R4年度2事業所）	重症心身障害者（児）の家族を支えるサービスを提供する事業所への助成が適正にできた	事業内容の周知	引き続き適正な助成に努める	3	1,167	319	障害者支援推進課
33	障がいのある人に対する移動の支援	屋外での移動が困難な障がいのある人に対し、外出のための支援に要する費用の一部を助成します。	全部委託	実利用者数(月)：569人 提供時間数(月):5,261時間	実利用者数(月)：690人 提供時間数(月):5,880.5時間	屋外での移動が困難な障がいのある人に対し、ガイドヘルパーが外出のための支援を行い、利用に対する費用の一部を助成した。	増加するニーズへの対応	引き続き、適正な助成に努める。	4	164,287	160,762	障害者支援推進課
34	重度身体障害者在宅安心システム（緊急通報）	重度の身体障がいがある人の緊急時の不安軽減を図るため、緊急、火災、ガス漏れの通報機器を設置し、緊急事態の把握及び速やかな対応を民間警備会社に委託します。	全部委託	利用者9人（毎年同じ方と新規追加者に対し実施）	利用者数9件 通報件数0件	警備会社2社に委託し、利用者の安否確認等を行った。	対応できる警備業者が限られている。	「障がい者共生のまちづくり計画」に従い、継続して事業を実施する。	4	460	416	障害者支援推進課
35	重度身体障害者住宅改造費補助事業	日常生活に支障のある身体障がいのある人が、住み慣れた住宅で安心して生活できるように、住宅改造費の一部を助成します。	直営	継続実施	補助金交付件数：2件	日常生活用具給付等事業の対象に取まらない住宅の改造に助成を行った。	大規模改修の希望が減少傾向にある。	令和6年度末事業廃止予定	4	2,000	1,600	障害者支援推進課
36	障害福祉サービス事業所等の指定及び指導等	障害福祉サービス事業の指定申請について審査を行うとともに、指定障害福祉サービス事業所に対し、集団指導や実地指導を行います。	直営	継続実施	①事業所の新規指定 105事業所（サービス種別） ②運営指導（旧実地指導） 291事業所（サービス種別） ③集団指導 1回（令和6年3月25日）	・新規指定事業所が増加することにより、利用者の事業所選択にあたっての選択肢が多くなった。 ・運営指導及び集団指導の実施により、事業所の制度理解度が向上した。	障害福祉サービス事業所等のサービスの質の確保。	運営指導により、各事業所のサービスの質の確保図っていく。	4	546	429	障害者支援推進課
37	日常生活用具給付等事業	障がいのある人に対し、障がいの種類と程度に応じて各種の生活用具の費用を助成します。	直営	継続実施	介護・訓練支援用具 140件 自立生活支援用具 469件 在宅療養等支援用具 87件 情報・意思疎通支援用具 395件 排泄管理支援用具 32,624件 在宅生活動作補助用具 0件	ストマ装具を中心に申請があり、その購入費用の助成を行った。	取扱品目の一部に価格上昇が見られる。	「障がい者共生のまちづくり計画」に従い、継続して事業を実施する。	4	201,254	192,123	障害者支援推進課
38	訪問入浴サービス事業	身体に障がいのある人で、家庭の入浴設備では入浴が困難な人について、移動入浴車が家庭を訪問し、自宅で入浴サービスを行います。	全部委託	登録利用者数：80人	登録利用者数 84人 委託先の6事業所すべてがサービスを提供した。	登録利用者数の目標値を達成し、かつ適切なサービスの提供ができた。	年々利用者が増加している状況を踏まえ、今後も利用者が安定的にサービスを受けることができるよう適正な予算を確保する必要がある。	引き続きサービスを必要としている利用者が利用できるよう、各区支援課と協力して取り組んでいく。	4	54,845	61,742	障害福祉企画課
39	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	聴覚、音声言語機能の障がいのために意思疎通を図ることに支障がある人の意思疎通の円滑化を図るため、手話通訳者及び要約筆記者を派遣します。	直営	派遣申請に対する派遣件数の割合：100％	100％	すべての申請に対して派遣できた。	利用者の高齢化や社会参加に伴い、申請内容が多岐にわたり、対応できる通訳者が少ない。より高いスキルがある通訳者を増やすため、通訳のスキル向上を図る必要がある。	引き続き依頼があった申請すべてに対応していく。	4	7,732	6,984	障害福祉企画課
40	理容・美容サービス事業	介護保険で要介護3以上の認定を受け、寝たきり等の理由で外出が困難な高齢者に対して、年2回を限度として理容師又は美容師が訪問し、理美容サービスを提供します。	全部委託	実施	利用人数：381人 利用回数：385回	寝たきり等により、外出して理容・美容サービスを受けることが困難な在宅の高齢者に対してサービスの提供を通して心身の安らぎを与え、対象者及びその家族の福祉の向上を図ることができた。	サービスを実施する協力店が年々減少。地域によっては、サービス協力店が一店舗もないところや、サービス協力店舗数が少ない地域があり、対象者がサービスを利用しづらくなっている。	サービス協力店が増えるよう令和6年に委託料を見直したが、委託料などを今後も継続して検討していく。	4	1,327	1,175	高齢者福祉課
41	はり・きゅう・マッサージ施術費助成制度	75歳以上の高齢者に対して、健康の保持を図るため、はり・きゅう・マッサージ施術費の一部を助成します。	全部委託	交付者数 2,500人	交付者数：2,575人	はり・きゅう・マッサージの施術費の一部を助成することで、高齢者の健康の保持と福祉の増進を図ることができた。	今後、高齢者人口の増加に伴い、事業費の増加が懸念される。	令和7年度の予算要求までに事業の必要性・規模・実施方法等を総合的に見直す。	4	8,640	8,282	高齢者福祉課
42	高齢者紙おむつ支給事業	低所得者世帯に属する65歳以上の在宅高齢者で、要介護3以上又は特に排泄機能に支障があり、紙おむつが必要な要介護1、2の方に紙おむつ引換券を支給し、在宅高齢者の安らかな生活の確保と、介護者の経済的負担の軽減を図ります。	全部委託	適切な支給の実施 （支給見込1,600人）	利用者に対し適切に支給した。 （支給人数：1,769人）	紙おむつ引換券を支給することで、在宅高齢者の福祉の向上及び介護者の経済的負担を軽減することができた。	今後、高齢者人口の増加に伴い、事業費の増加が懸念される。	令和8年度の財源を含めた事業見直しに向け、令和7年度中に介護度別に紙おむつの必要性や紙おむつの必要数等の調査を行う。	4	72,694	71,547	高齢者福祉課
43	あんしん住まい助成制度	65歳以上で、在宅での日常生活に支障がある介護認定を受けた高齢者が、手すりの取付や段差の解消など、バリアフリー化のための住宅改造を行う場合に、その費用の一部を補助します。	直営	利用者数 10人	利用者数 7人	住宅改修の経済的負担を軽減し、住み慣れた住宅で安心して健やかな生活を送るための支援ができた。	補助上限に対して、予算額が小さいため、年度前半で予算額を使いきってしまい、ごく限られた対象者にしか活用されていない。	事業継続について検討する。	4	3,834	3575	高齢者福祉課
44	認知症ケアパスの策定・普及	認知症の人やその家族が、認知症と疑われる症状が発生した場合に、いつ、どこで、どのような医療や介護サービスを受ければよいか理解できるよう、認知症ケアパスの作成・見直しを行い、普及を推進する事業を実施します。	直営	作成園域部会開催数：1回	作成園域部会開催数：1回	改訂を行うことにより、認知症家族や当事者に相談先や関係機関についての情報を提供できた。	複雑な表記がされており、見にくいとの声もあるため、より市民目線でわかりやすい表記とすることが必要である。	認知症地域支援推進員と連携し、9月頃改定予定。	4	521	64	地域包括ケア・誰もが活躍推進本部

No.	(1) 事業名	(2) 事業内容	(3) 直営／委託	令和5年度実績								所管課
				(4) 事業目標	(5) 事業実績	(6) 事業実施による効果や成果	(7) 課題	(8) 今後の取組方針等	(9) 評価	(10) 事業費(千円)		
										予算額	実績額	
45	認知症疾患医療センターの運営	認知症の疑いのある人については、かかりつけ医等からの紹介により、速やかに鑑別診断を行う認知症専門の医療機関を運営していきます。また、認知症高齢者の増加を踏まえ、新たな整備について検討していきます。	全部委託	3箇所運営	3箇所運営	鑑別診断を行う認知症専門の医療機関を運営することにより、地域において認知症に対して必要となる医療を提供できている。	地域の認知症医療従事者に対する研修や、認知症患者の家族や地域住民等を対象とする研修を開催しているが、コロナ禍以降参加者が減少しており、参加者の募集に苦慮している。	認知症疾患医療センターの担当者で研修案内先を情報共有し、新規の研修案内先を開拓する。	4	10,200	10,190	地域包括ケア・誰もが活躍推進本部
新46	Goodエンディングプランサポート事業	高齢者やその家族の人生の最期を見据えた準備(終活)を、公民連携により支援します。(「エンディングノート」の作成、安心して利用できる法人の認証)	直営	実施	実施	終活の必要性や内容、取組方法をわかりやすく記載した「エンディングノート」を10,000部作成し、市民の皆さまへ周知した。また、終活支援優良事業者を認証することで、市民の皆さまが安心して事業者を活用した終活を行えるようにした。	より多くの市民の皆さまが、終活の必要性や内容、取組方法を理解し、終活を実施する必要がある。	終活に詳しいコンサル、元認証基準策定委員会委員及び認証事業者が集まり、意見交換などを行い、市の終活支援施策に関する情報交換、課題及びその対応策を検討する研究会を開催する。	5	2,303	1,165	地域包括ケア・誰もが活躍推進本部
47	福祉用具・住宅改修支援事業	リハビリ専門職員が所内に展示している福祉用具・自助具や住宅改修シミュレーション室等を活用し、相談・情報提供等を行います。	直営	延相談件数：220件	福祉用具・自助具や住宅改修シミュレーション等を活用した相談及び情報提供の実施 延相談件数：126件(57.2%)	複合的な課題を有する困難な相談に対して、リハビリ専門職が福祉用具やシミュレーション室等を活用した専門的な助言や関連機関と連携した支援を行うことで課題解決に繋がった。また、福祉用具普及連絡会を通じて福祉用具の展示の見直しや企業との連携強化を行った。	相談件数が減っているため、相談者ニーズの把握を行い展示品の見直し等、市民の要望に応じた相談対応を行っている。	相談者アンケート等によるニーズ調査を行い、市民の要望に応じた福祉用具展示及び支援体制に繋げる。また、地域包括支援センター等の関連機関に周知を図る。	3	493	275	地域リハビリテーション推進センター
48	こんにちは赤ちゃん事業	生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を対象に、保健師・助産師・赤ちゃん訪問員が訪問し、子育てに関する情報の提供並びにその保護者の心身の状況を把握し、養育についての相談に応じ、助言その他の支援を行います。	委託	訪問率：100%	※集計中	※実績集計中	未訪問者へ電話等による動員など、訪問率の向上を図る必要がある。	児童福祉法に基づき実施する事業のため継続し、子育ての孤立化防止、必要な情報提供、適切なサービスへ結びつけ、地域の中で子どもが健やかに育成できる環境整備を図る。事業に必要な知識の向上又は技術の習得を図るため、研修を実施する。		12,340	10,746	子ども家庭課
49	難病患者等介護家族リフレッシュ事業	在宅で人工呼吸器を使用している又は気管切開により頻繁に吸引を必要とする難病患者等を介護する家族の介護負担の軽減を図るため、訪問看護等を実施します。	全部委託	委託業者数 5施設(維持)	委託事業者数 1施設 利用者数 1人 事業実施回数 7回	令和4年度まで実施していた「就学支援事業」を令和5年度から廃止したことで、委託事業者数が減り、事業目標を達成できなかったが、利用申請に対しては100%実施できしており、利用希望者の介護負担は軽減できた。	委託事業者数確保のため、事業を広く周知する必要がある。 事業利用対象者の特性から、窓口、郵送以外の申請方法を検討する必要がある。	事業を継続的に実施するため、周知方法及び電子申請の導入について検討する。	3	1,544	201	保健所総務課
50	一時預かり事業	保護者の病気等により家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、認定こども園、幼稚園その他の場所において、一時的に預かりを実施します。	【こども園課】直営 【幼保支援課】全部委託 【子ども未来課】全部委託	【子ども未来課】14,800人 【幼保支援課】幼稚園利用176,018人 その他利用41,217人	保護者の病気等により家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、市立こども園において、一時的な預かりを実施した。 【こども園課分】幼稚園利用(公立園分)5,300人 その他利用6,046人(内訳) 公立園1,126人 待機児童園4,920人 【幼保支援課】・幼稚園利用 202,544人 ・その他利用 11,955人 【子ども未来課】静岡中央・清水中央子育て支援センターの2か所で一時預かり事業を行った。 静岡中央：6,894人 清水中央：4,532人 計：11,426人	【こども園課】一時預かり事業の実施により、保護者の日常生活上の突発的な事情や社会参加の支援のほか、心理的・身体的負担を軽減につながった。 また、市ホームページ上に市立園における一時預かりの空き状況を掲載することで、利用申請時の利便性を向上させた。 【幼保支援課】実施するすべてのこども園等において、一時預かりのニーズに概ね対応することができた。 【子ども未来課】・目標を下回ったものの、利用者のニーズに沿い、適切に事業を実施している。利用予約時に利用が叶わない希望者については、託児希望理由を聞き可能であれば別の時間帯での理由を進めるなど、ていがない対応を行っている。	【こども園課】保護者のニーズに少しでも対応できるよう、保育教諭の人材確保に努める。 【幼保支援課】引き続き保護者等のニーズに合わせた体制を整えていく。 【子ども未来課】継続して事業を実施	【こども園課】保護者のニーズに少しでも対応できるよう、保育教諭の人材確保に努める。 【幼保支援課】引き続き保護者等のニーズに合わせた体制を整えていく。 【子ども未来課】継続して事業を実施	3	【こども園課】 — 【幼保支援課】285,000 【子ども未来課】121,242	【こども園課】 — 【幼保支援課】242,834 【子ども未来課】121,697	子ども未来課 こども園課 幼保支援課
51	子育て支援ヘルパー派遣事業	母親が出産直後や多子家庭で家事・育児を行うことが困難な家庭、又は妊娠中体調不良の方に、家事・育児の支援を行うことにより、子育ての負担の軽減や育児不安の予防を図ります。	委託	登録者数：400人	登録者数：376人	家事、育児の支援を希望する人にヘルパーを派遣し、子育ての負担軽減や育児不安の予防が図れた。	利用者負担額の減額や利用可能なサービス、事業者の拡大を求める声がある。	利用者負担額、提供するサービス内容などについて検討する。	4	1,574	1,804	子ども家庭課
52	子育て短期支援事業(ショートステイ)	育児疲れ・育児不安等の解消、児童の虐待防止及び子育て家庭への支援を図るため、児童福祉施設等において短期入所を実施します。	委託	市内3カ所で実施	市内3カ所で実施	児童福祉施設等において短期入所を実施し、子育て家庭への支援が出来た。	受入施設には定員等があり、必ずしも希望とおりに利用が出来るとは限らない。	施設等を新しく設けることは困難であるが、関係機関と協力して事業を実施していく。	3	1,069	281	子ども家庭課
53	バリアフリー法等に基づく建築物の整備の促進	バリアフリー法や静岡県福祉のまちづくり条例などに基づき、公共施設や民間事業者が公共性の高い施設を計画する際は、高齢者や障がいのある人など誰もが利用しやすい施設の整備を推進します。公共施設については、市公共建築整備指針及びマニュアルに基づくチェックシートの活用及び庁内関係課に対する説明会を開催します。民間事業者については、市ホームページへの関係法令の掲載により制度を周知します。	直営	45%	県福祉のまちづくり条例適合率47.7%(令和5年度末時点)	・適合率は達成できており、公共施設や民間事業者が公共性の高い施設について、高齢者や障がいのある人など誰もが利用しやすい施設の整備を推進できた。	民間事業者への制度の周知	・引き続き、市ホームページ及び建築確認事前チェックリストへの掲載により制度を周知する。	4	—	—	建築安全推進課

No.	(１) 事業名	(２) 事業内容	(３) 直営／委託	令和５年度実績								所管課
				(４) 事業目標	(５) 事業実績	(６) 事業実施による効果や成果	(７) 課題	(８) 今後の取組方針等	(９) 評価	(10) 事業費（千円）		
										予算額	実績額	
54	家具等固定推進事業	地震時の家具等の転倒防止対策として、高齢者のみの世帯や、重度の障がいのある方が同居する世帯における、家具等の固定費用の助成を行います。	補助金	15件/年	補助件数：５件	・補助件数は目標を下回ったものの、補助金の交付事務を適切に行った。 ・木造住宅耐震事業やブロック塀等耐震化促進事業の申請者に家具等固定推進事業のチラシを配布することで制度を周知しており、申請者の増加に繋がっている。	家具固定事業のみのニーズが減少している。	・引き続き、木造住宅耐震事業やブロック塀等耐震化促進事業の申請者に家具等固定推進事業のチラシを配布することで制度を周知する。	3	180	58	建築安全推進課
55	がん末期在宅介護支援事業補助金	末期がんの方が、経済的に安心して在宅介護に必要なサービスを受けられるよう費用の一部を助成します。	直営	事業の実施（不適切な支給なし）	要介護認定申請の結果、非該当になった末期がんの方が在宅介護サービスを利用した場合に、費用の一部について補助金を交付する事業。申請の問合わせ、相談はあったが、令和５年度は補助要件を満たす対象者はなかった。	要介護（要支援）認定の結果が非該当となったがん末期患者の在宅サービス利用の確保を図るための事業で、申請についての相談はあり、自宅で終末期を過ごす支援となっている。	がん末期患者、市民税非課税者、介護認定非該当者等の要件を満たす対象者は少ない。	がん末期患者、市民税非課税者、介護認定非該当者等と要件を満たす対象者は少ないが、終末期に経済的不安から、必要な最低限のサービスを使えないことがないようセーフティネットの役割を担っており、事業は継続していく。	4	455	0	介護保険課
56	医療的ケア児等支援事業	医療的ケア児や重症心身障がい児（者）が、ライフステージに応じた必要な支援を円滑に受けられるよう、保健、医療、福祉、保育、教育等の各関連分野が連携した支援体制を整備します。	直営	医療的ケア児等支援協議会の開催回数年4回	年４回協議会実施	・教育局、子ども未来局、保健福祉長寿局の支援体制について協議。 ・災害時の医療的ケア児等への支援について協議。	災害時の支援等について、継続して検討していく必要がある。	特別支援センターと連携し、年４回協議会を実施することで継続した検討の場を設ける。	4	480	300	障害福祉企画課
57	医療的ケア児等コーディネーター配置業務	医療的ケア児と重症心身障がい児者が安心して生活できるよう、保健、医療、福祉、子育て、教育等の必要なサービスを総合的に調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげる。	全部委託	3人工配置	3人工配置	・医療職、福祉職の３人工を配置し、こども園および学校への入園入学を支援。 ・実態把握調査を実施。市内の医療的ケア児および重症心身障害児者の人数を把握した。さらに、地域の支援者への個別指導、引継ぎ等を実施した。	地域の支援者への個別指導及び引継ぎについて、地域の実情に応じた方法を検討する必要がある。	継続してコーディネーターを委託により配置しつつ、地域の支援者の対応力向上をはかることで、市内の相談支援体制整備に取り組む。	4	19,301	19,284	障害福祉企画課
58	若者を対象としたＤＶ防止対策の実施	若年層に対して、お互いを尊重する関係を築けるよう、デートＤＶ防止の啓発を進めます。	委託	講座の開催	講座の開催	講座の受講を通じ、受講者がお互いを尊重する関係を築くためにデートDVについての理解が深まり、知識を習得することができた。	デートDVについての理解や認識が足りないため継続して周知していく必要がある。	今後も継続的に実施	4	指定管理料に含む	指定管理料に含む	男女共同参画・人権政策課
59	日常生活自立支援事業	判断能力が十分でない市民に対し、日常的金銭管理や福祉サービスの利用手続等を支援します。	補助金	415件	実契約件数　401件	目標契約件数に対し、96%の契約件数を達成することができた。	事業を必要とする人に情報が届くよう、更なる情報発信が必要。	各種研修、民生委員や介護事業者への事業説明を通じて、情報発信を積極的に行う。	4	82,762	82,762	福祉総務課
60	障害者差別解消法への対応	法律に基づき、障がいを理由とする差別の解消を推進するよう、相談窓口を設置し対応するとともに、障がい当事者や民間事業者等を一緒に、合理的配慮のあり方を考えます。	直営	法への適切な対応	障がいを理由とする差別に関する相談への対応を行った。	障がいを理由とする差別に関する相談に随時対応し、事案の収集につなげることができているため。	関係部署との法的理解を促進し、法への適切な対応、障がいを理由とする差別の解消を推進する必要がある。	引き続き、障がいを理由とする差別に関する相談に随時対応する。	4	－	－	障害福祉企画課
61	障害者虐待防止対策支援事業	障がい者虐待の未然防止、早期発見、迅速な対応とその後の適切な支援のため、地域における関係行政機関、障がいのある人等の福祉・医療・司法に関連する職務に従事する者又は関係団体、地域住民等の支援体制の強化や協力体制の整備を図ります。	一部委託	虐待防止センター箇所数：11ヶ所 虐待一時保護協定施設数：５ヶ所 法制度周知のための研修会等開催回数：１回	虐待防止センター箇所数：11ヶ所 虐待一時保護協定施設数：５ヶ所 法制度周知のための研修会等開催回数：２回	市内で発生した障害者虐待について、行政と虐待防止センター等が連動し、早期発見、迅速な対応及びその後の適切な支援を実施できている。 虐待に対する未然防止や早期発見に関する研修を２回実施することができた。 参加者計29名	市内で発生している障がい者虐待については、関係機関等が連動し、支援に当たっているが、役割等の整理が不十分であったり、手順について国のマニュアルとの齟齬が生じている。	静岡県障害者虐待防止マニュアルの改訂の実施	5	3,803	3,090	障害福祉企画課 精神保健福祉課
62	高齢者虐待防止策の推進	高齢者に対する虐待内容が複雑化していることから、関係機関との更なる連携を図っていくとともに、虐待防止策を推進するため、一般市民や介護事業者等への講習会・研修会などの啓発活動を並行して実施していきます。	一部委託	運営委員会開催数：２回、 広報紙特集記事掲載回数：１回、 啓発パンフレット配布数：3,000部、 研修会開催数：２回	・高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会：２回 ・広報紙特集記事掲載回数１回 ・啓発パンフレット配布数：3,000部 ・研修会開催数：５回	・高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会を年２回開催し、高齢者虐待防止のための連携を図った。 ・高齢者虐待防止のためのパンフレットを配付、広報掲載を行うとともに、虐待防止研修会・講演会を５回実施し、高齢者虐待防止普及啓発を推進することができた。	高齢者に対する虐待内容は複雑化しており、対応が困難である。虐待防止及び早期発見・対応のため、虐待防止の啓発と支援者の対応力の向上が必要である。	虐待防止の啓発について検討をし、引き続き、高齢者虐待防止事業を実施していく。	4	4,754	3,704	地域包括ケア・誰もが活躍推進本部
63	生活困窮者自立相談支援事業	現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれがある者からの相談に応じ、困窮者に応じた必要な情報の提供及び助言を行い、又、当該生活困窮者に合わせた支援計画を作成し、寄り添い型の支援を実施します。	委託	支援最終した者の内、自立した件数：60件	相談者の最終件数：136件 最終件数のうち就労開始等による自立件数：56件 【内訳】 就労開始：33件 福祉就労：２件 家計改善：６件 他法活用：８件 生活状況の改善：７件	・自立相談支援機関において、相談者の状況に応じたプランを作成し、適切な支援が実施され、相談者が生活困窮状態から脱却することができた。	・相談者に対して、適切な支援を実施することで、自立件数のさらなる増加を図る必要がある。	・生活困窮者が早期に暮らし・しごと相談支援センターにつながるようにするため、庁内外の関係機関へ事業周知するとともに連携の強化を図る。	4	44,116	44,116	福祉総務課
64	発達障害者支援事業	自閉症スペクトラム障害、学習障害（ＬＤ）、注意欠如・多動性障害（ＡＤＨＤ）等の発達障がいのある人の乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応する一貫した支援体制の充実を図ります。	全部委託	設置箇所数：１ヶ所 相談件数：2,606件 巡回支援回数：30ヶ所 ペアレントメンター等養成研修実施回数：６回	設置箇所数：１ヶ所 相談件数：3,927件 巡回支援回数：58ヶ所223回 ペアレントメンター等養成研修実施回数：６回	発達障がいのある人の支援について、直接支援から関係機関への助言等を実施できている。	新たに地域支援マネージャーを配置しており、地域の支援体制の構築をどのように進めるかを模索している。	地域支援マネージャーや関係機関と協議し、地域の支援体制の充実に必要な取り組みを検討する。	5	55,527	58,456	障害福祉企画課

No.	(1) 事業名	(2) 事業内容	(3) 直営／委託	令和 5 年度実績								所管課
				(4) 事業目標	(5) 事業実績	(6) 事業実施による効果や成果	(7) 課題	(8) 今後の取組方針等	(9) 評価	(10) 事業費（千円）		
										予算額	実績額	
65	地域包括支援センターの運営、機能強化	地域包括ケアシステムの中核的役割を担う地域包括支援センターは、総合相談業務、介護予防ケアマネジメント業務、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメントの 4 業務に加え、総合事業、認知症施策、医療と介護の連携などの事業も連携して実施していきます。機能強化としては、高齢者人口の増加等に伴う職員増員を図る他、職員の資質向上を図るための研修の充実を図ります。さらに、各地域包括支援センターの総合調整を図るため、基幹的機能を担い、地域包括支援センターの資質向上を目指します。	全部委託	センター設置数：29センター	センター設置数：29センター	29の地域包括支援センターを設置して、総合相談業務、介護予防ケアマネジメント業務、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメントの 4 業務に加え、総合事業、認知症施策、医療と介護の連携などの事業も実施した。職員の資質向上のために、毎月 1 回の地域包括支援センター連絡会に加え、職員等に向けて研修を新規配属職員研修、地域包括ケア研修、新規配属職員ミニ研修等を実施した。また、地域包括支援センターの認知度向上のため、各区 1 回講演会を実施。静岡大学との協働で地域包括支援センター周知のためのパンフレットを作成した。	地域包括支援センターに求められる業務が増加し、職員の負担が大きくなっている。令和 8 年度の長期継続契約に向け、業務の整理や委託費の内容の精査が必要	令和 7 年度に行われる地域包括支援センター委託の公募に向けて、業務内容や、委託料等、他市の状況を調査し、検討していく	4	901,386	900,490	地域包括ケア・誰もが活躍推進本部
66	適応指導教室の運営	不登校児童等が学校生活に適応するための指導を行うことにより、学校生活への自発的な復帰を支援し、自立を支援します。一人一人の課題克服を目指した適応指導をするために、「人とのかわわり」「やりぬく気持ち」「規則正しい生活」「学習への興味や関心」の四つを重点とし、継続的適応指導（カウンセリング、学習、集団指導など）や体験的適応指導（自然体験、社会体験など）を行います。	直営	不登校改善率 7 0 %	・開級日：181 日 ・通級者数：35 名 ・のべ通級者数：2922 名 ・自然体験教室：2 回 ・通級生不登校状況改善率：80.6 %	・年間を通し、開級することができ、多くの通級生を受け入れることができた。また教室に沿った運営を行うことで不登校改善率の目標を達成することができた。	・中学生に比べ、小学生の利用者数が少ない。	・小学生を対象としたグループ活動を取り入れることで段階的な復帰支援を行い、利用者数の改善率を高める。	4	6,967	6,945	青少年育成課
67	養育支援訪問事業	養育支援が特に必要であると判断した子育て家庭に対して、専門的資格を有する訪問員等がその家庭を訪問し、養育に関する指導・助言、家事援助などを行います。	直営	必要な対象者への完全実施	30世帯に実施	養育支援が特に必要であると判断した子育て家庭に対して、適時支援を実施できた。	事業の対象となる家庭が増加、また短期間では問題が解消されない家庭も増加している。	改正児童福祉法に合わせ、類似事業との整理と事業の見直しを行い、継続実施。	4	2,016	1,934	子ども家庭課
68	ひとり親家庭生活支援事業	母子家庭や父子家庭の精神的支援や生活の安定を図るため、児童が悩みを気軽に相談できる大学生等（ホームフレンド）を派遣して、生活面での指導を行います。	一部委託	必要な対象者への完全実施	派遣世帯数：31世帯	ホームフレンドを派遣した31世帯に対し、必要な支援を確実に実施した。	派遣先家庭が問題を抱えるケースが多く、支援員（ホームフレンド）と派遣先家庭との間でのマッチングが難しい。	支援員（ホームフレンド）と派遣先家庭とのスムーズなマッチングをおこなう。確実な事業実施のため、各区子育て支援課との連携を図る。	4	1,188	1,187	子ども家庭課
69	こころの教育支援事業	いじめや不登校等に対応する生徒指導主任等が受け持つ授業を代わりに担当する非常勤講師の配置と保健室登校等に対応するパート看護師の配置を図ります。	直営	12支部の各支部に約 2 名、合計 24 名の非常勤講師の配置 2支部当たり各 1 名、合計 6 名のパート看護師の配置	市内12支部、39の小学校に非常勤講師を配置した。また、2 支部当たり各 1 名、合計 6 名のパート看護師を配置した。	生徒指導主任等が、問題を抱える児童生徒に対応した結果、配置校からは、64.9%の改善がみられたとの報告を受けた。特に、別室登校への対応は、81.9%が改善されたの高い成果をあげることができた。	非常勤講師、パート看護師ともに配置できなかった学校からは、配置を望む声が多く、引き続き同事業を実施していく必要がある。	引き続き同事業を実施していくとともに、事業の拡充も検討していく。	4	54,735	52,762	教職員課
70	スクールソーシャルワーカー活用事業	小中学校にスクールソーシャルワーカーを配置又は派遣し、いじめ、不登校又は暴力行為その他の学校生活における諸問題を抱える児童生徒に必要な支援を行い、学校生活上の諸問題の解決を図ります。	直営	小中：スクールソーシャルワーカー：1 3 人 高：2 人	小・中学校では、スクールソーシャルワーカーを 1 3 人任用し、拠点校及び派遣校において、福祉的な課題を有する児童生徒の支援を行った。 ※対応回数4446回	スクールソーシャルワーカー対応した総児童生徒数1142人中572件（約50%）で好転が見られた。 子どもの貧困に関わる支援では、スクールソーシャルワーカーが継続して支援している 213件中141件(約66%)に好転が見られた。	学校は福祉的な支援が必要だと考え、スクールソーシャルワーカーにつなごうとした家庭の中に、支援を断る家庭もあり、スクールソーシャルワーカーによる支援につなげるのが困難な家庭がある。	スクールソーシャルワーカーと学校が連絡を密にし、支援ニーズのある家庭に継続的支援し、積極的にアウトリーチを行う。	4	23,450 610	23,879 505	児童生徒支援課 教育総務課
71	生活困窮者子どもの学習支援事業（家庭支援員派遣）	生活保護世帯の高校進学率が全体の進学率と比べ低いため、生活保護受給世帯、生活困窮世帯の自宅等へ訪問し、親及び子どもとの面談を通し、進路についてのカウンセリング、家庭学習の支援等を行います。	委託	対象世帯への家庭支援員の訪問実績：240回/年	対象世帯への家庭支援員の訪問実績：334回/年 ※訪問支援のうち家庭訪問のみ。関係機関への訪問及び連絡支援は除く	小学校 5 年生から高校生及び高校生世代までを対象に定期的な訪問支援（家庭訪問・関係先訪問）、連絡支援（家庭訪問・関係先訪問）による支援を行った。	生活保護受給者・生活困窮者の割合に偏りがある。	対象者が少ない生活保護受給者の支援対象者拡大のため事業の周知を図る。	4	3,514	3,514	福祉総務課
72	住居確保給付金事業	生活困窮者のうち、離職、自営業の廃業又は個人の責めに帰すべき理由・都合によらない就労機会の減少によって経済的に困窮し、住居を喪失又は喪失の恐れがあるものに対し原則 3 か月最長 9 ヶ月の家賃相当額を支給する事業を実施します。	直営	住居確保給付金を支給し、就労支援したことによって、経済的に自立する割合：65%	経済的に自立した割合：72% 当初決定件数：18 件 自立（一般就労・就労機会回復）：13 件	住居喪失の恐れがある方に対して給付金の支給・就労支援を実施した。	法改正により、対象者の拡大が見込まれるため、利用も増加となる見込み。	法改正による、対象者の増加に対して適切な支援を実施していく。	4	5,530	2,021	福祉総務課
73	ひとり親及び生活困窮世帯への学習支援事業	ひとり親家庭や生活困窮世帯の子どもを対象として居場所を提供し、学習支援・生活支援を行います。	委託	実施箇所ごとの支援回数：50回	1 会場あたりの平均支援回数：46.38 回 （学習支援：10ヵ所 459 回、生活支援：3ヵ所 144 回）	学習・生活支援に通っていた中学 3 年生 37 人全員が高校に進学した。 90%以上の子どもが、参加会場を安心できる居場所と回答した。	自宅から会場が遠いことが理由で、参加したくても参加できない子どもがいる。	どの子どもも通える範囲内に会場があるよう、市内全域に会場を増設していく。	4	20,972	20,965	子ども家庭課
74	児童等相談支援	家庭や地域、その他機関等から、子どもに関する様々な相談に応じると共に、子どもが抱える問題や環境を的確に捉え、必要に応じた対応を行います。	直営	子どもの最善の利益のために ・相談内容に応じた診断及び指導等の実施率：1 0 0 % ・児童虐待を疑われる場合の 4 8 時間以内の安否確認：1 0 0 %	子どもの最善の利益のために ・相談内容に応じた診断及び指導等の実施率：1 0 0 % ・児童虐待を疑われる場合の 4 8 時間以内の安否確認：1 0 0 %	・増加している児童虐待相談等に対して、適切に助言、指導、措置等の対応ができている。	なし	継続して家庭や地域、その他機関等から、子どもに関する様々な相談に応じると共に、子どもが抱える問題や環境を的確に捉え、必要に応じた対応を行う。	5	49,391	48,219	児童相談所
75	認知症初期集中支援推進事業	認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるために、認知症の人やその家族に早期から関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築することを目的とした事業を実施します。	一部委託	検討委員会開催：2 回実施	認知症初期集中支援チーム検討会の開催：2 回 認知症初期集中支援チーム数：30チーム	認知症初期集中支援チーム検討委員会を 2 回開催し、認知症初期集中支援チームの活動について、調査審議を行った。	認知症初期集中支援チームの対応件数が少ないため、活動を行いやすくするため様式の変更とマニュアルの改訂を行った。 今後もチームからの活動に関する相談対応が必要。	引き続きチーム員活動を行いやすくするために、マニュアルの改訂や相談対応を行う。	4	7,715	2,680	地域包括ケア・誰もが活躍推進本部
再掲 21	【再掲】ヘルプマーク・ヘルプカード普及啓発事業	障がいのある人などで、周囲からの配慮を必要としている人が身につける「ヘルプマーク」や、災害時や日常生活の中で困ったときのために必要な情報を記載しておく「ヘルプカード」の配布・普及啓発を行います。	直営	ヘルプマーク・ヘルプカード普及啓発の実施	令和 5 年度ヘルプマーク配布実績数1,628枚（静岡庁舎等窓口配布1,589枚、静岡病院39 枚） 令和 5 年度ヘルプカード静岡市版ヘルプカード配布実績数1,566枚	ヘルプマーク及びヘルプカードを順調に配布したことにより、目標としていた普及啓発の実施を行うことができたと評価できるため。	ヘルプマーク及びヘルプカードを必要とする方に配布すること。	静岡庁舎等窓口と静岡病院の協力を基に、引き続き、ヘルプマーク及びヘルプカード普及啓発を行う。	4	—	—	障害福祉企画課

No.	(1) 事業名	(2) 事業内容	(3) 直営／委託	令和5年度実績								所管課
				(4) 事業目標	(5) 事業実績	(6) 事業実施による効果や成果	(7) 課題	(8) 今後の取組方針等	(9) 評価	(10) 事業費(千円)		
										予算額	実績額	
新76	移動販売車から先への配送支援事業	オクシズ地域の買い物に関する課題解決に向け、地域と連携し、日常の買い物を担う移動販売車が訪問しないエリアまで食品等を届けられる仕組みを構築。	直営	各地域での事業実施	自治会等と連携した買い物支援の実施	2地区での運行で、延べ107人が利用。地域の買い物支援として定着し、大きな効果が生じている。	実施するにあたっての担い手の確保。	地域への働きかけを続け、他地域での導入を支援。	4	3,000	169	中山間地振興課

基本目標	２：寄り添う ～しくみづくり～ 一人ひとりが望む支援を届けます 【包括的支援】
取組の視点２－２：悩みや困りごとを一人で抱え込まず、適切な支援先へ相談できる仕組みをつくります	

No.	(1) 事業名	(2) 事業内容	(3) 直営／委託	令和5年度実績								所管課
				(4) 事業目標	(5) 事業実績	(6) 事業実施による効果や成果	(7) 課題	(8) 今後の取組方針等	(9) 評価	(10) 事業費（千円）		
										予算額	実績額	
77	身体障害者住宅相談事業	日常生活に支障のある身体障がいのある人が、安心して生活ができるよう、住宅改造に関する相談支援を行います。	全部委託	相談件数：45件	相談件数：137件	静岡市社会福祉協議会に委託し、住宅改造に関する相談援助を行った。	大規模改修の希望が減少傾向にある。	令和6年度末事業廃止予定	4	1,695	1,694	障害者支援推進課
78	相談支援事業所等における退院支援体制の確保	精神科病院に入院している医療保護入院者等の地域生活への移行を促進するため、相談支援事業所に退院支援専任職員を配置します。	全部委託	実施箇所数：3か所	実施箇所数：3か所	地域移行を果たしている対象者への訪問等による心理的援助の継続により、再入院に至らず、地域生活を続けることができている。	・ほとんどの対象者は生涯程度が重く、家族の支援が望めない処遇困難者であるため、体育館支援に時間を要している。 ・長期入院の対象者は、地域移行への恐れ・不安が強く、退院できても退院を望まない場合も多い。	・地域住民・企業等の精神障害者への理解促進、地域移行を支えるネットワークづくりに励み、また、対象者の気持ちに寄り添った働きかけをしていく。 ・医療機関の事業への理解促進を図る。 ・医療機関との一層の連携強化	4	指定管理料の一部	指定管理料の一部	精神保健福祉課
79	婦人保護事業	配偶者や恋人などからの暴力の被害者等、支援を要する女性からの相談に応じ、必要な助言、指導を行います。	直営	相談件数：900件/年	窓口・電話・巡回による相談件数873件/年	支援が必要な女性からの相談に応じ、必要ような支援を実施した。	課題の複雑化しており、職員の対応能力高校を図る必要がある。	各区の事例等や相談記録の記載方法等について各区で共有できるように土合わせ等を実施や研修への積極的な参加を促しし、職員の能力の工場を図る。	4	373	166	福祉総務課
80	障害者相談員設置事業	身体・知的障がいのある人やその家族が身近な地域で気軽に相談できるように、身体・知的障がいのある人の保護者等が相談員として相談事業を実施します。 また、聴覚障がいのある相談員が、毎月定例日に区役所にて、聴覚に障がいのある方等の各種相談に応じます。	全部委託	相談件数 身体：160件 知的：600件 聴覚：12件	相談件数 身体：171件 知的：737件 聴覚：3件	身体、知的の相談件数は、前年度と比較し増加し、目標件数も達成しているが、聴覚の相談件数は、目標を達成できなかった。	相談員の高齢化、またそれに伴う体調不良等により、人数が年々減少しているため、相談員の新規増員及び世代交代にも注力する必要がある。 聴覚障害者相談員の設置については、相談件数が年々減少しているため、事業の実施について見直す必要がある。	相談員の新規増員及び世代交代の検討について、推薦団体へ働きかける。 聴覚障害者相談員の設置については、相談実績等を検証し、事業の実施について見直しを行う。	3	1,607	1,437	障害福祉企画課
81	障害者相談支援事業	障がいのある人の福祉に関する各般の問題について相談に応じ、必要な情報提供、助言、その他権利擁護のために必要な支援を行います。また、相談支援事業の円滑な実施を図るため、専門的な能力を有する職員を配置し、相談支援機能の強化を図ります。	全部委託	相談支援事業実施箇所数：11ヶ所 機能強化事業実施箇所数：10ヶ所	相談支援事業実施箇所数：11ヶ所 機能強化事業実施箇所数：10ヶ所	年間を通して予定通り事業所を開設し、事業を実施できた。	人材不足及び業務量過多	地域とともに市内相談支援体制の見直し、改善等を検討していく。	4	212,225	225,123	障害福祉企画課 精神保健福祉課
82	介護相談員派遣事業	介護保険施設等の入所者のサービス利用に係る疑問、不満、不安等を解消し、苦情に至る事態を未然に防止するとともに入所者の立場にたったサービスの質の向上を目指すため、介護相談員を派遣します。	直営	事業実施に対する事業所のアンケート結果（効果があるとの回答割合）：70％以上	・施設アンケートの受入効果有の回答率73％ ・派遣施設 146施設 ・介護相談員情報交換会 4回 ・現任研修への派遣 9名	事業所のアンケート結果で、「入居者の意見を丁寧に聞いている、サービス向上に繋がっている」と回答があり、サービスの質の向上に繋げることができた。	感染症等対策により、予定どおり施設への派遣ができない場合がある。	引き続き相談員の派遣を積極的に行い、事業を継続していく。	4	12,018	5,093	介護保険課
83	センター職員による相談支援事業	身体や知的に障がいがある人や身体機能の低下した高齢者等が抱える地域生活におけるニーズに対し、適切な支援が行われるために相談支援を行います。	直営	相談者満足度：98％	相談者満足度：98％	リハビリや介護に関する相談について、リハビリ専門職が個別に相談内容を聞き取り適切な助言指導を実施した。また、施設パンフレットをリニューアルし、関連機関への周知を行った。	引き続き高い満足度が得られるよう取り組む。	関係機関等へ施設パンフレットを活用して周知を図る。	4	310	154	地域リハビリテーション推進センター
84	保健福祉センターにおける相談事業	保健・福祉・医療に係る来所相談を受けるとともに、必要に応じて他の機関との連携を図り、継続的な支援（フォロー）を行います。	直営	継続実施	・0歳児及び6か月育児相談：5,485件 ・来所相談（保健福祉センター窓口相談）：6,365件	・乳児（0歳児及び6か月児）の保護者からの育児相談に対応し、保護者の育児不安軽減に務めた。また、育児に自信が持てるよう支援した。	・継続的な相談支援を必要とする保護者や、重複的な問題を抱えている保護者が増えている。	・育児相談や窓口相談から、地区担当の継続的な支援に繋げるとともに、より一層、福祉や医療との連携を図り、支援体制の構築に努める。	4	0	0	各健康支援課
85	電話相談事業 （てるてるハート） 【令和2年度から名称変更】	メンタルヘルスに関する市民や家族の電話相談を実施します。	直営	継続実施 （月～金の午後1時から午後4時）	年末年始祝日を除く平日月～金の午後1時から午後4時まで、年間244日、メンタルヘルスに関する電話相談を実施した。	年間244日電話相談を実施し、総件数762件の電話相談を受けた。	相談内容の対象をメンタルヘルス全般としているため、相談内容が多岐にわたり複雑化している。電話相談の特有性をふまえ、相談員の対応力の向上を図る必要がある。	電話相談員との定例会において困難ケースを共有し事例検討を行う。必要に応じミニ講義を行うなど、相談員の対応力が向上するように工夫して定例会を開催する。	4	2,603	2,487	こころの健康センター
86	難病患者地域支援対策事業	在宅の難病患者及びその家族の療養生活の支援を行うため、保健師等が自宅を訪問し、日常生活についての相談や情報提供を行います。また、その支援について医師、事業者等で構成する評価委員会において検討をします。	直営	評価委員会の開催回数：3回	開催回数：3回 計画策定回数：8件	評価委員会で策定した計画をもとに、対象者に対して必要な支援を実施することができた。	現在オンラインで実施しているが、対面での実施も検討していく必要がある。	継続的に事業を実施していく。	4	252	155	保健所総務課

No.	(1) 事業名	(2) 事業内容	(3) 直営／委託	令和5年度実績								所管課
				(4) 事業目標	(5) 事業実績	(6) 事業実施による効果や成果	(7) 課題	(8) 今後の取組方針等	(9) 評価	(10) 事業費(千円)		
										予算額	実績額	
87	難病患者等医療相談事業	難病患者とその家族等を対象に、専門医による難病医療講演会や相談会を開催します。	直営	医療相談会の開催回数 :3回	医療相談会の開催回数：2回 参加者数：13人 医療講演会の開催回数：1回 参加者数：33人	医療相談会： ・患者、家族が専門医に治療や療養生活について相談をすることができ、患者、家族からは参加して良かった、参考になったという声が聞かれた。 難病医療講演会 事後アンケート結果： ・よく理解できた、理解できた 91％ ・難病患者の災害に関する関心度について非常に高まった、高まった、やや高まった100％	講演会のテーマ、対象者について検討していく必要がある。	継続的に事業を実施していく。	4	228	210	保健所総務課
88	保健所における精神保健福祉相談	精神障がいに関して本人や家族からの相談に対応します。(精神科医による定例相談、酒害相談、精神保健福祉相談)	直営	年間スケジュールに基づいた実施	年間スケジュールに基づき実施した。 ・医師による定例相談件数 29件 ・酒害相談件数 5件 ・随時相談件数 10,762件(総数)	精神保健福祉に関することについて、受診勧奨及び家族問題の調整等を行い、当事者やその家族の身近な医療相談窓口として機能した。	定例相談の相談件数がここ数年で年々低下している。	各区福祉事務所等に定例相談の周知を行う。	3	818	448	精神保健福祉課
89	利用者支援事業 ・保育コーディネーター ・子ども未来サポーター	地域の子育て支援センターに子ども未来サポーターを配置し、認定こども園、保育所をはじめとする子育て支援の利用全般について相談、情報提供を行います。また、各区の子育て支援課に保育コーディネーターを配置し、認定こども園、保育所等の利用申請等に関する相談、情報提供を行います。	一部委託	子ども未来サポーター：12か所	【子ども未来サポーター】 12か所 子育て支援センター12か所を拠点とした。 【保育コーディネーター相談業務】 葵 区：1,010件 駿河区：870件 清水区：766件	【子ども未来サポーター】 ・市内12か所の子育て支援センターを拠点に実施し、従来からの子育て支援センター事業に加え、子ども・子育て支援新制度に関する情報提供や相談対応等を実施することができた。 【保育コーディネーター相談業務】 ・利用者、園からの保育内容の問い合わせ、意見をうかがい関係機関につなぎ、問題解決に繋がられた。	【子ども未来サポーター】 ・なし 【保育コーディネーター相談業務】 ・児童の疾病、障がいの特性など医療面での専門性には欠けている、また、療育施設の情報が少なく十分な案内ができない	【子ども未来サポーター】 ・継続実施 【保育コーディネーター相談業務】 ・障害者支援課と連携するほか、施設訪問を実施して指導内容を理解し、保護者に案内していく	4	子ども未来サポーター分 38,698 保育コーディネーター分 9,234	子ども未来サポーター分 38,538 保育コーディネーター分 8,945	子ども未来課 各区子育て支援課
90	子ども若者相談事業	【面接相談】 ○相談受付：(土日祝・年末年始を除く)8時30分～17時15分 相談対象者：39歳までの子ども・若者及びその保護者・関係者 【電話相談】 ○こころのホットライン 相談受付：(土日祝・年末年始を除く)毎日9時～17時 相談対象者：39才までの子ども・若者及びその保護者・関係者 ○24時間いじめ電話相談 相談対象者：小中学生及びその保護者・関係者	直営	継続実施	【面接相談】 ・相談者数：486名 【電話相談】 ・こころのホットライン 相談受付件数：267件 ・24時間いじめ電話相談 相談受付件数：526件	・相談改善率(主訴に対し、具体的な行動ができている)が77.4％の目標に対し、79.0％に達した。	・不登校を主訴とした申し込みが増加している。特に、小学生の不登校を主訴とした申し込みが増加している。	・小学生を対象としたグループ活動を定期的に実施する等、段階的に人とのかわりをもつ機会を提供し、相談者のニーズに応えた相談活動を行っていく。	4	10,633	9,915	青少年育成課
91	ひきこもり対策推進事業	ひきこもりに特化した相談窓口を設けるとともに、ひきこもり当事者やその家族等からの相談を受け、適切な助言や情報提供等を行うなどの支援を行います。	一部委託	継続実施	・相談者申込者数：187人 ・相談回数：2,310回 ・ひきこもりの状態が改善している相談者の割合：65.8％	・社会参加に向けた行動をとれていなかったひきこもり当事者のうち、45名が社会参加に向けて具体的に行動できるようになった。そのうち、14名が就労・就学につながった。	・中高年(40歳以上)のひきこもり当事者の割合が増えてきている ・ひきこもり改善率が目標値を下回っている	・年齢やニーズに合わせたひきこもり支援の実施 ・ひきこもり改善率低下の原因分析及び改善施策の検討	3	27,906	27673	青少年育成課
92	家庭児童相談室の運営	各区福祉事務所に家庭児童相談室を設置し、児童に関する様々な問題について、児童、家庭又は地域住民などからの相談に応じ、必要な助言を行います。	直営	市内3ヶ所で、児童に関する様々な相談に応じる。 相談受付件数：1,500件	市内3ヶ所で、児童に関する様々な相談に応じる。 相談受付件数：3,227件	家庭児童相談室で対応する子育て世帯の状況や多種多様のニーズに対応した相談支援を行うことができた。	子育て世帯が抱える問題が複雑化し、相談対応職員の専門性の向上と、児童相談所や保健福祉センター等の関係機関との調整機能が強く求められている。	児童福祉法改正に伴い、包括的支援の強化を図るため、こども家庭センターを設置し、利用者の相談ニーズに合わせた助言や関係サービスの調整等の支援を行う。	5	1,041	651	子ども家庭課
93	特別支援教育推進事業	特別な教育的支援を必要とする幼児、児童生徒、及びその保護者等への相談活動を行い、子どもの状況を的確に把握し、さらに長期的な見通しを基に、適切な就学先や支援について指導や助言を行います。	直営	特別支援相談回数：年間1000回以上	特別な教育的支援を必要とする幼児、児童生徒及びその保護者等への相談活動実施件数：1,276件	令和4年度の相談件数1,194件から80件近い増加があった。令和5年度も、特別な支援を必要とする幼児、児童、生徒の保護者への相談活動を行うことにより、適切な就学先の選択への助言を行うことができた。	相談件数が増えることにより、職員が対応に追われてしまう状況に陥った。	相談内容を吟味しながら、適切な対応ができるよう相談体制を構築していく必要性がある。	5	7,908	5,777	学校教育課
94	スクールカウンセリング事業	いじめ、不登校又は問題行動など、児童生徒の心の問題に対応するため、スクールカウンセラーや教育相談員を小中高等学校に配置し、児童生徒、保護者などへの相談活動を実施します。 ※教育相談員については、小中学校のみ	直営	小・中： スクールカウンセラーの配置：37人 教育相談員の配置：51人 小：16校、中：35校 高： スクールカウンセラーの配置：2人	小・中学校では、スクールカウンセラーを36人任用し、カウンセリングや保護者へのコンサルテーション等の支援を行った。 相談件数27174件 (1回のカウンセリングで2つの事柄について相談を受けた場合は「2件」とカウント)	カウンセラーの見立てでは、相談件数の内、87.1％の相談で好転が見られた。	各学校の配当時間はほぼ使い切っているが、それ以上にカウンセリングの要望があり、カウンセリングの時間が足りない学校がある。	児童生徒や保護者にカウンセリングを行うだけでなく、教職員に対するコンサルテーションを増やすことで、問題を未然に防止することも必要である。	4	106,735 1,491	105,890 1,207	児童生徒支援課 教育総務課
95	再犯防止推進事業	犯罪をした者等の立ち直りを支援するため、満期出所者、起訴猶予者等を対象に行政の窓口等への同行支援、伴走型支援等を実施します。また、再犯防止に理解ある市民を増やすため、再犯防止の支援者養成講座や講演会等も実施します。	一部委託	実施	・付添い支援の実施：3件 ・伴走型支援の実施：6件 ・再犯防止市民講座の実施：7回 ・再犯防止講演会の実施：1回	切れ目のない支援の実施による犯罪をした者等の再犯の抑制及び更生保護や再犯防止への理解に係る市民意識の醸成	・付添い支援について、件数が想定を下回っており、当初の事業を振り返って検証が必要。	・付添い支援について、検証作業部会を設け、事業の検証と支援内容の再検討を実施する。	4	1,572	1,408	福祉総務課
新96	女性向け相談	女性会館相談室において、女性のための総合相談を実施する。	委託	相談受付件数：1,900件	相談受付件数：1,706件	相談者の悩みや困難を受け止めながら、問題を整理して、その人自身の気づきを助ける。相談者が持つ力を引き出し、最終的には自ら問題解決できるように援助した。適切な機関につないだ。	DVや離婚など複雑な相談が増えている。	今後も継続的に実施 事業目標については、件数のみで判断するのではなく、充実した実施ができたかを判断するように目標を適切な実施に変更する。	3	指定管理料に含む	指定管理料に含む	男女共同参画・人権政策課
新97	にじいろ電話相談	セクシュアリティの悩みや性別違和に悩む本人や家族等の相談に応じます。	委託	毎月1回実施	12回実施(相談件数：38件)	性の多様性について、相談者のセクシュアリティに関する悩みや困りごとに対応することができた。	相談者の抱える様々な悩みに対応していくため、相談者の知識向上等が必要となってきた。	今後も継続的に実施	4	指定管理料に含む	指定管理料に含む	男女共同参画・人権政策課

No.	(1) 事業名	(2) 事業内容	(3) 直営／委託	令和5年度実績								所管課
				(4) 事業目標	(5) 事業実績	(6) 事業実施による効果や成果	(7) 課題	(8) 今後の取組方針等	(9) 評価	(10) 事業費(千円)		
										予算額	実績額	
新98	にじいろ個別相談	セクシュアリティや性別違和などの悩みについて、面談により個別に相談に応じる。	委託	相談受付件数：6件	相談受付件数：15件	性の多様性について、身近な場で相談できる場があることで、相談者のセクシュアリティに関する悩みや困りごとに対応することができた。	相談者の抱える問題や困難さの背景には家族等の関係性など、性の多様性以外の問題もあり、それぞれの専門家との連携も必要となってきた。	今後も継続的に実施	4	210	73	男女共同参画・人権政策課
新99	男性向け相談	男性が抱える悩みにおいて、相談に応じます。	委託	相談受付日数：24日	相談受付日数：23日	相談者の悩みや困難を受け止めながら、問題を整理して、その人自身の気づきを助ける。相談者が持つ力を引き出し、最終的には自ら問題解決できるように援助した。適切な機関につないだ。	相談員の確保が困難であることや相談自体の市民の認知度が低い。	様々な相談に対応していけるよう相談員の研修やフォローアップなどを充実させて相談員の確保、相談体制を構築する。啓発カードやチラシ等を用いて啓発効果が高い施設へ設置し周知する。	4	454	408	男女共同参画・人権政策課
新100	精神保健福祉センターにおける相談事業	こころの悩み、精神疾患や障害に関する様々な相談に対し、専門職が相談を実施します。	直営	継続実施 (月・木・金の午前中)	年末年始祝日を除いた月・木・金の午前中、年間142日、メンタルヘルスに関する来所相談を実施した。	年間142日、来所相談を実施した。アンケート結果からは、アンケート回答者のうち90％を超える方が「話を聞いてもらえた」、「必要な知識や情報をもたらした」と答えており、相談対応について評価を得た。	問題が長期にわたり複雑化しているために、短期間では解決の道筋をみつけることが困難なことがある。職員側の課題としては、職員個人間で相談対応に差があることや職種間で対応に差がみられることがある。	問題解決に至るための適切な機関につながられるようにケースワーク機能を強化する必要がある。必要に応じて継続相談を実施する。職員の相談対応力の質を高めるための事例検討会を定期開催する。	4	0	0	こころの健康センター
新101	依存症対策事業	関係機関の支援者や依存症当事者及びその家族に対し、依存症に関する知識の普及や技術援助、助言指導を行い、依存症者の早期発見、早期対応を図るとともに、当事者の回復プログラムを実施し、早期回復を支援します。	直営	・依存症関連問題研修会 年1回開催 ・家族のための依存症教室 全6回開催 ・ギャンブル依存集団回復プログラム 月2回開催 ・かかりつけ医等依存症対応力向上研修会 年1回開催	・依存症関連問題研修会を1回開催した。 ・家族のための依存症教室を全6回開催した。 ・ギャンブル依存集団回復プログラムを月2回開催した。 ・かかりつけ医等依存症対応力向上研修会を1回開催した。	・各種研修会の参加者アンケート結果では、「理解できた」「良かった」「役に立つ」と回答した者が総じて90％以上にのぼり、参加者の依存症に関する理解や知識を深めた。 ・集団回復プログラムでは、改善者の割合が100％となり、効果の高いプログラムを提供することができた。	・未だ依存症に対する偏見があり、引き続き正しい知識の普及が必要である。 ・依存症問題の動向や課題の把握に努めるとともに、研修開催にあたっては支援機関や家族のニーズに応じた内容の検討が必要である。	・近年の若年層における市販薬・処方薬依存の問題を受け、教育機関、子ども若者支援機関、医師、薬剤師等の幅広い関係機関から研修参加を得られるよう研修の周知方法、開催方法を工夫する。	4	1,288	1,184	こころの健康センター
新102	アウトリーチ支援事業	地域の支援機関の職員の技術向上を目的に、多職種によるチームを編成し、地域の支援機関に対して複雑化・複合化した事例への技術援助を行います。	直営	継続実施 (年24回以上)	・技術援助を年60回実施した。	・参加者アンケート「大変役に立った」「役に立った」と回答した人の割合100％であり、精神保健福祉に関する理解や知識を深めた。	・複雑で困難な問題を抱える人が増加し、支援機関が多く課題に直面している中で、アウトリーチ支援は限られた人的資源の中でチームを編成して実施するため、対応できる件数には限りがある。	・相談の内容によっては、各支援機関が集合して行う形式だけでなく、個別の電話相談の中で必要な助言を行うことや研修会として、アウトリーチ支援を公開で実施するなど柔軟に対応していく。	4	228	95	こころの健康センター
新103	静岡市多文化共生総合相談センター運営事業	外国籍の市民等が安心して生活できるように生活上の相談や情報提供を多言語やさしい日本語で対応します。	全部委託	関係部署、組織への引継ぎができています	・相談件数1064件 ・相談内容により、適宜関係部署等へ引き継いだ	多岐にわたる生活上の相談等にとり、外国籍市民等の生活支援に繋げている	外国籍市民等が増加傾向にあることから、今後相談件数が増えることが想定される	外国籍市民等が安心して生活できるように引き続き相談業務に取り組む	4	12,705	12,657	国際交流課
新104	地域健康相談員配置事業	医療機関の転出等による住民の健康上の不安解消を図るため、地域健康相談員を配置する。	全部委託	1名配置	支援員を配置する前段階として、専用車両を活用し、地域を巡回する移動健康相談車を試行。	S型デイサービスの開催に合わせて地域を巡回。高齢者を中心に相談を実施。医療機関の受診や福祉施策との連携に繋げた。	アウトリーチ型の健康支援までは実施できていない。	各戸訪問によるアウトリーチ型の健康相談を実施する「健康相談支援員」を配置。	3	5,000	1,328	中山間地振興課

基本目標	2：寄り添う　～しくみづくり～　一人ひとりが望む支援を届けます　【包括的支援】
取組の視点	2－3：複合的な問題に対応する分野を超えた支援体制を構築します

No.	(1) 事業名	(2) 事業内容	(3) 直営／委託	令和5年度実績								所管課
				(4) 事業目標	(5) 事業実績	(6) 事業実施による効果や成果	(7) 課題	(8) 今後の取組方針等	(9) 評価	(10) 事業費（千円）		
										予算額	実績額	
105	【重点】重層的支援体制整備事業への移行準備事業	地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応した包括的な支援体制を整備するための重層的支援体制整備事業への移行を目的として、各相談支援機関等との連携体制構築、多機関協働、アウトリーチ等を通じた継続的支援、参加支援の実施に向けた準備及び試行的取組みを行います。	一部委託	実施	・駿河区をモデル地区に事業を実施（重層的支援会議 13回） ・令和6年度からの市内全域での展開に向けて、庁内連携会議（2回）、研修会（2回）を開催した。	・重層的支援会議を通じて、これまで支援が届いていなかった事例等に、多機関が関わり、チーム支援を構築することで、適切な支援につなぐことができている。 ・研修会のアンケートにて、「重層的支援体制整備を進めるにあたり、研修会が有効だと感じた」と回答した割合97.8％。	・事業の実施にあたっては、関係機関の事業への理解が必要不可欠なため、引き続き、研修等を開催し、事業の周知・理解を図る。 ・本市としての包括的な相談支援体制のあり方について、さらに関係機関と協議していく必要がある。	令和6年度からは、市内全域に展開し、本格実施する。	4	16,555	15,546	福祉総務課
106	在宅医療・介護連携協議会による在宅医療の推進	在宅医療を推進するため、医療や介護の関係者等で構成する「静岡市在宅医療・介護連携協議会」において、実態調査の分析を基に、在宅医療・介護の連携の推進に関する事業計画の策定、必要な情報交換を行うなど、計画に基づく取組みを継続的に推進するために、協議していきます。	直営	協議会開催：3回 部会開催：随時	協議会開催：4回 部会開催：随時	「かかりつけ医の総合的評価による介護予防事業」に係るスキーム等の検討を行い事業をスタートした。臨時部会を設置し、エンディングノートの作成を行った。	ACPの理解促進	引き続き「かかりつけ医の総合的評価による介護予防事業」に関する協議を実施するとともに「ACPの理解促進」に係る協議を実施していく。	5	20,117	13,000	地域包括ケア・誰もが活躍推進本部
新107	かかりつけ医の総合的評価による介護予防事業	高齢者を対象に、かかりつけ医が日常の受診の機会をとらえ、フレイルに関する「総合的評価」を実施し、高齢者の状態に応じた介護予防サービス等につなげる仕組みをつくり、高齢者の介護予防を促進します。	直営	実施	実施	・実施医師7人 ・対象者45件	・より多くの医師の参加を確保すること。 ・事業評価の基準づくりが課題。	引き続き、医師会の協力のもと実施していく。	3	3,700	265	地域包括ケア・誰もが活躍推進本部
再掲55	【再掲】医療的ケア児等支援事業	医療的ケア児や重症心身障がい児（者）が、ライフステージに応じた必要な支援を円滑に受けられるよう、保健、医療、福祉、保育、教育等の各関連分野が連携した支援体制を整備します。	直営	医療的ケア児等支援協議会の開催回数年4回	年4回協議会実施	・教育局、子ども未来局、保健福祉長寿局の支援体制について協議。 ・災害時の医療的ケア児等への支援について協議。	災害時の支援等について、継続して検討していく必要がある。	特別支援センターと連携し、年4回協議会を実施することで継続した検討の場を設ける。	4	480	300	障害福祉企画課

No.	(1) 事業名	(2) 事業内容	(3) 直営／委託	令和5年度実績								所管課
				(4) 事業目標	(5) 事業実績	(6) 事業実施による効果や成果	(7) 課題	(8) 今後の取組方針等	(9) 評価	(10) 事業費(千円)		
										予算額	実績額	
再掲 56	【再掲】医療的ケア児等コー ディネーター配置業務	医療的ケア児と重症心身障がい児者が安心して生活できるよう、保健、医療、福祉、子育て、教育等の必要なサービスを総合的に調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげる。	全部委託	3名配置	3人工配置	・医療職、福祉職の3人工を配置し、こども園および学校への入園入学を支援。 ・実態把握調査を実施。市内の医療的ケア児および重症心身障害児者の人数を把握した。 さらに、地域の支援者への個別指導、引継ぎ等を実施した。	地域の支援者への個別指導及び引継ぎについて、地域の実情に応じた方法を検討する必要がある。	継続してコーディネーターを委託により配置しつつ、地域の支援者の対応力向上をはかることで、市内の相談支援体制整備に取り組む。	4	19,301	19,284	障害福祉企画課
108	地域自立支援協議会の設置	相談支援事業全体について関係機関等により協議する場として「静岡市障害者自立支援協議会」を設置し、相談支援体制の強化を図ります。	直営	開催回数：2回	開催回数：4回	年間を通して予定通りに会議等を開催し、地域の相談支援体制の強化を図ることができた。	会議関係者間での情報共有の不足	関係者間での情報共有につとめ、今後も継続して会議を開催することで、地域の相談体制の強化に取り組みます。	5	744	353	障害福祉企画課
109	子ども・若者支援地域協議会の運営	社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者とその家族等に対し、関係機関等が行う支援を組み合わせることにより、より効果的な支援を行えるように連携を図ります。	直営	代表者会議：1回 実務者会議：4回	①代表者会議実施回数 1回 ②実務者会議実施回数 4回 ③合同相談会実施回数 2回 参加者514名	・ヤングケアラーをテーマにケース検討や情報交換などを行い、子ども若者支援における関係機関の連携強化を図ることができた。	・要保護児童対策地域協議会との連携の在り方について今後考えていく必要がある。	・引き続き関係機関の連携強化を図れるように取組方法を工夫する。また、要保護児童対策地域協議会事務局と連携の在り方を検討していく。	4	110	110	青少年育成課
110	地域生活支援ネットワークコー ディネーター配置業務	障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能を整備し、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築するために、関係者間の連携強化を図るコーディネーターを配置する。（静岡シチズンカレッジこ・こ・こに対象講座「移動支援事業従事者養成研修」実施業務を含む）	全部委託	地域生活支援部会の開催：年2回 静岡市障害者自立支援協議会へ事業報告を実施	地域生活支援部会の開催：年2回 静岡市障害者自立支援協議会へ事業報告を実施	専門的な支援を行える人材養成や事業所間での情報共有ツールの運用等により、地域全体で障がい者を支える体制構築を推進した。	令和5年度末に地域生活支援拠点等コーディネーターの役割が新たに国から示された。国が示した役割と比較しながら現在配置しているコーディネーターの役割の整理が必要である。	市のコーディネーターの役割を整理したうえで事業を実施していく。	3	6,959	6,958	障害福祉企画課
新111	不良な生活環境を解消するための 支援及び支援の総括	不良な生活環境を生じさせている原因者への支援を中心として、関係局区が連携し、不良な生活環境の解消が困難な事案に係る支援方針の検討、支援の実施及び進捗管理等の支援の総括を行い不良な生活環境の解消を推進していきます。	直営	実施	(1)原因者への支援 個別支援チーム結成4件、現地支援随時、関係者会議随時 (2)支援の総括 支援会議(局長級)年2回開催 幹事会(課長級)年2回開催	事案ごとに関係局区・関係機関と支援方法を調整し、進捗管理等を行ったことで不良な生活環境の案件解消を推進した。	事案の状況・進捗を踏まえ、随時柔軟な支援体制の構築が求められる。	引き続き関係局区・関係機関と連携し、不良な生活環境の解消を推進していく。	4	0	0	福祉総務課

基本目標	3：参加する ～場づくり～ 誰もが地域活動に参加し、自分たちの地域をつくります 【活発な地域活動】
取組の視点3－1：地域住民が世代を超えてつながり、交流します	

No.	(1) 事業名	(2) 事業内容	(3) 直営／委託	令和5年度実績								所管課
				(4) 事業目標	(5) 事業実績	(6) 事業実施による効果や成果	(7) 課題	(8) 今後の取組方針等	(9) 評価	(10) 事業費(千円)		
										予算額	実績額	
112	【重点】生涯活躍のまち静岡(C R C)の推進	地域の誰もが、健康でアクティブな生活や社会活動への参加を通じて、生涯活躍できる環境づくりに取り組み、誰もが住み慣れた地域でできる限り健康で自分らしく暮らすことができるまちを推進します。	一部委託	地域交流拠点連携事業数 75件	地域交流拠点連携事業数 83件	・目標値を上回る事業を実施し、集客数もこれまでより増加する結果となった。 ・リピーターも一定数獲得し、地域の共生拠点としての機能が伺えた。	・「みなくる」を認知している人が少ない。	・現在の事業の継続に加え、市のLINEの活用・広報紙への掲載等、情報発信の方法を検討する。	4	16,908	16,438	地域包括ケア・誰もが活躍推進本部
113	生涯学習施設での世代間交流事業の実施	地域住民が世代を超えて交流できる地域と連携した講座や施設まつり等を開催します。	一部委託	全ての生涯学習施設(中山間地6施設を除く32施設)で世代間交流事業を実施	全ての生涯学習施設(中山間地6施設を除く32施設)で世代間交流事業を実施	各館で施設まつり、地域との連携講座を実施することで、世代を超えた地域での交流が生まれた。	生涯学習施設の利用者層が比較的高いため、若年層が参加しやすい講座・施設にしてい必要がある。	引き続き仕様書にて講座実施を指示するとともに、より広い年代に講座を受けてもらえる方法を検討していく。	4	指定管理料の一部	指定管理料の一部	生涯学習推進課
114	スポーツ教室開催事業	障がいのある人も気軽に参加できる、「ポッチャ」「フライングディスク」等の体験教室を開催します。	全部委託	実施講座数:10講座 参加者数:300人	実施講座数:15講座 参加者数:467人	計画を上回る参加応募者があった令和4年度の状況を鑑みて、令和5年度は開催回数を増やし、定員に応じた対応を実施した。	暑さにより、夏期は参加者が大きく減少し、定員を下回った。	気温の上昇が特に予想される8月の暑い時期を避けて開催する。	5	450	556	障害福祉企画課
115	S型デイサービス事業	家に閉じこもりがちな高齢者を対象として、地域の自治会館、公民館等で、各地区社会福祉協議会が中心となり、地域ボランティアによって運営している、介護予防を目的としたミニデイサービスを支援する。	全部委託	新規立ち上げ会場数5会場(既存会場への支援継続)	271会場 参加者数 4,772人 新規立ち上げ会場数 0	・事業実施により、地域主体による高齢者の外出機会及び交流の場の提供に寄与した。 ・未実施地区へ事業周知を行うことにより、新規会場立ち上げの支援を行ったが、令和5年度中の立ち上げには至らなかった。 ・コロナ禍後の運営形態について、研修や相談対応を行うことにより、休止していた会場も徐々に復活し、実施回数は令和4年度に比べ1.02倍増加したが、その反面で参加者数が減少したり、廃止する会場も見受けられた。	・新規参加者が少なく、また、ボランティアも高齢化し、現在の内容や方法での継続実施が困難な会場が増えている。	地区社会福祉協議会が実施しているため、地域の声をよく聞き、支援している市社会福祉協議会と共にS型デイサービスの見直しについて検討を進める。	3	68,160	65,850	地域包括ケア・誰もが活躍推進本部
116	老人福祉センターの運営	地域の高齢者に健康の増進、教養の向上、レクリエーション等の場を提供し、各種相談に応じる老人福祉センターを運営します。(8館:鯉ヶ池、用宗、長尾川、小鹿、清水中央、清水船越、清水折戸、蒲原)	全部委託	利用者満足度90%	利用者満足度97.7%	各種講座の実施、閉じこもりを防ぐための居場所の提供などを通じて、高齢者の心身の健康増進や活力維持に貢献した。	施設の老朽化が進んでいる。また、新型コロナ流行前の利用水準まで回復していない。	アセットマネジメントに基づき修繕計画を進めるとともに、利用者のニーズに応じて満足度を維持するように努める。	4	248,695	247,433	高齢者福祉課
117	老人憩いの家の運営	地域の高齢者に教養の向上、レクリエーション等の場を提供し、心身の健康増進を図るため、老人憩の家を運営します。(2館:東部老人憩の家、清開きらく荘)	全部委託	利用者満足度90%	利用者満足度99.2%	各種講座の実施、閉じこもりを防ぐための居場所の提供などを通じて、高齢者の心身の健康増進や活力維持に貢献した。	施設の老朽化が進んでいる。また、新型コロナ流行前の利用水準まで回復していない。	アセットマネジメントに基づき修繕計画を進めるとともに、利用者のニーズに応じて満足度を維持するように努める。	4	24,079	22,556	高齢者福祉課
118	世代間交流センターの運営	高齢者のふれあいと憩い、世代間の交流を図るための場である世代間交流センターを運営する。(3館:清水北部、清水南部、由比)	全部委託	利用者満足度90%	利用者満足度98.6%	各種講座の実施、閉じこもりを防ぐための居場所の提供などを通じて、高齢者の心身の健康増進や活力維持に貢献した。	施設の老朽化が進んでいる。また、新型コロナ流行前の利用水準まで回復していない。	アセットマネジメントに基づき修繕計画を進めるとともに、利用者のニーズに応じて満足度を維持するように努める。	4	60,142	58,710	高齢者福祉課

No.	(1) 事業名	(2) 事業内容	(3) 直営／委託	令和5年度実績								所管課
				(4) 事業目標	(5) 事業実績	(6) 事業実施による効果や成果	(7) 課題	(8) 今後の取組方針等	(9) 評価	(10) 事業費（千円）		
										予算額	実績額	
119	高齢者社会参加促進事業 （清水区（由比・蒲原除く））	各地区が行う文化の伝承事業や軽スポーツ活動など、高齢者の世代間交流や社会参加の促進を図ります。	補助金	交付自治会数 19団体 参加人数 11,000人	交付自治会数 15団体 参加人数 6,504人	申請があった団体に対し適切に補助金を交付し、地区の世代間交流事業、季節行事、伝承事業の補助を通じて、高齢者の社会参加の促進に貢献した。	対象団体すべてに、補助金を利用した地区での活動を行ってほしいが、新型コロナ流行以来行っていない団体がある。	対象団体すべてが、当該補助金を活用し、地区での高齢者の社会参加が行えるよう、補助金の利用を積極的に促していく。	3	1,387	1,029	高齢者福祉課
120	しぞ〜かでん伝体操普及事業	静岡市版介護予防体操「しぞ〜かでん伝体操」を通じて、地域で主体的に介護予防活動に取り組む住民に対し、インストラクターを派遣し活動を支援します。	直営	新規活動グループ数：6	新規活動グループ数：19(316%)	企業への普及や参画により新たな地域や会場で活動拠点が立ち上がり会場数の増加につながった。	活動拠点立ち上げに向けた動機づけと地域ごとにおける拠点数のバランスを整えていく。	積極的なイベントの開催など介護予防情報を発信し活動グループの新規立ち上げを目指していく。しぞ〜かでん伝体操サポーターに立ち上げ支援等の役割を持たせ、さらなる普及を図る。	5	4,438	3,159	地域リハビリテーション推進センター
121	児童館運営事業	地域における児童健全育成の拠点として、児童の健康を増進し、情操を豊かにするため、各種教室や読み聞かせ、クラブ活動など児童に健全な遊びを提供します。	全部委託	市内13館で実施 小型児童館：7 館 児童センター：6 館	市内13館で実施 小型児童館：7 館 児童センター：6 館	・各種教室や読み聞かせ、クラブ活動などにより子どもの健康増進 ・地域における子どもの遊び場・交流機会を提供	なし	・継続実施	4	245,747	245,240	子ども未来課
122	子育て支援センターの運営	子育ての不安感等を解消するため、未就園児及びその保護者を対象に、子育てに関する相談、情報提供、親子の交流の場を提供するとともに様々なイベントを実施します。	一部委託	市内21か所／年	市内21か所で実施	・子育てに関する相談、情報提供、親子の交流の場を提供し、子育て世代の支援を行った ・保健福祉センターなど関係機関と連携し講座を開催するなど、実施方法や周知等を工夫しながら事業を行い、妊娠期からの子育て世代のサポートに繋げた	なし	継続して事業を実施	4	179,689	170,176	子ども未来課
123	子育て広場事業（あそび・子育ておしゃべりサロン）	認定こども園、保育所、幼稚園を開放し、地域の未就園児や保護者にふれあいや遊びの場を提供するとともに、育児に関する相談・講座等を実施します。	直営	継続実施	市立こども園（支援センター併設園、休園施設を除き全園で実施）、私立こども園、私立保育園で実施	・地域の未就園児や保護者にふれあいや遊びの場を提供 ・保健師、歯科衛生士、栄養士を派遣して講座を実施し、育児に関する相談等に対応した	なし	継続して事業を実施	4	3,091	2,441	子ども未来課
124	青少年・乳児ふれあい促進事業	地域の子育て支援拠点施設である地域子育て支援センターや保健福祉センター、学校等の協力を得て、小学生高学年や中学生、高校生が、乳児とその保護者との交流や触れ合いを通して、命の尊さや子育てのすばらしさなどを体験します。	全部委託	全児童館で継続実施（予定数13館）	全児童館で実施	・中高生と赤ちゃんの触れ合い交流会や季節行事などをおし、中学生、高校生が乳児とその保護者とふれあい機会を設けた	なし	継続して事業を実施	4	指定管理料の一部	指定管理料の一部	子ども未来課
125	児童遊び場整備への補助	自治会や町内会が管理運営している児童遊び場の整備や遊具等の新設・修繕などへの補助を行います。	直営	継続実施	・児童遊び場を管理する自治会・町内会：2 団体	・安全な児童遊び場の確保のため、遊具の老朽化により修繕が必要な自治会へ補助金を支給。	なし	・継続実施	4	1,220	200	子ども未来課
126	認知症カフェの運営支援（認証、助成）	認知症の本人やその家族と、地域住民や医療・介護の専門職との交流機会を創出し、相互の情報共有や理解を深めるため、認知症カフェ運営事業者を支援します。これにより、認知症の人の外出を促し、認知症の進行を緩和する効果を期待するとともに、介護者の負担軽減を図ります。	補助金	新規認証：1 圏域 1 6 圏域	新規認証：1 圏域 17 圏域	事業実施により、認知症の本人やその家族と、地域住民や医療・介護の専門職との交流機会を創出し、相互の情報共有や理解を深めることができた。	認知症カフェの設置がない圏域がある。	各圏域に1つは認知症カフェが設置されている状態となるよう、地域への働きかけを行う。	4	500	0	地域包括ケア・誰もが活躍推進本部

基本目標 3：参加する ～場づくり～ 誰もが地域活動に参加し、自分たちの地域をつくります 【活発な地域活動】
取組の視点3－2：住民自身が地域の課題に向き合い、解決していく「地域力」を培います

No.	(1) 事業名	(2) 事業内容	(3) 直営／委託	令和5年度実績								所管課
				(4) 事業目標	(5) 事業実績	(6) 事業実施による効果や成果	(7) 課題	(8) 今後の取組方針等	(9) 評価	(10) 事業費(千円)		
										予算額	実績額	
127	【重点】生活支援体制整備事業	ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化などを行う「生活支援コーディネーター」の配置や、定期的な情報共有及び連携強化の場となる「協議体」の設置等を通じて、支え合い活動が創出されるよう取組みます。	一部委託	新たな支え合い活動の創出：6箇所	新たな支え合い活動の創出：13箇所	・ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化、地域の支援ニーズとサービスの提供主体のマッチングを推進し、新たな支え合い活動の創出に寄与した。 ・地域づくり会議や協議体の場を通じて、多様な主体間の連携・協働により、目指す地域の姿・方針の共有、地域づくりにおける意識の統一ができた。	生活支援コーディネーターの入れ替わりが多く、地域との関係性が継続せず、活動が積み重ねられない圏域がある。	受託者への指導を継続しながら事業を実施していく	4	106,180	104,948	地域包括ケア・誰もが活躍推進本部
128	地域コミュニティ活動基盤整備事業	自治会・町内会が建設し管理する町有集会所の建設や修繕事業について、補助金を交付します。	補助金	新築(大規模改築)の補助金申請対応率	新築2件、修繕29件、賃借12件、計43件の集会所の整備	計画どおり整備を行うことができ、自治会・町内会の要望に対応できた。	老朽化による事故等を防ぐために、修繕等の要望を出してもらえよう、自治会に働きかけているが、自治会の都合上、要望準備に手間がかかるため、中々要望を出してもらえないのが現状である。	今後も、自治会等の要望に対し、遅滞なく補助金を交付していくことで、地域の活動拠点が整備され、住民自治の振興を図られることを目指していく。	5	127,000	87,046	市民自治推進課
129	市民活動センターの運営	市民活動(市民が営利を目的とせず、本市の社会的課題の解決に取り組む公益のための活動)を促進することにより活力ある地域社会を実現するため、市民活動センターを設置します。	全部委託	新規登録団体数： R5～R8平均 33団体/年	新規登録団体数52団体/年	市民活動センターの運営により、市民活動を始めた団体や継続的に活動している団体の運営基盤を支援しており、前年度比で新規登録団体数が10団体増加した。	コロナ禍による利用者の減少から持ち直しつつあるものの、オンライン会議の普及等を背景に、利用者数は以前の水準には達していない。	市民活動団体に対する調査の実施や、市民活動促進協議会での議論等を通じて、これからの市民活動センターに求められる役割等について検討していく。	4	61,474	61,474	市民自治推進課

No.	(1) 事業名	(2) 事業内容	(3) 直営／委託	令和5年度実績							所管課	
				(4) 事業目標	(5) 事業実績	(6) 事業実施による効果や成果	(7) 課題	(8) 今後の取組方針等	(9) 評価	(10) 事業費（千円）		
										予算額		実績額
130	市民活動団体との協働の促進	市民活動団体と市で役割を分担し、社会的課題に取り組む協働を進めるための試行的な事業として協働パイロット事業、協働事業の創出のための市民活動団体及び市が協働事業について相互に提案を行うための仕組みとして、静岡市市民活動協働市場（いちば）を実施します。	直営	市民活動団体と市との協働事業数：266事業	市民活動団体と市との協働事業数：277事業 （令和5年度実績は未集計のため、令和4年度実績を掲載）	・協働パイロット事業の実施等を通じ、市民活動団体及び市それぞれについて協働に対する意識を向上させることができた。 ・市民活動団体と市の協働が増えたことにより、市民活動の活性化に加え、多様化する市民ニーズへの対応が進んだことや行政への市民参加が促進されたことなどの効果があった。	・協働パイロット事業での事業期間終了後に、本格的な事業実施につながらない例が見受けられることから、協働パイロット事業の事業期間終了後のフォロー体制等について検討が必要。	・引き続き、協働パイロット事業の実施等を通じて、市民活動団体との協働の促進を図る。	5	2,461	1,933	市民自治推進課

基本目標	3：参加する ～場づくり～ 誰もが地域活動に参加し、自分たちの地域をつくります	【活発な地域活動】
取組の視点	3－3：社会参加の場を増やし、誰もが生涯をととして活躍できる地域をつくります	

No.	(1) 事業名	(2) 事業内容	(3) 直営／委託	令和5年度実績								所管課
				(4) 事業目標	(5) 事業実績	(6) 事業実施による効果や成果	(7) 課題	(8) 今後の取組方針等	(9) 評価	(10) 事業費（千円）		
										予算額	実績額	
再掲 112	【再掲】【重点】生涯活躍のまち静岡（C R C）の推進	地域の誰もが、健康でアクティブな生活や社会活動への参加を通じて、生涯活躍できる環境づくりに取り組み、誰もが住み慣れた地域でできる限り健康で自分らしく暮らすことができるまちを推進します。	一部委託	地域交流拠点連携事業数 75件	地域交流拠点連携事業数 83件	・目標値を上回る事業を実施し、集客数もこれまでより増加する結果となった。 ・リピーターも一定数獲得し、地域の共生拠点としての機能が伺えた。	・「みなくなる」を認知している人が少ない。	・現在の事業の継続に加え、市のLINEの活用・広報紙への掲載等、情報発信の方法を検討する。	4	16,908	16,438	地域包括ケア・誰もが活躍推進本部
131	【重点】高齢者就労促進事業	人生100年時代に向け、多くの元気な高齢者が、生涯現役で企業や地域で働き活躍することができる環境を整備し、健康長寿のまちの実現を目指す。	直営	雇用・就業数：280人 シルバー人材センター新規会員数：60人 利用満足度：90％	雇用・就業数：592人 シルバー人材センター新規会員数：111人 利用満足度：100％	・シニア活用ニーズの高い分野において積極的なマッチングを行い、目標値を大きく上回る雇用・就業者数につなげた。 ・シルバー人材センター新規会員数についても、窓口で積極的な入会案内を実施し、多くの登録につなげた。	・一部イベントやセミナーにおいて参加者数が目標値に届かなかったため、開催時期や地域、内容や周知方法などを慎重に検討していく必要がある。	引き続き窓口での積極的な案内やLINEやパンフレット、HP等を活用して情報発信を行う。	4	15,500	14,136	地域包括ケア・誰もが活躍推進本部
132	シニアクラブ運営支援	高齢者の生きがいと健康づくり、活発な社会参加への機会として、地域の高齢者によって組織されている単位老人クラブの活動を支援する。また、静岡市の単位老人クラブをとりまとめている静岡市老人クラブ連合会の事業、運営を支援します。	補助金	会員数 11,000人	会員数 10,759人	単位シニアクラブ及び静岡市老人クラブ連合会に対し補助金を交付し、高齢者の生きがいづくりや健康づくりを促進することを通じて、高齢者の福祉の向上に貢献した。	単位シニアクラブ数、会員数の減少	単位シニアクラブ及び静岡市老人クラブ連合会への補助金交付、シニアクラブの活動内容検討会を実施	4	46,922	45,690	高齢者福祉課
133	保育士確保対策事業	保育士等の人材確保のため、支援センターを設置して求職者と求人者のマッチングを行うほか、潜在保育士等の再就職を支援します。	全部委託	・年間マッチング件数：60件 ・就職説明会：3回 ・潜在保育士再就職支援研修：3回	・年間マッチング件数：46件 ・就職説明会：3回 ・潜在保育士再就職支援研修：3回	マッチング件数は目標には到達しなかったが、就職説明会参加人数が3倍弱増加し、潜在保育士等に対する現場復帰支援研修でも2倍を超える参加があり、保育士確保に対し、支援ができています。	説明会や研修といった面では支援できているが、就職に結びつくまではまだ支援が足りない。	潜在保育士だけでなく、学生に対しても就職支援を行っていくことで、事業を拡大していく。	3	12,962	11,695	幼保支援課
134	シルバー人材センターの運営支援	60歳以上の高齢者に対して、臨時的、短期的な就業の提供を行うシルバー人材センターの運営を支援します。	補助金	会員数 2,810人 就業実人数 2,280人	会員数 2,754人 就業実人数 2,116人	高齢者の就業の機会を確保し、能力の積極的な活用を図ることができるようにすることで、組織的に高齢者の福祉の増進に貢献した。	会員数の減少 インボイス制度への対応	シルバー人材センターに対して補助金の有効活用を促し、常に安定的な運営ができるように進める	4	46,258	46,258	高齢者福祉課
135	地域支え合い人材養成講座	高齢者の社会参加促進のための講座を地域で開催することにより、ボランティア活動に参加するきっかけを提供する。これにより、地域に眠っている資源（団塊世代等の人材）を掘り起こし、地域人材を活用した介護予防・生活支援事業等に結びつけ、地域力の向上を図ります。	全部委託	講座の受講により、地域や社会のために行動したいと思った割合：80％以上	講座の受講により、地域や社会のために行動したいと思った割合：100％	地域に眠っている資源を掘り起こし、住民主体の介護予防活動の立ち上げに結びついた。	なし	「こ・こ・に」の今後の方針や動向に注意しながら、生活支援体制整備事業との連携を図る。	4	594	556	地域包括ケア・誰もが活躍推進本部
136	元気いきいき！シニアサポーター事業	高齢者の社会参加を支援し、介護予防につなげることを目的に、サポーター登録した高齢者が介護施設等で地域貢献活動をした場合にポイントを付与し、そのポイントと地場産品を交換する事業を実施します。	一部委託	サポーター登録者数：7,220人 受入施設数：856施設	サポーター登録者数：6,203人 受入施設数：834施設	サポーター登録者数は目標を下回ったものの、サポーターアンケート結果では、「自身にとって介護予防に効果がある」と回答した者が90％以上にのぼり、サポーターの介護予防に繋げることができた。	サポーターの登録数が減少傾向であり、新規サポーターの獲得に向けた周知方法の検討が必要である。	新規サポーター獲得及び事務作業の効率的な実施方法の検討を行い、事業を継続していく。	3	57,559	44,329	介護保険課
137	精神障害者の社会参加促進事業	精神障がい者の社会参加促進のため、次の事業を実施します。 （1）精神障害者スポーツ振興事業 ①全国障害者スポーツ大会予選会静岡市代表チーム選考業務（精神バレー等） ②全国障害者スポーツ大会派遣業務（精神バレー等） ③精神障害者スポーツ交流会の開催 （2）精神障害者交通費助成事業（年間6,000円を上限に交通費を助成）	一部委託	交流会：5回 交流事業参加者数：500人 交通費助成の継続実施	交流会：0回 交流事業参加者数：0回 交通費助成継続実施	精神バレーのブロック派遣・静岡市代表チーム選考会については5年ぶりに実施。 交通費助成についても前年度よりも申請者が増えている。 交通費助成の申請件数1,606件	現状受諾先がなく、今後の事業の継続および見直しが必要。 交通費助成の申請数は増加しているとはいえ、申請数は全体の3割に満たない状況が続いており、事業の在り方も含め見直し検討が必要。	交通費助成は事業内容の見直しを行う。	3	913 253 9,090	682 0 9,127	精神保健福祉課
再掲 95	【再掲】再犯防止推進事業	犯罪をした者等の立ち直りを支援するため、満期出所者、起訴猶予者等を対象に行政の窓口等への同行支援、伴走型支援等を実施します。また、再犯防止に理解ある市民を増やすため、再犯防止の支援者養成講座や講演会等も実施します。	一部委託	実施	・付添い支援の実施：3件 ・伴走型支援の実施：6件 ・再犯防止市民講座の実施：7回 ・再犯防止講演会の実施：1回	切れ目のない支援の実施による犯罪をした者等の再犯の抑制及び更生保護や再犯防止への理解に係る市民意識の醸成	・付添い支援について、件数が想定を下回っており、当初の事業を振り返って検証が必要。	・付添い支援について、検証作業部会を設け、事業の検証と支援内容の再検討を実施する。	4	1,572	1,408	福祉総務課

No.	(1) 事業名	(2) 事業内容	(3) 直営／委託	令和5年度実績								所管課
				(4) 事業目標	(5) 事業実績	(6) 事業実施による効果や成果	(7) 課題	(8) 今後の取組方針等	(9) 評価	(10) 事業費（千円）		
										予算額	実績額	
138	生活保護受給者等就労体験・職業訓練事業	就労が可能であるものの就労の経験がない、少ない等により、就職が困難な生活保護受給者及び生活困窮者に対し、生活訓練、就労体験又は職業訓練を提供することにより、就労への自信・意欲・能力の向上を図る事業を実施します。	委託	参加者が支援終了時に就労意欲があると答える割合：90％	通所型（一部訪問）による対象者への生活自立・社会自立・就労自立に向けた支援の実施。 支援者数：58名 目標達成・支援完了数：57名 うち意欲喚起により目標達成・支援完了数：57名　98％	就労景観の気迫、長年のブランク、生活リズムが整っていない等の理由により意欲が低価している対象者に対して支援を実施することで、生活自立・社会自立・就労自立を促した。	参加者割合のうち3区のに差があること。	参加者が少ない清水区からは、通所がしにくい場所にあるため、清水区内の会議室を借りてセミナーを開催するなど清水区の参加者が参加しやすい体制を整える。	4	18,465	18,465	福祉総務課
新139	就職氷河期世代再チャレンジ支援事業	被支援者の能力に応じた就労マッチングや、特性を活かした人材育成事業を通して、就職氷河期世代の就労や社会参加を支援します。	一部委託	社会参加数30人	・過去を振り返り再チャレンジに向けた意識の向上を促すライフデザイン事業を10回実施、25人参加 ・マッチング支援30人参加 ・能力開発研修（9日間×2回開催）9人参加 ・社会参加数20人	社会参加者数は目標を下回ったものの、事業参加者のうち10人の就職が決定した。	長期間就労や社会生活から離れている方の掘り起こしが難しく、事業参加者が伸び悩んだため、就職氷河期世代本人だけでなく、周囲や家族にも情報を届ける必要がある。	支援対象者の状態や属性に応じた支援手法を個別検討し伴走支援を強化していく。	3	31,180	29,097	地域包括ケア・誰もが活躍推進本部
新140	誰もが活躍支援プロジェクト検討事業	多様な就労困難者の就労及び社会参画促進支援事業の拡大可能性を検証し、誰もが生きがいや役割を持って活躍できるよう支援体制の整備をします。	全部委託	実施	多様な就労困難者の就労及び社会参画促進支援事業の拡大可能性調査を実施した。	多様な就労困難者の就労又は社会参画促進支援の最適化を図るための総合的な制度を構築し、令和6年度以降の取組に繋げた。	なし	令和6年度以降、「多様な就労困難者の雇用推進プロジェクト」に名称を変更し、各種取組を進めていく。	4	7,700	7,645	地域包括ケア・誰もが活躍推進本部

基本目標　４：活かす　～人づくり～　一人ひとりのできることを活かします　【地域活動の担い手支援】
取組の視点４－１：世代を問わず個々の地域住民ができることを活かします

No.	(1) 事業名	(2) 事業内容	(3) 直営／委託	令和5年度実績								所管課
				(4) 事業目標	(5) 事業実績	(6) 事業実施による効果や成果	(7) 課題	(8) 今後の取組方針等	(9) 評価	(10) 事業費(千円)		
										予算額	実績額	
再掲 2	【再掲】市民活動支援システム活用事業	自らの意思により地域で活動する市民を増やし、シチズンシップが発揮される市民主体のまちづくりの実現するため、市民活動ポータルサイト「ここからネット」の運用を行います。スマートフォンにも対応し、地域や活動分野で検索できるほか、身近な市民活動団体を地図からも探すことができます。	一部委託	アクセス件数 183,000/年	総アクセス数197,111/年	総アクセス数増加に向けて、使い方講座の開催や、広報カードの配布等の利用促進策を行うことによって、令和4年度よりアクセス数が18%増加した。	情報の掲載頻度が高い団体は、情報を公開している団体のうち3割程度であることから、より多くの団体に対して、利用を促す必要がある。	使い方紹介動画の作成等によって、情報を掲載する団体の増加を図る。また、社会的関心の高い情報を積極的に掲載することでアクセス数増加の増加を図る。	4	2,985	2,929	市民自治推進課
141	福祉ボランティアの育成	地域の福祉課題の情報収集や調査研究等を行い、ニーズに応じた各種養成講座等を実施し、ボランティアの育成を支援します。	補助金	実施	・市民交流まつりをはーとびあで開催し、ボランティア活動パネル展やボランティア活動体験会、ボランティア講座・研修等実施。 パネル展参加団体：30団体 活動体験参加者：36名 講座・研修参加者：130名 ・福祉体験学習の実施 参加者58名	静岡市社会福祉協議会に対し補助金を交付し、ボランティアや市民活動の拡大に向けた事業が実施された。 パネル展来場者アンケート：「満足」「やや満足」と回答した割合96%。 活動体験会アンケート：「満足」「やや満足」と回答した割合89%。	市補助金の申請額に対して、実績額（執行率）が低調である。	補助金上限額ついて、市社協と協議会しな見直していく必要がある。	4	143,450の一部	129,910の一部	福祉総務課
142	アイボランティア入門講座・点字講習会の開催	視覚障がいのある人を支援するボランティアを養成するため、点訳、音訳、ガイドヘルプ、パソコン点訳等を行うアイボランティア入門講座及び初心者向けの点字講習会を開催します。	全部委託	受講者数 アイボランティア入門講座：20人（1会場） 点字講習会：40人（2会場）	アイボランティア入門講座開催：19名 点字講習会開催：25名	講座を開催したことにより、視覚障がい者への理解が深め、障がい者を支えるボランティアへの興味関心の増幅を図った。	講座修了生が、実際のボランティアにつながるような働きかけが必要。	講座閉校式にて、行政からも修了後の活動を促す案内を行い、継続した講座開催に取り組む。	4	369	361	障害福祉企画課
143	手話奉仕員養成講座・要約筆記者養成講座の開催	聴覚障がいのある人のコミュニケーションを支援する手話通訳者を育成するための人材（手話奉仕員）を養成するため、手話奉仕員養成講座を、要約筆記者を養成するため、要約筆記者養成講座（県共催）を開催します。また、県講座の受講生を増加させるため、要約筆記の啓発講座を開催します。	全部委託	講座数／受講者数 手話：2講座/60人 要約筆記：1講座/20人 啓発講座：2講座/30人	講座数／受講者数 手話：2講座/63人 要約筆記：1講座/22人 啓発講座：2講座/33人	全講座の講座数及び受講者数が目標値に達している。	要約筆記者については、要約筆記者及び利用者が少ないため、要約筆記者の認知度を高める必要がある。	今後も受講生確保のための周知と、修了生に向け県講座への受講に繋げるよう働きかける。	4	2,749	2,748	障害福祉企画課
144	認知症サポーター養成事業	地域住民や企業、学校などの団体にキャラバン・メイト（講師）を派遣し、認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を見守る「認知症サポーター」を養成します。	直営	開催数:110回 サポーター数:69,800人	開催数：110回 サポーター数：73,600人	認知症サポーターを養成することにより、地域で暮らす認知症当事者についての理解が深まり、より良い地域作りに繋がった。 事業実施により2,744人増加することができた。	認知症サポーター数の増加に伸び悩んでおり、これまでにないターゲットへの働きかけが求められている。	より広範囲での普及啓発を行う。	4	1,564	1,059	地域包括ケア・誰もが活躍推進本部
145	子育てサポーターの育成	NPO法人との協働により、「子育てサポーター養成講座」を開催し、地域で活動する子育てボランティアの養成を行うとともに、講座修了者に対して、研修会等を実施します。	一部委託	「子育て∞親育ち学校」全6回開催／年	静岡シチズンカレッジ「こ・こ・に」専門課程として、「子育て∞親育ち学校」に講座名や内容を変更し実施 （会場受講：27名）	・子育ての当事者や子育て支援に関心がある受講者に対し、子育ての楽しみ方や子どものかかわり方に関する講座を実施した ・講座修了者は子育て支援センター等で子育てボランティアとして活躍	子育て支援に係る人材育成という本来の事業目標と、現状の受講者（子育て当事者がメイン）とに乖離が生じている。	R5年度をもって講座を終了	4	609	514	子ども未来課
146	子ども・若者のボランティア活動の充実	ボランティア活動は、活動を通して自分が必要とされている存在であることを実感させ、喜びや生きがいを与えらるとともに、様々な社会問題への問題意識を深め、社会貢献への気持ちを育む効果があることから、地域社会や民間団体等とも協力し、ボランティア活動を推進します。	直営	「地域や社会をよりよくするために何をすべきか考えることがある」と回答する児童・生徒の割合：児童47%以上・生徒41%以上	「こどもPR隊」として、市内13校の児童生徒が、地域について学んだことを県内外に向けて発信した。令和5年度全国学力学習状況調査では、「地域や社会をよりよくするために何かしてみたい」と回答した児童は75%、生徒は69%であった。	「こどもPR隊」の活動では、「静岡市の魅力を多くの人に伝えたい」という児童生徒の思いを育みながら、地域のPRにつながる様々な取組が行われた。この活動を通して、「地域にもっと貢献したい」という意識を高めることができた。	「こどもPR隊」の活動については、継続的に取り組んでいる学校がある一方で、取り組む学校が固定化している傾向があり、さらに広げていく必要がある。	「こどもPR隊」の活動について、各校への周知を進めるとともに、地域貢献活動に取り組む学校の実践を、市内の小中学校に紹介する。	4	0	0	学校教育課

No.	(1) 事業名	(2) 事業内容	(3) 直営／委託	令和5年度実績								所管課
				(4) 事業目標	(5) 事業実績	(6) 事業実施による効果や成果	(7) 課題	(8) 今後の取組方針等	(9) 評価	(10) 事業費(千円)		
										予算額	実績額	
147	学生スクールボランティア	学生が主体的な意欲に基づき「学生スクールボランティア」として、要請のあった市立小・中学校に対し教育活動の支援を行うことを通して、各校の教育課程の充実を図るとともに、教員志望者の開拓及び資質・能力の向上につなげます。	直営	学生スクールボランティアとして市立小・中学校に支援に入る学生の延べ人数150人以上	学生スクールボランティアが教科指導等にアシスタントとして参加できるように、HPを充実させるとともに、直接、地元の大学を訪問し、広報活動を展開した。4割以上の学校にスクールボランティア194人を派遣することができた。	感染症対策が一段落し、教育活動が通常に戻ったことから、学生スクールボランティアを必要とする学校が増えた。教科指導の補助に加え、部活動の指導補助、個別支援が必要な児童生徒への支援等、様々な場面で学生スクールボランティアが必要とされる状況が増え、教員志望者の開拓及び資質能力の向上にもつながった。	交通手段や移動時間の関係等から、学生スクールボランティアが入る学校が、大学周辺の学校に集中しており、大学から離れた学校への希望に十分に応えることができていない。	HPを一層充実させるとともに、各大学への周知を継続的に行うことにより、ボランティアに参加する学生の人数を増やし、より多くの学校に支援が広がるようにする。	4	0	0	学校教育課
148	市民向け手話講習会	市民を対象にした初歩的な手話講習会を開催し、聴覚障がい、手話についての理解を広める。	直営	受講者数：30人	受講者数：30人	受講者数が目標値に達し、参加者アンケート結果では、講座に出席し「たくさんの手話を知ることができた」「ろう者の先生と手話でコミュニケーションがとれた」といった意見があり、聴覚障がい・手話についての理解を深めることができた。	講座受講者に対し、受講後、さらに手話を学ぶことができる機会へ繋げていく必要がある。	チラシ配布のほか、市政広報ラジオ・SNSを利用し、コミュニティFM聴取者や、SNSを利用する保護者等へ周知する。	4	90	86	障害福祉企画課
新149	こころのバリアフリープロモーター養成講座	精神障がいの経験のある方やそのご家族・友人・精神障がいの理解促進に関心のある方が集い、精神疾患に関することや障がい者が抱える生活のしづらさについて、講義や意見交換を行います。お互いの理解を深めながら、こころのバリアフリー活動を実践できる人材を育成します。	直営	講座 全5回開催	こころのバリアフリープロモーター育成講座全5回を、受講者10名を対象に、集合形式で開催した。	受講者から毎回の講座終了後に得たアンケートの結果では、講座内容について「大変理解できた」「理解できた」と回答した者が100%であり、受講生全員が精神疾患に関する知識や精神障がい者が抱える生活のしづらさについての理解を深めた。	受講生が地域においてこころのバリアフリー活動を実践するためには、複雑困難化しているメンタルヘルスの問題を正しく捉え、その背景の多様性について理解を深める必要がある。	5回の連続講座において、最近のメンタルヘルスの問題の動向をふまえたテーマと内容を取り入れたプログラムとなるように、毎年講座内容の見直しを行う。	4	139	162	こころの健康センター
新150	女性のための支援者養成講座＋(プラス)	女性特有の困難について理解し、伴走型支援スキルを身に着けるための女性のための支援者養成講座を実施するとともに、公開講座によって、支援の裾野を広げる。	全部委託	受講者数：20人	修了者(全5回の講座で4回以上出席した人)数：26人 公開講座のみの受講者数：15人	講座の受講を通じ、受講者が女性特有の困難さ等についての理解が深まり、また支援に必要な知識を習得することができた。それにより、相談支援のレベルアップや地域の相談資源の充実につながった。	支援者同士の横のつながりや、各相談機関の連携ができることで、支援体制の持続性や支援の充実につなげたい。	支援者同士のつながりの創出につながるような交流会の開催を行う。	4	1,600の一部	1,592	男女共同参画・人権政策課
新151	市民後見人養成講座	認知症などの判断能力が充分でない方に寄り添い、支援する「市民後見人」を養成する講座を実施します。成年後見制度の概要や対象者理解などを実習を交えて学び、基礎編終了後は選考の上、実務編に進みます。	直営	20人／隔年	・市民後見人養成研修(実務編)(全12日間・同行訪問含む) ・実務編受講者選考及び実務編修了者選考	実務編受講者10人を選出の上、成年後見制度の新たな担い手として、最終的に8人の修了者を輩出した。	年々漸増する市民後見人養成研修修了者を、成年後見制度の担い手として有効に活用する方法の検討が望まれる。	研修の内容や対象者について、市社協と協議し見直しを検討する必要がある。	4	23,386の一部	23,009の一部	福祉総務課
新152	再犯防止に関する支援者養成講座	事情があり過去に犯罪等をしてしまった人の立ち直りを支援するために、再犯防止・更生保護について学ぶ講座を実施します。	直営	講座実施回数：7回	・再犯防止市民講座の実施：7回	・講座の受講生4名が、R6年4月～の再犯防止推進員として登録。	・再犯防止推進協議会から、土日開催とした方が市民が参加しやすいという意見があった。 ・受講生からは、受講生同士が交流できるような場がほしいと意見があった。 ・付添い支援事業(再犯防止推進員の活動)について、事業内容の検証を実施しており、講座内容についても検討が必要。	・土日開催等も検討しながら事業を継続する。 ・再犯防止に理解のある市民を増やすような講座内容を検討、実施していく。	4	233	40	福祉総務課
新153	地域デザインカレッジ	地域課題に主体的に取り組むシチズンシップに富んだ人材を養成するための講座を開催します。	直営	講座実施回数：5回	講座実施回数：5回 修了人数：10人(9自治会参加)	・アンケートの「今後、地域や社会を良くするために行動していきたいと思いますか」という設問に全員が「はい」と回答する等、講座を通して活動への意欲が高まったことがうかがえた。 ・実践まで進めた受講生が多く、地域住民を対象としたアンケートを実施するなど、地域課題に主体的に取り組んでいる様子だった。	講座をきっかけに取り組み始めた事例もあるので、その結果を修了生同士で共有できるような交流の機会があるとよい。	令和6年度には修了生同士の交流会を実施する予定。	4	4,403	2,227	生涯学習推進課
新154	学習支援人材養成講座	学習支援や放課後の居場所づくりなど、子どもたちを支える活動に取り組みたいけど一歩が踏み出せない方、教室のノウハウを学びたい方向けの指導者養成講座を実施します。	指定管理	講座実施回数：5回	・講座実施回数：5回 ・講座への参加者数：9人(定員10人)	・学習支援活動に取り組む一般社団法人、大学教授等を講師に招き、学習支援活動の意義や支援を必要とする子ども達の背景を学ぶ機会を提供することができた。 ・アンケートの「今後、地域や社会を良くするために行動していきたいと思いますか」という設問に全員が「はい」と回答する等、講座を通して活動への意欲が高まったことがうかがえた。	一部の受講者から「講座の方向性と自分が学びたかった内容が違ったので戸惑った」という意見が聞かれた。次回はチラシに講座の目的や各回の内容を具体的に記載することとする。	当施設で開催する「しずおか自主夜間教室」や「スタディールームあおい」等と連携して受講者を受け入れることにより、実践機会の充実を図る。	4	指定管理料の一部	90	生涯学習推進課

No.	(1) 事業名	(2) 事業内容	(3) 直営／委託	令和5年度実績								所管課
				(4) 事業目標	(5) 事業実績	(6) 事業実施による効果や成果	(7) 課題	(8) 今後の取組方針等	(9) 評価	(10) 事業費（千円）		
										予算額	実績額	
新155	学校・地域ひとつなぎコーディネーター養成講座	静岡市が目指す子どもたちの姿や学習指導要領を踏まえ、学校と地域の連携のあり方、コーディネーターの役割について学びます。講義のほか、広報や活動プログラム立案等のスキルを学ぶ演習や活動現場の視察を行います。	直営	アンケートで学校と地域をつなぐ役目として積極的に関わっていききたいと答えた修了生の割合 100％	・修了生26名。 ・修了生アンケートで学校と地域をつなぐ役目として積極的に関わっていききたいと答えた修了生の割合が96％であった。	令和5年度修了生から令和6年度地域学校協働活動推進員に3名、統括的な地域学校協働活動推進員に1名が加わり、人材養成として成果が出ている。	市内の様々な学区から受講生の募集があるように講座会場を選定する必要がある。	様々な学区から受講生を募集するために、講座会場を検討する。	4	990	380	教育総務課

基本目標 4：活かす ～人づくり～ 一人ひとりのできることを活かします 【地域活動の担い手支援】
取組の視点4－2：地域活動の担い手が活動しやすい環境を整えます

No.	(1) 事業名	(2) 事業内容	(3) 直営／委託	令和5年度実績								所管課
				(4) 事業目標	(5) 事業実績	(6) 事業実施による効果や成果	(7) 課題	(8) 今後の取組方針等	(9) 評価	(10) 事業費（千円）		
										予算額	実績額	
156	【重点】民生委員・児童委員研修	民生委員・児童委員が要支援者に対して行う見守り、相談、専門機関との連携等の活動を支援するため、必要な知識及び技術を修得できる研修を実施します。	全部委託	研修内容が理解できた人の割合：90%以上	民生委員に対して、その属性に応じた研修を業務委託（受託者：静岡市社会福祉協議会）により実施した。 研修内容が理解できた人の割合：74.36%	要援護者への訪問や見守り、相談、専門機関との連携等の活動を推進する上で必要不可欠な知識及び技術の習得できた。	働きながら民生委員児童委員活動を行う委員に対して、平日に行われる研修会への参加が負担となる。	オンラインでの研修等の実施を検討する。	3	4,922	4,900	福祉総務課
157	【重点】民生委員児童委員協議会活動負担金	法定地区民生委員児童委員協議会の活動が円滑にできるよう支援するため、地区民生委員児童委員協議会へ活動負担金を交付します。	補助金	訪問活動日数:168,000日/年	各地区民児協に対して、「地区民生委員児童委員協議会活動費取扱要領」に基づき、活動負担金を交付した。 訪問活動日数：145,672日/年	法定地区民協において必要な定例会及び研修会等が開催され、所属する民生委員・児童委員及び法定地区民協会長の活動が行われた他、地域団体その他団体等との連携等が実施された。	活動負担金の交付額は、民生委員・児童委員の実数により算定されているため、充足率が低くなるほど交付額が減少し、地区民児協の活動に影響する可能性がある。	民生委員・児童委員に期待される活動を十分に行える環境を整備する。	3	135,299	130,343	福祉総務課
158	【重点】民生委員児童委員協議会補助金	法定地区民生委員児童委員協議会の相互の連携や、行政・関係機関等と協力し、地域福祉の推進を図るため、静岡市民生委員児童委員協議会に対し補助金を交付します。	補助金	各種事業会議の開催数：50回/年	静岡市民生委員児童委員協議会に対して、「静岡市民生委員児童委員協議会補助金交付要綱」に基づき、補助金を交付した。 各種事業会議の開催数：58回/年	研修による幹部民生委員・児童委員等の指導力の習得及び資質の向上 民生委員・児童委員が職務を行う上での課題解決のため活動事例集の編さん 機関紙の発行及び街頭キャンペーンによる民生委員・児童委員活動の周知	実績報告書に基づく請求及び交付が4月に行われることから、事務事業ミスの可能性がある。	補助事業実施にあたり資金に不足が生ずる場合は「静岡市民生委員児童委員協議会補助金交付要綱」第11条に基づき、概算払いを検討する。	4	1,648	1,648	福祉総務課
再掲2	【再掲】市民活動支援システム活用事業	自らの意思により地域で活動する市民を増やし、シチズンシップが発揮される市民主体のまちづくりの実現するため、市民活動ポータルサイト「ここからネット」の運用等を行います。スマートフォンにも対応し、地域や活動分野で検索できるほか、身近な市民活動団体を地図からも探すことができます。	一部委託	アクセス件数 183,000/年	総アクセス数197,111/年	総アクセス数増加に向けて、使い方講座の開催や、広報カードの配布等の利用促進策を行うことによって、令和4年度よりアクセス数が18%増加した。	情報の掲載頻度が高い団体は、情報を公開している団体のうち3割程度であることから、より多くの団体に対して、利用を促す必要がある。	使い方紹介動画の作成等によって、情報を掲載する団体の増加を図る。また、社会的関心の高い情報を積極的に掲載することでアクセス数増加の増加を図る。	4	2,985	2,929	市民自治推進課
159	青少年健全育成団体の活動への支援	地域、学校、家庭が連携した地域ぐるみの青少年育成活動を推進し、地域住民の意識と関心を高めつつ青少年の健全育成を図る青少年健全育成団体に補助金を交付します。	補助金	・補助金の適正交付 ・市内全48地区で健全育成大会を開催	・補助金の適正交付 ・47地区において健全育成大会を開催	地域ぐるみの青少年健全育成活動の推進を図ることができた。	補助金に係る事務作業が煩雑。補助団体が事務処理の不慣れ等により負担が大きい。	事務手続きの簡素化、適宜説明会の開催、簡易なマニュアル作り等。	5	12924	12,576	青少年育成課
160	重症心身障がい児（者）を支援する人材の確保・養成	重症心身障がい児（者）対応の既存施設、親の会等との連携により、利用者目線により実践的な支援能力及び地域に即したマネジメント能力向上のための研修等を実施します。	全部委託	講座実施回数：10回	講座実施回数：10回	年間を通して予定通り講座を開催し、各種学校の生徒を中心とした市民の理解促進を図ることができた。	支援体制充実のため、さらなる講座の開催先の開拓が必要である。 あるいは、適切な開催先の選定、優先度等の工夫が必要である。	受託先とともに、適切な網講座内容と開催先の設定を検討していく。	4	387	387	障害福祉企画課
161	多職種協働研修	医療と介護等が相互の役割・機能を理解しながら、総合的なケアにつながるために、地域における認知症ケアに携わる多職種協働の強化と医療・介護・福祉等の人材育成・地域リーダーの育成の推進に取り組みます。	直営	研修開催数：1回	1回実施（若年性認知症フォーラムと合同実施）	地域における認知症ケアに携わる多職種協働の強化に繋がった。	多職種での連携は認知症ケアにおいて前提となっており、多職種での連携は本事業以外にも様々な機会がある。	令和5年度で廃止	4	521	64	地域包括ケア・誰もが活躍推進本部
再掲127	【再掲】生活支援体制整備事業	ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化などを行う「生活支援コーディネーター」の配置や、定期的な情報共有及び連携強化の場となる「協議体」の設置等を通じて、支え合い活動が創出されるよう取組みます。	一部委託	新たな支え合い活動の創出：6箇所	新たな支え合い活動の創出：13箇所	・ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化、地域の支援ニーズとサービスの提供主体のマッチングを推進し、新たな支え合い活動の創出に寄与した。 ・地域づくり会議や協議体の場を通じて、多様な主体間の連携・協働により、目指す地域の姿・方針の共有、地域づくりにおける意識の統一ができた。	生活支援コーディネーターの入れ替わりが多く、地域との関係性が継続せず、活動が積み重ねられない圏域がある。	受託者への指導を継続しながら事業を実施していく	4	106,180	104,948	地域包括ケア・誰もが活躍推進本部
162	難病患者等ホームヘルパー養成事業	難病患者等が安心して療養できるよう、ホームヘルパーを対象に、難病等についての知識・介護技術の向上のための研修を実施します。	直営	研修開催回数：1回	研修実施回数：1回 参加者数：34人	研修後アンケート結果： 内容を理解できた、よく理解できた94％ 難病、難病患者さんの支援について関心が高まった100%	難病患者に理解が深まるよう、研修内容について検討する必要がある。	継続的に事業を実施していく。	4	141	84	保健所総務課

No.	(1) 事業名	(2) 事業内容	(3) 直営／委託	令和5年度実績							所管課	
				(4) 事業目標	(5) 事業実績	(6) 事業実施による効果や成果	(7) 課題	(8) 今後の取組方針等	(9) 評価	(10) 事業費（千円）		
										予算額		実績額
163	ゲートキーパー養成研修の実施	市職員、並びに市の委託事業等及び関係機関・団体において各種相談業務等に従事している職員に対して、ゲートキーパー（自殺の危険を示すサインに気付き、話を聞いて必要な支援につなげる等適切な対応を図ることができる人）養成研修を実施します。	一部委託	市職員向け（e-ラーニング）年1回実施 支援者向け（講師養成研修）年2回実施 一般市民向け（動画配信）継続実施	・市職員向け（e-ラーニング）：1回実施 ・支援者向け（講師養成研修）：1回実施 ・一般市民向け：しずここネットにて動画配信を継続実施	・令和5年度から委託による支援者向け研修を（講師養成研修）の前に（基礎研修）を受講する体制で、基礎研修4回　講師養成研修1回を実施。 ・受講重点対象を介護保険分と学校関係分野の職員とし、受講した369人の9割以上がゲートキーパーの役割について「理解ができた」と回答。 ・支援者向け研修の目標は達成できていないが、受講しやすい体制に修正し受講者9割の理解が高まった点は評価できる。	・研修実施体制が修正されたため、事業目標設定にも修正が必要。 ・研修修了者が各関係者や団体においてゲートキーパーとしての役割を発揮できているか等、中長期的な評価が必要。 ・ゲートキーパーの裾野を広げる工夫が必要。	ネット配信や講師養成研修の継続実施と並行して、前年度研修修了者のゲートキーパーとしての活動状況を把握する。 また、支援者向け研修の重点対象分野については、前年の基礎研修の実施状況や社会情勢を見極め決定する。	3	1,644	891	精神保健福祉課 こころの健康センター
164	ボランティア団体連絡協議会補助金	ボランティア活動の活性化及びボランティア活動を通じての地域福祉推進を図るため、ボランティア活動事業に対し補助金を交付します。	補助金	ボランティア広報普及啓発実施事業数：2事業	ボランティア広報普及啓発実施事業数：2事業（14回）	「しずおかボランティア」を2回刊行、「静岡V連レポート」を毎月1回発行し、活動内容等について関係団体へ周知することでボランティア活動の活性化及びボランティア活動を通じた地域福祉の推進を図ることができた。	さらなる活動の活性化及び地域福祉の推進のため、今後も継続して周知を図っていく必要がある。	今後も継続して周知をしていく。	4	486	486	福祉総務課
165	母親クラブの育成	子どもの健全育成を図る母親など地域住民の積極的参加による地域組織活動の促進を図るため、各母親クラブに対して運営費の一部を助成します。	補助金	継続実施	市内母親クラブ4団体に補助金を交付（153,000円×4団体）	・児童館や生涯学習交流完等で活動を行い、子どもの健全育成に寄与した。	母親クラブ会員の高齢化	継続実施	4	765	612	子ども未来課
166	認知症介護実践者等研修事業	認知症高齢者に対して適切な知識と技術により介護サービスが提供されるよう、知識、経験、職種等に応じた研修を開催し、介護技術の向上、専門的な人材の養成など、認知症高齢者に対する介護サービスの充実を図ります。 （実践者研修、実践リーダー研修、開設者研修、管理者研修、計画作成者研修、指導者養成研修	直営	各研修開催数：各研修1回	各研修1回開催	145名（実践者研修79名、実践リーダー研修9名、開設者研修3名、管理者研修37名、計画作成者研修16名、指導者養成研修1名）が研修を受講し、認知症高齢者に対して適切な介護サービスが提供できるようになった。	研修内容によっては受講者数が少ないため、周知方法を検討する必要がある。	引き続き、研修対象者が受講機会を逃すことがないよう研修情報発信を積極的に行う。	4	628	290	介護保険課

基本目標　４：活かす　～人づくり～　一人ひとりのできることを活かします　【地域活動の担い手支援】
取組の視点４－３：地域にある様々な社会資源を発掘し、活用します

No.	(1) 事業名	(2) 事業内容	(3) 直営／委託	令和5年度実績								所管課
				(4) 事業目標	(5) 事業実績	(6) 事業実施による効果や成果	(7) 課題	(8) 今後の取組方針等	(9) 評価	(10) 事業費(千円)		
										予算額	実績額	
再掲 110	【重点】【再掲】地域生活支援ネットワークコーディネーター配置業務	障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能を整備し、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築するために、関係者間の連携強化を図るコーディネーターを配置する。(静岡シチズンカレッジこ・こ・こに対象講座「移動支援事業従事者養成研修」実施業務を含む)	全部委託	地域生活支援部会の開催：年2回 静岡市障害者自立支援協議会へ事業報告を実施	地域生活支援部会の開催：年2回 静岡市障害者自立支援協議会へ事業報告を実施	専門的な支援を行える人材養成や事業所間での情報共有ツールの運用等により、地域全体で障がい者を支える体制構築を推進した。	令和5年度末に地域生活支援拠点等コーディネーターの役割が新たに国から示された。国が示した役割と比較しながら現在配置しているコーディネーターの役割の整理が必要である。	市のコーディネーターの役割を整理したうえで事業を実施していく。	3	6,959	6,958	障害福祉企画課
167	「こどもみらいプロジェクト」イベントへの参加	静岡新聞・静岡放送が主催(静岡市後援)するイベントで、地域団体や企業等も参加して、子育てに関する情報発信、ネットワークづくりなどを目的とし、ステージでの催しや各ブースにて様々な取組や情報提供を行います。	直営	継続実施	イベントの参加依頼がなかったため実施していない。	イベントの参加依頼がなかったため実施していない。	イベントの実施が少なく、参加依頼等もないため連携が困難な状況にある。	継続実施	2	30	0	子ども未来課
168	「静岡市子育て支援団体連絡会」の運営	市内の子育て支援活動を行う子育てサークル、NPO法人、企業などの団体や個人等からなる連絡会を運営し、相互理解、情報交換、活動の連携を進めることで、地域における子育て支援活動を促進します。	直営	毎年度、連絡会を開催。 会員数82団体	連絡会の実施：3回 会員数：88団体	・交流会や各団体の情報提供を行い、下院同士の相互連携を深めた。 ・子育て支援団体連絡会として子どもの遊び場イベントに参加するなど、連絡会として協力して子育て支援事業を行った。	なし	継続実施	4	0	0	子ども未来課
169	地域学校協働活動推進事業	本市が実施してきた学校・地域の連携協力による学校応援団活動の仕組みを基盤として、放課後子ども教室等の活動に関わる地域人材との共有を図りながら、学校と地域が連携・協働することにより、地域全体で子どもたちの健やかな育成を図る。	一部委託	・地域の子どもは学校だけでなく、地域住民も主体的に関わり育てていくものとする地域住民の割合85％ ・放課後子ども教室参加児童の満足度100％	・中学校区に統括的な地域学校協働活動推進員を34人、小学校区に地域学校協働活動推進員を83人配置し、全小中学校で学校応援団活動を実施。地域の子どもは学校だけでなく、地域住民も主体的に関わり育てていくものとする地域住民の割合98.9％であった。 ・放課後子ども教室を81校で実施し、放課後に子どもたちが安心・安全に活動できる場を提供できた。また、参加児童の満足度は92.1％であった。	昨年度よりも多い、延べ約19万にも上るボランティアが市内小中学校で活動を行った。また、「学校と地域(よこのつながり)」を強化していくために、有効な活動事例等の情報を必要としている学校に対して、「学校・地域ひとつなぎだより」「学校・地域ひとつなぎリーフレット」等による事例紹介、推進員による情報提供等を実施した。	地域学校協働活動を担う地域学校協働活動推進員やボランティア人材の不足が課題である。人材発掘育成のため、研修会や"学校・地域ひとつなぎ"コーディネーター養成講座を継続して実施するとともに、学校、PTA、自治会等に事業の周知を広げていく。	学校と地域が連携・協働することにより、地域全体で子どもたちの健やかな育成を図る。新たに中薬科地区で児童クラブと一体型の教室を実施し、異なる学区に住んでいる子どもや大人がつながる場を提供する。	5	106,422	89,196	教育総務課

No.	(1) 事業名	(2) 事業内容	(3) 直営／委託	令和5年度実績							所管課	
				(4) 事業目標	(5) 事業実績	(6) 事業実施による効果や成果	(7) 課題	(8) 今後の取組方針等	(9) 評価	(10) 事業費（千円）		
										予算額		実績額
170	子ども食堂交流事業	「子ども食堂」とは、子どもが一人でも安心して利用できる地域の居場所のひとつであり、NPO法人や個人等の民間が自発的に運営している。市が主体となってネットワークを形成し、従事者を対象とした研修の開催やガイドブックの作成により、市内での「子ども食堂」への理解と拡がりに寄与し、地域全体で子どもを育てる機運の醸成を図る。 ○運営する団体同士の交流会を開催し、支援の実態や課題の抽出など、意見交換や情報共有を行う。 ○従事するスタッフやボランティアへの研修を開催し、従事者の質の確保を図る。 ○新規に開設したい団体や、ボランティアとして関わりたい、寄附により支援を考えた人たち等に向けたガイドブックを作成する。	直営	交流会の開催（1回） 研修の開催（1回）	交流会開催：1回 研修の開催：1回 ※一体的に実施	5団体、7名の方が参加。 スクールソーシャルワーカーからの講演やグループトークを通じて、子ども食堂運営スタッフとしての知識の向上や子ども食堂同士のネットワークの形成を図った。	・子ども食堂の実態把握・市との関係性構築が困難 ・子ども食堂以外の食支援のあり方の検討（子ども食堂はあくまでも居場所支援、より直接的な困窮世帯への食料配布等の検討が必要）	子ども食堂へのヒアリングや現地視察を実施し、こども食堂の現状把握や関係性構築を図る。 また、子ども食堂以外の貧困対策の支援のあり方を検討する。	3	164	16	子ども未来課
再掲 127	【再掲】生活支援体制整備事業	ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化などを行う「生活支援コーディネーター」の配置や、定期的な情報共有及び連携強化の場となる「協議体」の設置等を通じて、支え合い活動が創出されるよう取組みます。	一部委託	新たな支え合い活動の創出：6箇所	新たな支え合い活動の創出：13箇所	・ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化、地域の支援ニーズとサービスの提供主体のマッチングを推進し、新たな支え合い活動の創出に寄与した。 ・地域づくり会議や協議体の場を通じて、多様な主体間の連携・協働により、目指す地域の姿・方針の共有、地域づくりにおける意識の統一ができた。	生活支援コーディネーターの入れ替わりが多く、地域との関係性が継続せず、活動が積み重ねられない圏域がある。	受託者への指導を継続しながら事業を実施していく	4	106,180	104,948	地域包括ケア・誰もが活躍推進本部

基本目標　５：続ける　～つながりづくり～　支え合えるしくみを持続させます　【多様な主体の連携と継続】
取組の視点５－１：地域住民が主体となって支え合い活動を持続させます

No.	(１) 事業名	(２) 事業内容	(３) 直営／委託	令和５年度実績								所管課
				(４) 事業目標	(５) 事業実績	(６) 事業実施による効果や成果	(７) 課題	(８) 今後の取組方針等	(９) 評価	(10) 事業費（千円）		
										予算額	実績額	
171	【重点】認知症高齢者見守りシステム（しずメール）	認知症高齢者の命を守り、暮らしをケアするために、認知症高齢者を普段から見守るネットワークを構築し、拡大していきます。徘徊で行方不明になったときには早く保護できるよう協力者に情報をメール配信して高齢者の命を守ります。	一部委託	しずメール新規登録者数：250人	しずメール新規登録者数：6,825人	しずメールの新規登録者数は目標値を達成し、高齢者を見守るネットワークの協力体制が維持できている。	高齢者を見守るネットワークを維持していくため、しずメールの周知啓発を継続していく。	認知症サポーター養成講座や各種講座等においてチラシを配布し、周知啓発を実施していく。	4	1,043	802	地域包括ケア・誰もが活躍推進本部
172	【重点】高齢者見守りネットワーク推進事業の協力に関する協定	企業と見守り協定を締結し、市内において営業活動等の際に、ひとり暮らし高齢者等及びひとり暮らし高齢者等の居住する住宅に関して異変に気付いたときは、異変の内容を市に通報する体制を作っています。	直営	見守り協定締結数（累計）：64協定	見守り協定締結数（累計）：68協定	見守り協定締結事業者の数は目標値を達成し、見守り協定の仕組みに則り、企業活動に支障のない範囲で、高齢者等の異変に対応することができている。	高齢者等の異変にスムーズに対応するため、見守り協定締結事業者と地域包括支援センターの連携体制を強化する。	見守り協定締結事業者と地域包括支援センターが参加する連絡会の実施等にて連携を促進する。	4	27	0	地域包括ケア・誰もが活躍推進本部
173	高齢者見守りネットワーク	・地域包括支援センター等の福祉関係機関と連携し、高齢者の消費者トラブル未然防止及び早期相談を図る。 ・民生委員や介護事業者など的高齢者と関わる機会の多い見守り者への講座を通じて、高齢者の消費者トラブル未然防止への理解促進を図る。	直営	見守り者への情報提供件数：12回以上	見守り者への情報提供件数：22回	国民生活センター、警察などの他機関からの情報提供も多かったが、必要性を判断し、迅速に見守り者に対して情報提供することができた。	主な情報提供先がメールリングリストに登録のある福祉関係機関等に限られているため、改めて登録を促すとともに別手段での周知・啓発を図る必要がある。	引き続き、見守り者へ迅速に情報提供を行うとともに、SNSを活用した情報発信を積極的に行う。	4	0	0	生活安全安心課
174	ファミリー・サポート・センター事業	子どもの一時的な預かりや移動支援などの援助を必要とする子育て家庭を援助するため、援助を受けたい会員と援助を行いたい会員との連絡・調整や、援助者への講習等を行い、会員の相互援助を支援します。	全部委託	会員数：1,170人	・会員数：1117人 ・年間サポート件数：7392件	・依頼会員の援助活動を年間合計で7392件対応した。 ・支援センターの多機能型を活かした、一体的支援にも取り組んだ。	・まかせて会員の確保・認知度の向上	・まかせて会員講座についてチラシの配布・市の広報紙掲載 ・支援センター・児童館の従事者へ登録の呼びかけ	3	20,552	20,540	子ども未来課
175	緊急サポートセンター事業	病氣中又は病気の回復期にある子どもの保育や緊急的な預かりなどの援助を必要とする家庭を援助するため、援助を受けたい会員と援助をしたい会員との連絡・調整等を行い、会員の相互援助を支援します。	全部委託	会員数：246人	会員数：210人 ・年間サポート件数：299件	・依頼会員の援助活動を年間合計で299件対応した。	・まかせて会員の確保・認知度の向上	・まかせて会員講座について市の広報紙掲載	3	7,483	7,480	子ども未来課
176	認知症地域支え合いプログラム実施事業	認知症による行方不明者が発生した場合の捜索練習や認知症の方への声かけの手法等、認知症の方を地域で見守るために必要な知識や技術を身につけるためのプログラムを住民主体で実施する活動を支援します。	直営	企画地区数: 3 地区 実施地区数: 2 地区	企画地区数：2 地区 実施地区数：3 地区	地域住民の認知症対応力が向上し、認知症の方を地域で支える機運が高まった。	全県域での実施を目指しているが、実施の目的が立たない圏域がある。	認知症についての正しい知識の普及啓発に努め、地域住民の意識を高めていく。	4	536	54	地域包括ケア・誰もが活躍推進本部
再掲 170	【再掲】子ども食堂交流事業	「子ども食堂」とは、子どもが一人でも安心して利用できる地域の居場所のひとつであり、NPO法人や個人等の民間が自発的に運営している。市が主体となってネットワークを形成し、従事者を対象とした研修の開催やガイドブックの作成により、市内での「子ども食堂」への理解と拡がりに寄与し、地域全体で子どもを育てる機運の醸成を図る。 ○運営する団体同士の交流会を開催し、支援の実態や課題の抽出など、意見交換や情報共有を行う。 ○従事するスタッフやボランティアへの研修を開催し、従事者の質の確保を図る。 ○新規に開設したい団体や、ボランティアとして関わりたい、寄附により支援を考えた人たち等に向けたガイドブックを作成する。	直営	交流会の開催（1回） 研修の開催（1回）	交流会開催：1回 研修の開催：1回 ※一体的に実施	5団体、7名の方が参加。 スクールソーシャルワーカーからの講演やグループトークを通じて、子ども食堂運営スタッフとしての知識の向上や子ども食堂同士のネットワークの形成を図った。	・子ども食堂の実態把握・市との関係性構築が困難 ・子ども食堂以外の食支援のあり方の検討（子ども食堂はあくまでも居場所支援、より直接的な困窮世帯への食料配布等の検討が必要）	子ども食堂へのヒアリングや現地視察を実施し、こども食堂の現状把握や関係性構築を図る。 また、子ども食堂以外の貧困対策の支援のあり方を検討する。	3	164	16	子ども未来課
177	民生委員による高齢者実態調査の実施	市内に住む75歳以上のひとり暮らし、高齢者世帯等を民生委員が訪問し、状態聞き取る調査を実施します。調査結果は、市の福祉施策や民生委員活動の基礎資料となるとともに、地域包括支援センターや消防局に提供し地域の見守り活動に有効活用しています。	直営	調査実施件数（75歳以上） 50,000件	調査実施件数（75歳以上） 53,065件	対象者となっている高齢者の現状を把握し、対象者の必要に応じた情報提供や、援護に活用することができた。	・民生委員が不在等のために未調査となっている地区の調査をいかに実施するか。	民生委員が不在等のために未調査となっている地区をいかにフォローしていくか検討していく。	4	1,745	1,313	高齢者福祉課

No.	(1) 事業名	(2) 事業内容	(3) 直営／委託	令和5年度実績								所管課
				(4) 事業目標	(5) 事業実績	(6) 事業実施による効果や成果	(7) 課題	(8) 今後の取組方針等	(9) 評価	(10) 事業費(千円)		
										予算額	実績額	
再掲 127	【再掲】生活支援体制整備事業	ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化などを行う「生活支援コーディネーター」の配置や、定期的な情報共有及び連携強化の場となる「協議体」の設置等を通じて、支え合い活動が創出されるよう取組みます。	一部委託	新たな支え合い活動の創出：6箇所	新たな支え合い活動の創出：13箇所	・ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化、地域の支援ニーズとサービスの提供主体のマッチングを推進し、新たな支え合い活動の創出に寄与した。 ・地域づくり会議や協議体の場を通じて、多様な主体間の連携・協働により、目指す地域の姿・方針の共有、地域づくりにおける意識の統一ができた。	生活支援コーディネーターの入れ替わりが多く、地域との関係性が継続せず、活動が積み重ねられない圏域がある。	受託者への指導を継続しながら事業を実施していく。	4	106,180	104,948	地域包括ケア・誰もが活躍推進本部
新178	チームオレンジ運営支援	認知症サポーター等が支援チームを作り、認知症の人やその家族の支援ニーズに合った具体的な支援に繋げる仕組み（チームオレンジ）の立ち上げに向けた活動を支援します。	直営	新規活動地区数：3箇所	新規活動地区数：3箇所	事業実施により新規活動地区3箇所達成。これにより地域に生活する認知症者の生活しやすい地域基盤づくりに寄与することができた。	全県域での実施を目指しているが、実施の目的が立たない圏域がある。	チームオレンジの立ち上げができていない圏域への働きかけを行っていく。	4	107	55	地域包括ケア・誰もが活躍推進本部

基本目標　5：続ける　～つながりづくり～　支え合えるしくみを持続させます　【多様な主体の連携と継続】
取組の視点 5－2：地区社協等、地域を基盤として活動する団体や企業などがつながり、互いの特性を活かして、活動を一体的に行います

No.	(1) 事業名	(2) 事業内容	(3) 直営／委託	令和5年度実績								所管課
				(4) 事業目標	(5) 事業実績	(6) 事業実施による効果や成果	(7) 課題	(8) 今後の取組方針等	(9) 評価	(10) 事業費(千円)		
										予算額	実績額	
179	子育てトーク事業	各地区の地区社会福祉協議会、主任児童委員等が中心となって実施する地域主体の子育て支援事業への補助を行います。	補助金	継続実施	・69団体活動(合計773回)	・保護者とその子どもがふれあい、保護者同志の交流 ・保護者の心身のリフレッシュや悩み・不安等の軽減	・コロナ禍により実施を見送った団体があった。	継続実施	4	2,390	2,120	子ども未来課
180	子育てババトーク事業	各地区の地区社会福祉協議会、主任児童委員等が中心となって実施する、主に父親とその子どもを対象とした地域主体の子育て支援事業への補助を行います。	補助金	継続実施	・4団体活動(合計35回)	・保護者とその子どもがふれあい、保護者同志の交流 ・保護者の心身のリフレッシュや悩み・不安等の軽減	・コロナ禍により実施を見送った団体があった。	継続実施	4	180	120	子ども未来課
再掲 168	【再掲】「静岡市子育て支援団体連絡会」の運営	市内の子育て支援活動を行う子育てサークル、NPO法人、企業などの団体や個人等からなる連絡会を運営し、相互理解、情報交換、活動の連携を進めることで、地域における子育て支援活動を促進します。	直営	毎年度、連絡会を開催。 会員数82団体	連絡会の実施：3回 会員数：88団体	・交流会や各団体の情報提供を行い、下院同士の相互連携を深めた。 ・子育て支援団体連絡会として子どもの遊び場イベントに参加するなど、連絡会として協力して子育て支援事業を行った。	なし	継続実施	4	0	0	子ども未来課
181	青少年育成センターの運営	・非行の早期発見、早期指導、声掛けを通し、青少年の非行防止を図るために補導活動(中央、地区、一斉補導等)を実施します。 ・県条例に基づき、環境整備活動を実施します(立入調査、社会環境実態調査、有害図書回収活動等)。 ・広報啓発活動(啓発リーフレットの作成、配付、街頭キャンペーン等)を実施します。	直営	・年間計画に基づき、補導活動年間1000回以上(中央、地域・地区等)の実施 ・環境調査(547店舗)、立入調査(60店舗)、白ポスト回収(月1回)の実施。 ・啓発リーフレットの作成(50,000部)、街頭キャンペーンの実施(2回/年)	(実施件数) ・補導活動全実施回数：996回(中央補導：112回、地区補導：875回、特別補導：5回、一斉補導4回) ・環境調査：528店舗、立入調査：42店舗、白ポスト回収(月1回)実施 ・啓発リーフレット51,500部作成、街頭キャンペーン2回実施	・コロナ禍前の補導活動に戻り、多くの青少年へ声かけができた。 ・県条例に違反のあった店舗に対して、注意喚起することができた。 ・啓発リーフレットの作成や街頭キャンペーンの実施により、多くの市民へ周知することができた。	・補導従事者の確保 ・非行の未然防止(インターネット・SNSが起因する犯罪被害に対して) ・環境調査対象店舗数が多く、調査が煩雑になっている	・補導活動の実施方法について情報収集し、新たな補導活動の仕組みを検討する ・インターネット、SNS等の安心・安全な利用方法について、保護者等への啓発に努める ・環境調査対象店舗の精選	4	6,967	5,274	青少年育成課
182	地域公益事業策定に係る意見聴取会議設置・運営事業	社会福祉法第55条の2第6項に基づく地域公益事業及び同法第24条第2項に基づく地域における公益的な取組の実施に関する意見を聴取することのできる場として、「地域協議会」を設置し、社会福祉法人が地域ニーズを把握することができるよう支援する。	直営	社会福祉法人の要請に基づき、適正に開催。	①会議設置要綱は制定済 ②地域協議会(静岡市地域公益事業策定に係る意見聴取会議)は制定済 ③地域協議会(意見聴取会議)の開催実績無し	社会福祉法人からの要請が無かったため、地域協議会は開催しなかった。	なし	継続実施	4	70	0	福祉総務課

No.	(1) 事業名	(2) 事業内容	(3) 直営／委託	令和5年度実績								所管課
				(4) 事業目標	(5) 事業実績	(6) 事業実施による効果や成果	(7) 課題	(8) 今後の取組方針等	(9) 評価	(10) 事業費（千円）		
										予算額	実績額	
183	地区社協の活動支援	市社協と連携し、地区社協の活動を支援します。	補助金	実施	地区社協活動費、運営費の補助及び関係者育成に向けた研修や会議の実施	事業計画を確認し、適正に補助金を交付できた。また、交付先団体の行った事業に関する満足度調査（市社協が実施）において、おおむね満足という評価が得られた。	市補助金の申請額に対して、実績額（執行率）が低い	補助金上限額ついて、見直していく。	4	143,450の一部	129,910の一部	福祉総務課

基本目標 5：続ける ～つながりづくり～ 支え合えるしくみを持続させます 【多様な主体の連携と継続】
取組の視点5－3：地域活動と専門的支援が連携し、災害時にも機能する地域ネットワークをつくります

No.	(1) 事業名	(2) 事業内容	(3) 直営／委託	令和5年度実績								所管課
				(4) 事業目標	(5) 事業実績	(6) 事業実施による効果や成果	(7) 課題	(8) 今後の取組方針等	(9) 評価	(10) 事業費（千円）		
										予算額	実績額	
184	【重点】避難行動要支援者避難支援制度の推進	災害時の要支援者の避難支援を迅速・的確に行うため、避難行動要支援者名簿・台帳の作成及び地域への配布を行い、地域における支援体制の強化を図ります。	直営	名簿及び台帳の作成、配布の実施	・令和4年度の調査を反映させた名簿及び台帳を作成し、自主防災会及び民生委員児童委員協議会に情報提供した。 地域へ名簿提供している要支援者数：約48,000人	名簿を自主防災会及び民生委員児童委員協議会と共有することで、日頃の見守り活動の充実を図った。	・名簿に掲載されている人の中には避難支援を必要としないと思われる人もおり、名簿の整理が必要。 ・名簿登録時の情報のままになっている人もいる。	名簿の活用方法や更新方法について検討していく。	3	4,630	4,412	福祉総務課
185	地域防災訓練への参加促進	防災意識の高揚を図るため、地域の自主防災組織主体の訓練を実施します。	直営	住民組織及び福祉団体を通じ、支援が必要な人の訓練への参加について協力を依頼します。 地域防災訓練参加者数：65,000人以上	住民組織及び福祉団体を通じ、支援が必要な人の訓練への参加について協力を依頼しました。 地域防災訓練参加者数：90,130人	訓練の前日に津波注意報が発表されたため、一部地域の訓練は中止となりましたが、他地域においては、消火活動や防災資機材点検、AEDの動作確認などの訓練を実施しました。	訓練内容の形骸化や訓練参加者の固定化が課題となっています。	自主防災組織と連携・協働し、訓練参加者のモチベーションを高め、より多くの人に訓練に参加してもらえるよう取り組んでいきます。	3	720	503	危機管理課
186	防災出前講座の開催	主に地域団体を対象に、ビデオ、スライド、冊子等を用いて、家庭や地域における災害対策の講座を開催します。	一部委託	関係施設や団体に対し防災出前講座の利用の促進を図ります。 出前講座参加者数：10,000人以上	主に地域団体を対象に、ビデオ、スライド、冊子等を用いて、家庭や地域における災害対策の講座を実施しました。 出前講座参加者数：7,376人	地域団体等の防災意識高揚に繋がりました。	コロナ禍や自主防災組織の高齢化により、出前講座1回あたりの参加者数が減少しています。	地域団体等の更なる防災意識高揚のため、引き続き出前講座の周知に務め、利用促進を図っていきます。	3	868	0	危機管理課
187	福祉避難所の確保及び運営	通常の避難所では避難生活が困難な要援護者のための避難所として、社会福祉施設等と協定を結び、福祉避難所を確保します。	直営	継続実施	庁内災害配備態勢の整備及び災害時の配備を行った。 2回の情報伝達訓練の他、福祉避難所指定施設を交えた社避難所訓練・連絡調整会を実施した。	訓練により、福祉避難所の被災状況の報告から要配慮者の受入れ依頼までの一連の流れを確認できた。 連絡調整会により、指定施設の懸念事項等を確認できた。	指定施設との連携強化に加え、「災害時における宿泊施設の提供等に関する協定」に基づいた静岡県ホテル旅館生活衛生同業組合市内各支部との連携強化を図る。	福祉避難所設置計画書の更新による連携強化及び静岡県ホテル旅館生活衛生同業組合市内各支部との連絡体制の整備	4	90	0	福祉総務課
188	聴覚障がいのある人のための緊急情報受信事業	①登録された聴覚障がいのある人に対し、大雨・洪水・土砂災害等の警報や避難勧告等の災害情報が同報無線で発表された際に、24時間体制でファックスでの情報提供を実施します。 ②緊急通報を24時間体制で指令課で受信します。 【緊急通報受信体制】 ■NET119 登録された聴覚障がいのある人が携帯電話等で発信した文字情報による緊急通報を受信します。 ■FAX119 聴覚障がいのある人がファックスを使用し発信した緊急通報を受信します。 【緊急通報内容】 火災・救急・救助・ガス漏れ事故等	直営	①対象となる災害情報の発表件数に対する、ファックス送信回数の割合：100％ ②継続実施	①対象となる19件の警報すべてに対応した。 ②障がいがある方からの災害発生事案に速やかに対応した。	①聴覚障がいのある人への情報保障ができている。 ②管轄住民の「安全・安心の確保」に寄与することができた。	①FAXからの情報発信を行うにあたって、運用方法により、タイムラグが生じることがある（平均約12分、最長29分）。 ②継続的に普及啓発活動を行っていく必要がある。	①オンラインによる発信を導入することにより、警報発令から情報発信までの時間短縮を図る。 ②継続的に普及啓発活動を行う。	3	①100 ②330	①37 ②330	①障害福祉企画課 ②指令課

個別避難計画の作成に向けて

福祉総務課

1. 個別避難計画について

個別避難計画とは、以下のとおりです。

高齢者や障がい者など、災害時に一人では避難することが困難な方（避難行動要支援者）について、誰が支援するか、どこに避難するか、避難するときどのような配慮が必要かなど、一人ひとりの状況に合わせてあらかじめ計画して記載したもの（静岡県「個別避難計画作成の手引き」より抜粋）

災害対策基本法改正により、令和3年から、個別避難計画の作成が市町の努力義務となりました。

（1）個別避難計画と避難時要支援者名簿の違い

避難時要支援者名簿は、以下のとおりです。

市役所や町役場では、避難行動要支援者の方々の名簿を作成・管理しています。
災害が起きた時に、名簿を活用して、避難行動要支援者の安否確認や救出・救助を行います。
また、名簿に記載されている方々の同意を得て、自主防災組織、自治会や民生委員等に名簿を提供することができます。（静岡県「個別避難計画作成の手引き」より抜粋）

平成25年より、市町はこの避難時要支援者名簿を作成することが義務付けられています。

個別避難計画は、避難時要支援者名簿の記載事項に加えて「避難支援等実施者の氏名等」「避難場所、避難経路等」を記載することが、災害対策基本法において定められています。

避難時要支援者名簿の対象者は、それぞれの市町において定めています。本市では、以下の条件に当てはまる方々を名簿作成対象者としています。

- ①65歳以上の高齢者のみの世帯又はひとり暮らしの高齢者
- ②要介護認定を受けている者
- ③身体障害者手帳の交付を受けている者
- ④療育手帳の交付を受けている者
- ⑤精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

- ⑥特定疾患の医療費助成認定を受けている難病患者
- ⑦乳幼児が3人以上いる世帯の世帯主
- ⑧その他支援が必要な者

前述の個別避難計画は、この避難時要支援者名簿対象者について定めることが求められていますが、国はこの個別避難計画について「市町の限られた体制の中で、できるだけ早期に作成できるよう、優先度が高い方から作成することが適当である」と示しています（内閣府（防災担当）「避難行動支援者の避難行動支援に関する取組指針」より）。

（2）本市の状況

本市では、令和3年度から令和4年度にかけて「個別避難計画作成モデル事業」として、介護分野・障害分野から希望者を募り、延べ68人の避難時要支援者の個別避難計画を作成しました。

2. 今後の取組（目標：令和6年度中）

（1）個別避難計画の記載項目・記載方法等の決定

「避難支援等実施者がいない場合どうすればいいか」「避難支援等実施者確保のためにどう対応すればいいか」「避難経路はどのように定め、計画にはどのように記載すべきか」等について、関係機関（危機管理総室・各区地域総務課・高齢者福祉課・障害福祉企画課等）と協議し、方針を定めます。

（2）個別避難計画の優先作成対象者の条件の決定

避難時要支援者名簿対象者の中から、「居住する区域のハザードマップにおける危険度が高いか」「避難することが特に困難であるか」等を考慮の上、関係機関（危機管理総室・各区地域総務課・高齢者福祉課・障害福祉企画課等）と協議し、特に優先して個別避難計画を作成すべき対象者の条件を定めます。

（3）個別避難計画の作成開始

上記（1）（2）を定めたら、各区福祉事務所、介護事業所、障害相談支援事業者等の協力の下、優先作成対象者に向けて個別避難計画の作成の呼びかけ・支援を進めます。

○災害対策基本法（抜粋）

第三節 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等

（平二五法五四・追加、令三法三〇・改称）

（避難行動要支援者名簿の作成）

第四十九条の十 市町村長は、当該市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるとともに、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下この条及び次条第一項において「避難行動要支援者名簿」という。）を作成しておかなければならない。

2 避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

一氏名

二生年月日

三性別

四住所又は居所

五電話番号その他の連絡先

六避難支援等を必要とする事由

七前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項

3 市町村長は、第一項の規定による避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

4 市町村長は、第一項の規定による避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認めるときは、関係都道府県知事その他の者に対して、要配慮者に関する情報の提供を求めることができる。

（平二五法五四・追加）

（名簿情報の利用及び提供）

第四十九条の十一 市町村長は、避難支援等の実施に必要な限度で、前条第一項の規定により作成した避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報（以下「名簿情報」という。）

を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

2 市町村長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）に定める民生委員、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第百九条第一項に規定する市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者（次項、第四十九条の十四第三項第一号及び第四十九条の十五において「避難支援等関係者」という。）に対し、名簿情報を提供するものとする。ただし、当該市町村の条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて本人（当該名簿情報によつて識別される特定の個人をいう。次項において同じ。）の同意が得られない場合は、この限りでない。

3 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

（平二五法五四・追加、令三法三〇・一部改正）

（名簿情報を提供する場合における配慮）

第四十九条の十二 市町村長は、前条第二項又は第三項の規定により名簿情報を提供するときは、地域防災計画の定めるところにより、名簿情報の提供を受ける者に対して名簿情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の当該名簿情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（平二五法五四・追加）

（秘密保持義務）

第四十九条の十三 第四十九条の十一第二項若しくは第三項の規定により名簿情報の提供を受けた者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であつた者は、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（平二五法五四・追加）

（個別避難計画の作成）

第四十九条の十四 市町村長は、地域防災計画の定めるところにより、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための計画（以下

「個別避難計画」という。)を作成するよう努めなければならない。ただし、個別避難計画を作成することについて当該避難行動要支援者の同意が得られない場合は、この限りでない。

2 市町村長は、前項ただし書に規定する同意を得ようとするときは、当該同意に係る避難行動要支援者に対し次条第二項又は第三項の規定による同条第一項に規定する個別避難計画情報の提供に係る事項について説明しなければならない。

3 個別避難計画には、第四十九条の十第二項第一号から第六号までに掲げる事項のほか、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

一避難支援等実施者（避難支援等関係者のうち当該個別避難計画に係る避難行動要支援者について避難支援等を実施する者をいう。次条第二項において同じ。）の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先

二避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

三前二号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項

4 市町村長は、第一項の規定による個別避難計画の作成に必要な限度で、その保有する避難行動要支援者の氏名その他の避難行動要支援者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

5 市町村長は、第一項の規定による個別避難計画の作成のため必要があると認めるときは、関係都道府県知事その他の者に対して、避難行動要支援者に関する情報の提供を求めることができる。

（令三法三〇・追加）

（個別避難計画情報の利用及び提供）

第四十九条の十五 市町村長は、避難支援等の実施に必要な限度で、前条第一項の規定により作成した個別避難計画に記載し、又は記録された情報（以下「個別避難計画情報」という。）を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

2 市町村長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、避難支援等関係者に対し、個別避難計画情報を提供するものとする。ただし、当該市町村の条例に特別の定めがある場合を除き、個別避難計画情報を提供することについて当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者及び避難支援等実施者（次項、次条及び第四十九条の十七において「避難行動要支援者等」という。）の同意が得られない場合は、この限りでない。

3 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者

の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、個別避難計画情報を提供することができる。この場合においては、個別避難計画情報を提供することについて当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者等の同意を得ることを要しない。

- 4 前二項に定めるもののほか、市町村長は、個別避難計画情報に係る避難行動要支援者以外の避難行動要支援者について避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、避難支援等関係者に対する必要な情報の提供その他の必要な配慮をするものとする。

(令三法三〇・追加)

(個別避難計画情報を提供する場合における配慮)

第四十九条の十六 市町村長は、前条第二項又は第三項の規定により個別避難計画情報を提供するときは、地域防災計画の定めるところにより、個別避難計画情報の提供を受ける者に対して個別避難計画情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者等及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(令三法三〇・追加)

(秘密保持義務)

第四十九条の十七 第四十九条の十五第二項若しくは第三項の規定により個別避難計画情報の提供を受けた者（その者が法人である場合にあつては、その役員）若しくはその職員その他の当該個別避難計画情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であつた者は、正当な理由がなく、当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者等に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(令三法三〇・追加)

「避難行動要支援者のための個別避難計画」様式例

各市町独自で作っている
様式があります

避難行動要支援者のための個別避難計画									
基礎情報	氏名	生年月日		性別					
	住所								
	電話	FAX							
	E-mail	区班							
	家族構成・同居情報等	建築時期	構造	耐震診断	家具固定	※寝室の位置、普段いる部屋等			
居住建物	見取図								
要支援情報	介護認定	(認知症) 有・無							
	障害者手帳								
	その他の留意事項								
利用中の医療福祉サービス(学校園等を含む)	介護保険/総合事業	サービス	事業所名		電話				
	障害福祉/児童福祉	サービス	事業所名		電話				
	医療機関	名称			電話				
	家族等緊急連絡先	① 氏名	続柄等		住所				
	② 氏名	続柄等		住所					
	電話	FAX		E-mail					
緊急時の情報伝達									
特記事項									

避難誘導時の留意事項	
避難時携行医薬品等	
避難先での留意事項	
避難場所避難経路	
備考	

安否確認避難支援等実施者	①	氏名	続柄等		住所	
		電話	FAX	E-mail		
	②	氏名	続柄等		住所	
		電話	FAX	E-mail		
	③	氏名	続柄等		住所	
		電話	FAX	E-mail		

令和 年 月 日

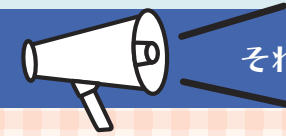
上記の内容について、誤り等がないことを確認しました。また、記載事項を次の関係者に情報提供することに同意します。(●は常備提供、○は発災時のみ提供)
●民生委員・児童委員 ●区(自主防災を含む) ●避難を支援する人 ●長泉町(福祉、防災)
○消防署 ○警察署 ○支援ボランティア

氏名
代理署名
(本人との関係)

静岡県

要配慮者のいのちを守る

個別避難計画 作成の手引き



それぞれ**高齢者事例**と**障がい者事例**の2つの実践事例「映像」を制作しました。

調整会議開催・会議後までの「構成員の生の声」
を知りたい方は**こちら!**

計画作成～実証実験までの「作成の手順」
を知りたい方は**こちら!**

最期まで安心して暮らせる長泉町をめざして
～個別避難計画～

動画時間:12分12秒



二次元バーコード

動画はコチラから見れます



静岡県災害時ケアプラン実践事例映像
～モデル地区(富士市森島区)～

動画時間:23分58秒



二次元バーコード

動画はコチラから見れます



【自治会のみなさま】参考資料

個別避難計画の作成に
取り組むみなさまへ
(PDF資料)



二次元バーコード

内閣府 防災情報のページ
「みんなで減災」



二次元バーコード

災害時に自力で避難できない方を
誰が支援するか、
どこに避難するか、
どのような配慮が必要か、
あらかじめ確認しておきましょう



問い合わせ

静岡県社会福祉協議会 福祉企画部 経営支援課
〒420-8670 静岡市葵区駿府町1-70 TEL 054-254-5231 / FAX 054-251-7508 / E-mail: keiei5@shizuoka-wel.jp



避難行動要支援者とは…

要配慮者の中でも自力での避難が難しく、避難の確保に特別な配慮が必要な人



避難行動要支援者の特徴

- 1 身の危険を察知できない人
- 2 救助者に助けを呼べない人
- 3 自分ひとりでは避難できない人
- 4 避難所での生活が難しい人



避難行動要支援者名簿とは…

市役所や町役場では、避難行動要支援者の方々の名簿を作成・管理しています。災害が起きた時に、名簿を活用して、避難行動要支援者の安否確認や救出・救助を行います。また、名簿に記載されている方々の同意を得て、自主防災組織、自治会や民生委員等に名簿を提供することができます。

- 名簿管理の方法（例）
- 金庫など施錠可能な場所に保管し、複製は行わない
 - 避難支援を担当する関係者に限り、情報を提供する
 - 自治会内で名簿を管理する人を限定する



個別避難計画とは…

高齢者や障がい者など、災害時に一人では避難することが困難な方（避難行動要支援者）について、誰が支援するか、どこに避難するか、避難するときにどのような配慮が必要かなど、一人ひとりの状況に合わせてあらかじめ計画して記載したものを「個別避難計画」といいます。

地域住民だけではなく、ケアマネジャーや相談支援専門員等といった福祉専門職の協力を得て個別避難計画を作成しましょう

ひとりで避難できない人の命を守るためには
「本人・家族の自覚」「支援の確保」が重要です。

地域みんなで作る

個別避難計画とは？

- 〈参加メンバー〉
- 行 行政
 - 地 地域住民
 - 当 当事者
 - 福 福祉専門職
 - 社 社会福祉協議会



行

STEP 1

対象地区・対象者選定・連絡者調整

対象となる市町・地区を選定。計画作成対象者となる高齢者・障がい者等を選定する。

行

STEP 2

福祉専門職向け防災力向上研修

福祉専門職（ケアマネジャー・相談支援専門員等）に対し、災害リスク等に関する講義や個別避難計画作成演習を実施。

福

福祉理解研修（住民勉強会）

対象となる自主防災組織及び住民に、障がい特性等を学ぶ福祉理解研修を実施。

行

STEP 3

当事者力アセスメント

福祉専門職が避難行動要支援者に対して行うアセスメント。平常時の福祉サービスや家庭環境等や本人の防災リテラシーを確認する。

行

STEP 4

地域力アセスメント

地域での避難支援に利用可能なフォーマル資源（利用している福祉サービス事業所等）、インフォーマル資源（自治会等）についてのアセスメント。自治会等で所有している避難支援のための資機材などの確認。

行

STEP 5

調整会議（ケース会議）

対象の避難行動要支援者（及びその家族）と、支援関係者が集まり、避難行動要支援者の心身や家族等の状況、地域とのつながり、平常時の福祉サービス利用の情報を共有し、災害時の個々の避難支援に関する方針を協議する場。

行

STEP 6

計画の検証・改善

当事者を含めた防災訓練を実施し、訓練時で明らかになった課題を踏まえ個別避難計画の検証や修正を行う。

「福祉」と「防災」を勉強しています。障がいって何？車いすの操作方法は？地域のハザードは？等、自分が住んでいる町のことを地域でしっかりと考えることが大切です。



自治会役員・民生委員等が避難行動要支援者本人と相談しながら、発災時にどのような支援が必要なのか、その内容を確認しましょう。避難時の配慮や支援方法を担当の福祉専門職にも確認してみましょう。

福祉専門職が本人の「備え」や避難に必要なこと、住環境等を確認しています。



当事者家族

相談支援専門員

安心防災帳

普段の生活、身体状況、誰がどのように避難を支援するか、避難経路…。本人、家族と地域の関係者、福祉専門職で検討しています。



自治会役員や民生委員、避難支援者、本人、福祉専門職等とで情報伝達方法、避難経路、避難方法等について相談し、自宅から避難先までに危険箇所はないか、ハザードマップで確認し、個別避難計画をまとめましょう。

みんなで作った個別避難計画に沿って、避難訓練をしてみましょう。介助の方法、移動手段、経路…。新たに気づいたことをみんなで話し合っ、個別避難計画に反映させましょう。



計画作成後は、計画に基づく避難訓練を行い、改善点を計画に反映させましょう。